令和7年度

土木部事業概要

かごしま未来応援隊!

(愛称:KMO『Kagoshima Mirai Ouentai』)



鹿児島県土木部



目 次

IX	資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
VIII	令和7年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業(市町村への間接補助)	
	(2) かごしま空き家活用促進事業	
	(1) 空き家対策啓発等支援事業	
8	3 空き家対策の推進について ・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(4) ブロック塀等の安全対策	
	(3) 住宅の耐震化の促進	
	(2) 大規模建築物の耐震化の促進	
	(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定	
7	7 建築物の耐震化の促進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(5) 宅地防災対策の促進	
	(4) 盛土規制法に基づく規制区域の指定及び既存盛土等調査の実施	
	(3) 土砂災害警戒区域等の指定	
	(2) 流域治水協議会	
	(1) 水防災意識社会再構築協議会	
6	6 防災・減災対策のためのソフト施策の充実について ・・・・・・・	1 9
5	5 防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策について・・・・・	1 8
4	1 公共土木施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・	1 8
9	3 建設業における働き方改革の推進について・・・・・・・・・・・	1 8
2	2 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)への対応について・	1 7
1	l 電子入札について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
VII	土木行政の推進	1 5
VI	令和7年度の主要施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
.		.=
V	令和 7 年度の重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
IV	令和7年度当初予算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ш	施策の体系(令和7年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Π	防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策・・・・・・・・	2
п	は然、暑然、同土強靭ルのをみのこめ年加速ル製築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
1	社会基盤整備の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・	1

I 社会基盤整備の基本的な考え方

1 重点事業と地域密着型事業

県においては、「今後の社会基盤整備のあり方」に基づき、事業を「重点事業」と 「地域密着型事業」に区分し、メリハリをつけた社会資本の整備に努めている。

(1) 重点事業 (土木部関係分)

「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」や「安心・安全な県 民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業を重点事業として位置づけ、集中的 な整備に努める。

- ① 「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」を図る事業
 - ア 高規格道路,一般広域道路の整備
 - イ 離島幹線道路の整備
 - ウ 重要港湾の整備
- ② 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業
 - ア 甚大な被害(浸水災害,土砂災害)が発生した地域や老人福祉施設等を保全する 河川や砂防等の災害防止施設の整備
 - イ 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去
 - ウ 災害発生時においても主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策
 - エ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供
 - オ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

(2) 地域密着型事業

関係市町村との意見交換等を踏まえ、優先度による峻別と重点化を進め、地域にとって真に必要な社会基盤の整備を進める。

2 令和7年度当初予算の状況

	区分	対前年度当初比
1	公 共 事 業 (土木部)	1 0 0 %
	重 点 事 業	1 0 0 %
	交通ネットワークの形成	1 0 0 %
	安心・安全な県土づくり	1 0 1 %
	地域密着型事業	9 9 %

Ⅱ 防災・減災 国土強靭化のための5か年加速化対策

令和2年 12 月に閣議決定された「防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策」 について,5年目分の予算が令和6年度補正予算に前倒しで措置されたところであり,引き続き「防災・減災,国土強靱化」に集中的に取り組む。

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の概要

(1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

- ① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - ・流域治水対策 (河川,下水道,砂防,海岸など)
 - ・港湾における津波対策
 - ・地震時等に著しく危険な密集市街地対策 など
- ③ 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
 - ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化
 - ・高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能 強化対策
 - ・市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策 など

(2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

- ・河川管理施設・道路・港湾・空港等の老朽化対策
- ・老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策 など

(3) 国土強靱化に関する施設を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

- ① 国土強靱化に関する施設のデジタル化
 - ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
 - ・IT を活用した道路管理体制の強化対策 など
- ② 災害関連情報の予測,収集・集積・伝達の高度化
 - ・河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策 など

〈事業規模〉概ね15兆円程度

2 本県の防災・減災、国土強靱化事業費(土木部関係)

(県配分額,百万円)

	3か年緊急対策					
	H30 補正	R1 当初	R2 当初	合 計		
県 事 業	5, 460	8, 125	6, 942	20, 527		
直轄負担金	407	1, 197	1,614	3, 217		
合 計	5, 867	9, 322	8, 556	23, 745		
			5 カ	中加速化	対策	
	R2 補正	R3 補正	5 た R4 補正	中加速化 R5 補正	対策 R6 補正	合 計
県 事 業	R2 補正 26, 524	R3 補正 15, 485				合 計 94,162
県事業 直轄負担金			R4 補正	R5 補正	R6 補正	

Ⅲ 施策の体系(令和7年度)

《かごしま未来創造ビジョンから土木部関連分を抜粋》

(中項目) (小項目) ・障害者一人ひとりの人格と個性が尊重され 障害者等の個性と能力を生か る社会づくり 誰もが個性と能力 せる社会の形成 を発揮し活躍でき る社会の実現 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体 誰もが役割を持ち、支え合い。 制の構築 尊重される社会の形成 健康で長生きでき 住み慣れた地域で自分らしい る社会の実現と良 - 介護サービス基盤の整備 生活を続けられる地域包括ケ 質な医療・介護の アの推進 確保 地球環境を守る脱炭素社会づ 温室効果ガス排出削減対策等の推進 (4 脱炭素社会の実現 と豊かな自然との 共生 自然と共生する地域社会づく 多様な自然環境の保全・再生 強靱な県土づくりと危機管理 ・防災・減災対策 国土強靱化の充実強化 大規模災害等への即応力の強化等 安心・安全な県民 生活の実現 どこよりも安全で安心して暮 ・交通事故の少ないまちづくりの推進 らせる地域社会づくり 主要幹線道路等の整備 人やモノの交流を支える交通 港湾施設の整備 ネットワークの形成 空港の機能向上 快適な生活環境の 橋梁・トンネル等の施設の適切な維持管理 向上と世界につな がる県土の創造 個性豊かで魅力ある景観づく 個性豊かで魅力ある景観づくり 活力あるまちづくり と活力あるまちづくり 個性を生かした地域づくり ・地域特性を生かした活力の創出 個性を生かした地 移住・交流の促進と関係人口 ・移住・交流の促進 域づくりと移住・ の創出・拡大 交流の促進 つながる地域のカ「共生・協 ・行政の協働化による地域の主体的な取組の 働かごしま」の実現 島々の魅力を生かした奄美・ 島々の暮らしを支える環境の整備 離島の振興 多様で魅力ある 奄美・離島の振興 離島の交通ネットワークの形 離島の交通基盤の整備 魅力ある癒やしの観光地の形 観光の「稼ぐ力」 地域の観光資源の活用及び創出等 の向上 企業の「稼ぐ力」 県産品の国内外マーケットへ 海外市場の開拓と販路拡大 の向上 の戦略的な展開 多彩なキャリアを ・商工業、建設業等を支える人材の確保・育 地域産業の振興を支える人材 デザインできる働 き方の創出 デジタルテクノロ ジーを活用した県 行政のデジタル化 行政サービスの向上 民の暮らしの質の 向上 は、重点施策が含まれる項目

Ⅳ 令和7年度当初予算の概要

1 当初予算額

単位:千円,%

区分	7年度当初予算額	前年度比
一般会計	97, 266, 695	104.1
特別会計	6, 985, 556	87.1
総計	104, 252, 251	102.7

<主な内訳>

(一般会計) 公 共 事 業 58,044,767千円 (100.0%)

県 単 公 共 事 業 15,372,407千円 (100.1%)

災害復旧事業 11,093,545千円 (139.8%)

その他の事業 12,755,976千円 (105.7%)

(特別会計) 公共土木用地取得先行事業 0千円 (皆減)

港 湾 整 備 事 業 6,985,556千円 (87.2%)

2 債務負担行為

一般会計 10,696,172千円

特 別 会 計 2,022,000千円

V 令和7年度の重点施策

【能登半島地震を踏まえた防災対策の更なる充実・強化】

〈能登半島地震を踏まえた防災対策の取り組み〉

1 木造住宅耐震改修加速化事業

10,000 千円

木造住宅の耐震化を加速させるため、市町村が国の補助制度を活用して耐 震改修工事費の一部を助成する場合、県が上乗せ補助を実施する。

【安心・安全な県民生活の実現】

〈強靱な県土づくりと危機管理体制の強化〉

2 緊急輸送道路等の整備

5,515,243 千円

災害発生時における道路交通の機能を確保するため,緊急輸送道路等の整備を行う。

実施箇所 国道 504 号 西光寺拡幅 県道川内串木野線 高江長崎工区 県道指宿鹿児島インター線 池田工区 など

3 橋梁の耐震補強

800,000 千円

緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。

実施箇所 県道鹿屋高山串良線 高良橋(肝付町)など

4 道路災害防除事業

576, 312 千円

交通の安全を確保するため,道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に擁壁 工,法面工などの防災対策工事を実施する。

実施箇所 国道 269 号 根占辺田工区(南大隅町)など

5 道路補修事業(道路施設の老朽化対策)

2,537,085 千円

橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して,計画的な点検及び補修を 行う。

・ 実施箇所 県道玉取迫鹿児島港線 慈眼寺大橋(上り)(鹿児島市) 国道 58 号 三太郎トンネル (奄美市) など

6 河川改修事業(浸水対策)

3.700.596 千円

沿川に資産が集積している都市河川やこれまでに大きな浸水被害を受けた 河川の抜本対策を行う。

対象河川 新川,稲荷川,万之瀬川,雄川,神之川,別府川 羽月川,甲女川,大美川など

7 県単河川等防災事業 (寄洲除去)

1,800,000 千円

河川の氾濫を未然に防止するため,着実に寄洲の除去を行う。

実施箇所 鹿児島市甲突川,鹿児島市永田川,南九州市万之瀬川 薩摩川内市樋脇川,霧島市天降川,鹿屋市串良川, 南種子町鹿鳴川,宇検村河内川など

8 総合流域防災事業(砂防事業等調査)

381, 210 千円

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため、土砂災害 の被害を受けるおそれがある箇所の調査を行う。

・ 実施箇所 鹿児島市,南さつま市,薩摩川内市など

9 火山砂防事業

1.071.000 千円

火山地域の荒廃渓流において,土砂流出による災害から人家,耕地等を守るため、砂防堰堤や護岸工等の整備を行う。

実施箇所 いちき串木野市栗山追川,屋久島町金ヶ迫1,伊佐市牛尾川など

10 急傾斜地崩壊対策事業

2,035,950 千円

がけ崩れによる土砂災害から住民の生命を守るため、擁壁工、法面工など の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。

実施箇所 鹿児島市大峯3,姶良市小川内,曽於市渡辺団地 西之表市浦田,奄美市鳩浜2,龍郷町戸口 宇検村下朝戸,瀬戸内町西古見など

11 港湾海岸高潮対策事業(老朽化対策)

491.400 千円

海岸保全施設について、予防保全型の維持管理を行うため、長寿命化計画 に基づいた老朽化対策工事を実施する。

実施箇所 鹿児島市鹿児島港海岸,薩摩川内市里港海岸, 瀬戸内町古仁屋港海岸など

12 港湾施設改良費統合補助事業

1,538,790 千円

港湾施設について、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。

・ 実施箇所 姶良市加治木港,南種子町島間港,瀬戸内町古仁屋港など

13 盛土等許可指導事業

11,890 千円

盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく規制対象工事の 審査・許可等を実施する。

【快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造】

〈人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成〉

14 直轄道路事業

6,828,702 千円

広域的な交流ネットワークを形成する高規格道路である東九州自動車道や 南九州西回り自動車道の整備をはじめ、国が行う道路改築事業等に負担金を 支出する。

実施箇所 東九州自動車道 油津・夏井道路,日南・志布志道路 南九州西回り自動車道 芦北出水道路,阿久根川内道路 鹿児島東西幹線道路 など

15 主要幹線道路の整備

7,446,120 千円

地域間の交流・連携の強化、産業や観光の振興のほか、地域の安心・安全を確保するため高規格道路等の整備を行う。

実施箇所 国道 504 号 溝辺道路国道 504 号 阿久根高尾野道路県道鹿屋吾平佐多線 吾平道路 など

16 臨港道路(鴨池中央港区線)の整備

1, 289, 088 千円

鹿児島港における港湾物流の円滑化とともに、臨海部及びクルーズ船寄港時のマリンポートかごしま周辺の渋滞緩和を図るため、臨港道路の整備を推進する。

17 志布志港国際バルク戦略港湾の整備

310,710 千円

志布志港において, 飼料穀物の効率的な輸入に向けた船舶の大型化に対応 するため, 国際バルク戦略港湾としての整備を推進する。

18 川内港国際物流ターミナルの整備

1,511,529 千円

コンテナ物流や木材輸出の機能強化を図るとともに,大規模自然災害発生 における緊急物資等の輸送拠点を確保するため,国際物流ターミナルの整備 を推進する。

19 屋久島空港滑走路延長事業

979.650 千円

関東方面からのジェット機による直行便の就航に必要な滑走路 2,000m への整備を推進する。

〈個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり〉

20 公園の整備

592, 425 千円

県民のレクリエーション活動や自然とのふれあいなど、多様なニーズに対応するため、都市公園の整備を行うほか、安全確保のため老朽化した施設の改修等を行う。

21 街路の整備

941,835 千円

都市交通の円滑化と良好な都市環境の形成を図るための街路及び歩道等の 整備を行う。

【個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進】

〈個性を生かした地域づくり〉

22 かごしま空き家活用促進事業

3.729 千円

地域活性化に資する空き家活用を促進するため、学生及び NPO 法人等と住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信と空き家活用に取組む人材を育成する。

〈つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現〉

23 ふるさとの道サポート推進事業

11.024 千円

地域住民等による自主的な道路の清掃美化活動を推進するため、ボランティア (ふるさとの道サポーター) の活動を支援・奨励する。

24 みんなの水辺サポート推進事業

21, 107 千円

地域住民等による自主的な河川・海岸の清掃美化活動を推進するため、ボランティア (みんなの水辺サポーター) の活動を支援・奨励する。

【観光の「稼ぐ力」の向上】

〈魅力ある癒やしの観光地の形成〉

25 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業

30,605 千円

鹿児島港本港区エリアコンセプトプランの具体化に向け、県や鹿児島市、 関係団体等により構成する懇談会において情報共有や意見交換を行うほか、 事業化への取組を進める。

【多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出】

〈地域産業の振興を支える人材の確保・育成〉

26 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業

24.509 千円

建設産業が持続的に「地域の守り手」としての役割を果たせるよう,多様な担い手の確保・育成・定着を図る。

VI 令和7年度の主要施策

- 1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現
 - (1) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成
 - ① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
人にやさしい道づ	110,000 千円	すべての人々が安全かつ快適に通行できるよ
くり事業(県単公		う歩道の段差解消や勾配の改善等を行う。
共)		

- (2) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成
 - ① 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築

事 業 名	7年度對予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
県営住宅建設事業	1,135,000 千円	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な
(公共)		家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅
		を整備する。
		【原良団地(鹿児島市)など】
既設県営住宅改善	781,704 千円	既設県営住宅の安全性の確保や居住性の向上
事業 (公共)		を図るため、外壁改修や老朽化した設備の改
		善,バリアフリー化などの住戸改善を行う。
		【グリーンヒルズ伊敷団地(鹿児島市)など】

- 2 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保
 - (1) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進
 - ① 介護サービス基盤の整備

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
高齢者あんしん住	31,110 千円	高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促
まい整備事業(公		進するため、サービス付き高齢者向け住宅の整
共)		備に要する費用の一部を助成する。

3 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

① 温室効果ガス排出削減対策等の推進

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
港湾脱炭素化推進 計画の策定	33, 400 千円	西之表港及び名瀬港における温室効果ガスの 現状及び削減目標,講じるべき取組等をとりま とめた港湾脱炭素化推進計画を策定する。
空港脱炭素化推進 計画の策定	15,750 千円	喜界空港における温室効果ガスの現状及び削減目標,講じるべき取組等をとりまとめた空港 脱炭素化推進計画を策定する。

(2) 自然と共生する地域社会づくり

① 多様な自然環境の保全・再生

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
合併処理浄化槽整	229, 190 千円	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推
備促進事業(県単		進事業を実施する市町村に対して助成する。
公共)		【鹿児島市など 41 市町村】
公共下水道施設整	19,000 千円	公共下水道の整備を行う市町村に対して助成
備促進事業(県単		する。
公共)		【南さつま市1市】
農業集落排水事業	442,300 千円	農業集落排水施設の整備を行う市町村に対し
(公共)		て国補助金により補助を行う(間接補助)。
		【大和村など 12 市町村】
農業・漁業集落排	108,800 千円	農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整
水整備促進事業		備を行う市町村に対して助成を行う。
(県単公共)		【大和村など 10 市町村】
流域別下水道整備	18,000 千円	川内川において、下水道整備に関する基本計
総合計画事業(公		画である流域別下水道整備総合計画を策定する
共)		ため、水環境の調査等を行う。
		【川内川流域一円】

4 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

① 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化

主な事業名	7年度對予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
特定交通安全施設	258,610 千円	緊急輸送道路や交通途絶が予想される箇所な
等整備事業(公		どにおいて,道路利用者へ通行規制等の情報を
共)		提供するため、道路情報提供装置を整備する。
		【国道 268 号 伊佐市大口原田工区など】
電線共同溝整備事	146,580 千円	災害の防止,安全・円滑な交通の確保,良好
業 (公共)		な景観の形成等を図るため、電線地中化を進め
		る。
		【県道鹿児島東市来線 武町工区など】
直轄火山砂防事業	300,000 千円	火山噴出物の土砂流出等による災害から人
(公共)		命, 財産等を守るために, 国が行う桜島砂防事
		業に負担金を支出する。
		【鹿児島市持木川など】
直轄港湾海岸改修	158,400 千円	防災機能の強化とともに、地域活性化の核とな
事業 (公共)		る魅力ある海浜空間創造として、国が行う指宿
		港海岸の海岸事業に負担金を支出する。
盛土規制法基礎調	44,000 千円	盛土等による災害の防止を図るため、盛土規
查事業 (公共)		制法に基づく既存盛土等の基礎調査を行う。
建築物耐震化促進	30,458 千円	大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性
事業		を確保するため、法律で耐震診断を義務づけら
		れた大規模建築物の耐震改修等費用の一部を助
		成する。
		【対象建築物 昭和 56 年以前に建築された, 3
		階以上かつ延べ面積 5,000 ㎡以上のホテル・旅
		館,百貨店,店舗など】

(2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

① 交通事故の少ないまちづくりの推進

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
通学路等の整備	2,722,146 千円	事故発生の危険性が高い通学路における道路
(公共, 県単公		の整備を行う。
共)		【県道小山田谷山線 山田工区,県道布計山野
		線 山野工区,県道鹿屋環状線 野里工区な
		ど】
交通安全施設等整	2,302,140 千円	路面標示の補修や通学路の緊急合同点検箇所
備事業(公共, 県		等の交通安全対策など
単公共)		【国道 504 号 市成工区,県道末吉財部線 深
		川工区, 国道 448 号 柏原工区, 国道 58 号 戸
		ロエ区,県道下平川内城線 久志検工区など】

5 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

(1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

① 港湾施設の整備

主な事業名	7年度劉予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
直轄港湾事業	2,421,357 千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点として
		の機能を強化するため、国が行う鹿児島港など
		の港湾事業に負担金を支出する。
重要港湾の整備	3,591,560 千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点として
(公共等)		の機能を強化するため、志布志港など重要港湾
		の整備を行う。
地方港湾の整備	3,449,140 千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定
(公共)		期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するた
		め、垂水港、長浜港、亀徳港等の整備を行う。

② 空港の機能向上

主な事業名	7年度劉予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
離島空港の整備	1,953,000 千円	ジェット機就航のため,屋久島空港において
(公共)		滑走路延長を行うとともに、空港施設の機能保
		持・向上のため、奄美空港等において滑走路端
		安全区域の整備や航空灯火のLED化等を行
		う。

6 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

① 移住・交流の促進

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
かごしま空き家活	3,729 千円	地域活性化に資する空き家活用を促進するた
用促進事業		め, 学生及び NPO 法人等と住民とのワークショ
		ップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家
		活用策の情報発信と空き家活用に取組む人材を
		育成する。
空き家活用セーフ	3,750 千円	空き家を賃貸住宅として利用するための改修
ティネット住宅改		工事を行い、高齢者や移住者等の住宅確保要配
修事業 (公共)		慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有
		者等に対し、市町村が補助する改修費の一部を
		助成する。

7 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

① 島々の暮らしを支える環境の整備

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
奄美・離島地域の	4,730,372 千円	奄美,離島地域の生活の基盤となる道路の整
道路の整備(公		備を行う。
共, 県単公共)		【県道手打藺牟田港線 芦浜工区,県道西之表
		南種子線 野木工区,国道 58 号 おがみ山バ
		イパス, 県道伊仙天城線 真瀬名工区など】

(2) 離島の交通ネットワークの形成

① 離島の交通基盤の整備

主な事業名	7年度劉予算額	事 業 内 容 ・ 箇 所 等
直轄港湾事業	235, 200 千円	大規模自然災害発生時における緊急物資等の
(再掲)		海上からの輸送ルートを確保するため、国が行
		う西之表港,名瀬港の港湾事業に負担金を支出
		する。
重要港湾の整備	1,409,420 千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定
(再掲)		期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するた
		め,西之表港,名瀬港の整備を行う
地方港湾の整備	3, 162, 590 千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定
(再掲)		期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するた
		め,宮之浦港,亀徳港等の整備を行う。
離島空港の整備	1,953,000 千円	ジェット機就航のため,屋久島空港において
(再掲)		滑走路延長を行うとともに,空港施設の機能保
		持・向上のため、奄美空港等において滑走路端
		安全区域の整備や航空灯火のLED化等を行
		う。

8 企業の「稼ぐ力」の向上

(1) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開

① 海外市場の開拓と販路拡大

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
国際物流港湾形成	3,200 千円	国内外の船会社・荷主・物流事業者等に対し
促進事業		て志布志港及び川内港の利用促進を図る。
志布志港・川内港	4,500 千円	志布志港・川内港の更なる利用促進を図るた
輸出入促進トライ		め、荷主企業が行うコストやリードタイムの検
アル事業		証などの運送実験に係る経費の一部を支援す
		る。

9 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

(1) 行政のデジタル化

① 行政サービスの向上

事 業 名	7年度劉予算額	事 業 内 容
公共事業支援統合	118,377 千円	公共事業における受発注者の入札手続等の効
情報システム導入		率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同
推進事業		で構築した電子入札システムを運用するととも
		に,電子納品の推進を図る。
土木行政総合シス	144,940 千円	土木行政事務を円滑に遂行するため、平成 11
テム再構築事業		年に整備したシステムの老朽化に伴う更新整備
	その他債務負	を行う。
	担行為限度額	
	579, 760	
	,	

(参考) 道路建設事業の内容・箇所等

○ 高規格幹線道路の整備

				DE DE CENTRE DE LA CONTRACTOR DE CONTRACTOR
路	線名	区間	距離	整備状況等
九自	州 縦 貫動 車 道	~鹿児島市	約428㎞ 【県 域 約67km	全線4車線以上供用済
東自	九 州動車道	福岡県北九州市 ~鹿児島市	1	油津・夏井道路(県境〜夏井間:4.4km) : 事業中日南・志布志道路(夏井〜志布志 IC 間:3.7km) : 事業中志布志 IC〜鹿屋串良 JCT〜末吉財部 IC 間(48.0km): 供用済本吉財部 IC〜隼人東 IC 間(27.3km): 供用済(暫定2車線)※末吉財部 IC〜国分 IC 間(22.5kmのうち7.1km)の4車線化:事業中隼人東 IC 〜加治木 JCT 間(7.3km) : 供用済(4車線)
南西自	九 州 回 り 動 車 道	~鹿児島市	約142 ㎞ 【県域 【約91km	芦北出水道路(県境〜出水 IC 間: 7.8km) : 事業中 出水 IC~阿久根 IC 間(14.9km) : 供用済 阿久根川内道路(阿久根 IC~薩摩川内水引 IC 間: 22.4km) : 事業中 薩摩川内水引 IC~鹿児島 IC 間(46.2km) : 供用済 [能2職] ※美山 IC~伊集院 IC 間(6.1kmのうち2.3km)の4車線化 : 事業中

○ 高規格道路の整備(高規格幹線道路除く)

同况作坦斯V/金州(同况作中MX坦斯							
	路	線	名		区間	距離	整備状況等
							末吉道路(2.9 km) : 供用済
都	城志	布:	去 渞	敃	端網都城市	約 44km	末吉松山有明道路(8.3 km) : 供用済
디	·/•/\ 1 Li	1111	다, 샤브	μЦ	~志布志市	[恒 将]	有明道路(4.3 km) : 供用済
					100/11110/1111	約 22k	有明志布志道路(3.6 km) : 供用済
						[NJ 22K]	
							志布志道路(3.2 km) : 供用済
п.	.11.: 1.:	He bler	- 124	пb	赤白士	4/ 0.11	溝辺道路(約 14 km) : 事業中
北	薩利) 對	「追	路		約 64km	北薩空港道路(5.6 km) : 供用済
					~阿久根市		薩摩道路 (5.0 km) : 供用済
							薩摩道路(5.0 km) : 供用済 広瀬道路(5.8 km) : 供用済
							宮之城道路(約 10 km) : 事業中
							泊野道路(9.2 km) : 供用済
							紫尾道路(5.3 km) : 供用済
							阿久根高尾野道路(9 km) : 事業中
鹿	児	島	東	西	鹿児島市		鹿児島東西道路(3.4 km) : 事業中
幹	線		道	路		約6km	
			_		,, =, =, ,		高麗本通線以東(約3km)は未着手
鹿	児	島	南	北	鹿児島市	約 10km	計画路線
幹	線		道	路	~鹿児島市		
							串良鹿屋道路(6.1km) : 供用済
					鹿屋市	約 33km	吾平道路(4.2km) : 事業中
					~錦江町		吾平大根占田代道路(約 16km) : 事業中
大	隅	縦	貫	道	>1121		串良鹿屋道路から吾平道路までの区間は現道活用
1 `	11.4	11100	<i>></i> \	~	***		大竹野工区(5.0km) : 供用済(現道活用)
					錦江町	約 20km	大中尾工区(約 4km) : 事業中
					錦江町 ~ 南大隅町	WY ZOKIII	※交付金事業により整備中
							次文内並ず来により並帰下 指宿有料道路(Ⅲ期)(7.6km) : 供用済
南	薩	经	世	出	鹿児島市		川江道牧(6 51m) · 州田汶
円	沙生	州厂	貝	坦	展光島市 ~枕崎市	約 47km	川辺道路(6.5km) : 供用済
					~化呵巾		知覧道路(5.7km) : 供用済
							霜出道路(3.4km) : 供用済
							上記以外の区間は現道活用

Ⅲ 土木行政の推進

1 電子入札について

公共事業における入札等の効率化や透明性の向上を図るため,市町村と共同で構築した電子入札システムを運用しており、令和7年4月1日現在、全市町村で利用されている。

【経緯及び取組状況等】

- ・ 平成19年9月から試行開始し、段階的に適用範囲を拡大
- ・ 平成22年1月から全面的な電子入札を開始
- ・ 県内全ての市町村とシステムの共同運用の体制が整っており、電子入札の円滑な 運用に向け、県として、各自治体への支援を実施
- ・ 令和7年4月1日現在,全市町村で電子入札システムを利用。

2 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)への対応について

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として,「公共工事 の品質確保の促進に関する法律」が改正された。

公共工事の発注者においては、工事や測量設計などの業務について発注関係事務の更なる適切な実施が求められることとなった(令和6年6月19日施行)

また、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。(令和7年2月3日運用開始)

県では、最新の単価を用いた予定価格の設定、債務負担行為の活用や余裕期間の設定等による施工時期の平準化のほか、緊急性に応じた適切な入札・契約方法の選択など、改正品確法の趣旨に沿った取組を進めてきている。

【改正のポイント】

◇担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- ・休日の確保の促進(関係部局が連携した平準化の促進)
- ・処遇改善の促進(能力に応じた適切な処遇の確保,適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止 等)
- ・担い手の確保のための環境整備(担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置)
- ◇地域建設業等の維持に向けた環境整備
 - ・適切な入札条件等での発注の推進(地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注 等)
 - ・災害対応力の強化(技術力のある業者と地域の業者が連携した迅速復旧,災害工事での労災保険契約の締結促進及び予定価格への反映等)
- ◇新技術の活用等による生産性向上
 - ・新技術の活用, 脱炭素化の促進(調査等や発注から維持管理までの I C T 活用, 脱炭素の促進, 新技術活用の適切な評価及び予定価格への反映)
- ◇公共工事の発注体制の強化
 - ・発注者への支援充実(発注職員の育成支援及び発注事務の実態把握助言,維持管理を広域的に行うための連絡体制構築)

3 建設業における働き方改革の推進について

建設業界では、長時間労働の是正など労働環境の改善が重要な課題となっており、建設業の働き方改革を推進するため、県では、

- ・債務負担行為の活用「ゼロ県債]:約55億円計上【令和6年度】
- ・余裕期間制度の活用:期間延伸 120 日間
- ・設計労務単価の引き上げ:全職種対前年平均6.0%上昇(全国6.0%上昇)【令和7年3月】
- · I C T 活用工事【令和 7 年 4 月 1 日現在】:

土工, 法面工, 舗装工, 舗装工(修繕工), 付帯構造物設置工, 作業土工(床堀),

小規模土工, 地盤改良工, 河川浚渫工, 構造物工(橋脚·橋台), 基礎工, 擁壁工,

土工(1000m3未満),構造物工(橋梁上部),コンクリート堰堤工

の 15 工種を含む工事を対象

・週休2日工事:現場閉所の達成状況 (通期(R7.7月まで),月単位,週単位(R7.8月から))に応じ労務費などを補正

令和3年度から建築工事においても取組を推進

など、担い手の処遇改善に資する取組を推進してきたところである。

今後も、引き続き、建設業における働き方改革を推進することとしている。

4 公共土木施設の老朽化対策について

県が管理する公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中整備され、今後急速に高齢化し、修繕費用等が急増することが予想されることから、平成 27 年 3 月に策定された「鹿児島県公共施設等総合管理計画」(令和 5 年 3 月改定)や各々の個別施設計画に基づき、予防保全などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図ることとしている。

個別施設計画については、橋梁やトンネルなど予防保全型の維持管理を推進するため、 順次個別施設毎の策定や見直しを行い、定期的に点検を行うとともに、計画的に補修な どの対策を実施している。

また,技術講習会の実施や研修制度の充実による人材育成,点検業務の発注等の市町 村支援を実施することとしている。

5 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震,インフラの老朽化の加速度的な進行から,国民の生命・財産,国家・社会の重要な機能を守るため,国において,「3か年緊急対策」に引き続き,「防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月にとりまとめられ,おおむね15兆円程度を目途とする事業規模をもって,取組の更なる加速化・深化が図られることとなっている。

本県においては、令和3年からの「5か年加速化対策」として、河道掘削や土砂災害対策などの流域治水対策、高規格道路のミッシングリンク解消や道路法面対策、道路や港湾施設における老朽化対策などに取り組むこととしており、これらの対策に必要な公共事業予算を令和2年度から令和6年度迄の補正予算に計上したところであり、引き続き重点的かつ集中的に防災・減災、国土強靱化に取り組むこととしている。

6 防災・減災対策のためのソフト施策の充実について

(1) 水防災意識社会再構築協議会

平成 27 年 9 月 の関東・東北豪雨による水害など,近年,全国で頻発する甚大な洪水被害を踏まえ,県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため,平成 29 年度,市町村,県,気象庁,国土交通省(オブザーバー)からなる「水防災意識社会再構築協議会」を県内 9 地域において設置し,一体的かつ計画的なハード対策とソフト対策に関する方針を決定した。

その後,毎年,協議会を出水期前に開催し,取組の進捗状況を確認し,必要に応じて取組方針を見直している。

〇 鹿児島県河川砂防情報システムの運用

市町村の防災活動や円滑な住民避難に資するよう「河川砂防情報システム」により雨量や水位、河川監視カメラや土砂災害危険度情報等の防災情報について、適切な情報提供を行う。

〇 ホットラインの運用

市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として, 県管理の洪水予報河川や水位周知河川などにおいて,必要に応じ河川の状況,水位 変化,今後の見通し等を県から関係市町村長(防災担当幹部職員)へ電話等で伝え るホットラインを運用している。

〇 洪水ハザードマップの整備促進

洪水ハザードマップは、国や県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、市町村が 避難経路や避難場所等の情報を記載したハザードマップ等を作成し公表するもので ある。

洪水ハザードマップの整備を促進するため、令和3年の水防法改正により県が管理する全ての河川(459河川)について、令和7年度までに、想定最大規模の降雨に対応する洪水浸水想定区域の指定を推進することとしている。

(2) 流域治水協議会

流域治水は、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者が協働して流域 全体で取り組む治水対策である。

本県においては、令和4年度までに、一級水系全3水系と二級水系全160水系の流域 治水プロジェクトを策定、公表したところである。今後は、流域治水協議会を定期的 に開催するとともに、流域治水プロジェクトに基づきハード・ソフト一体となった対 策を推進することとしている。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

平成 13 年4月に施行された土砂災害防止法に基づき,がけ崩れ,土石流,地すべりの土砂災害が発生するおそれがあり,警戒避難体制を特に整備すべき区域を,土砂災害警戒区域として指定する。また,警戒区域の中で,建築物が損壊するなど,住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年度から、高精度な地形情報を用いて抽出した基礎調査予定箇所について区域指定を進めており、引き続き、警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進している。

〇 基礎調査の実施結果及び公表

県では、平成27年1月に施行された改正土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、基礎調査の結果については、調査の完了後、遅滞なく関係市町村長に通知するとともに、住民等に公表することとしている。

〇 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和7年4月1日時点で、全43市町村において、23,842箇所の土砂災害警戒区域と20,462箇所の土砂災害特別警戒区域の指定をしたところである。

〇 「土砂災害警戒区域」指定後の実施項目

- 警戒避難体制の整備及び住民等への周知(市町村)
- ・ 警戒避難体制整備における市町村への支援・協力(県)
 - * 「鹿児島県河川砂防情報システム」による雨量や土砂災害危険度等の情報提供
 - * 気象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」の提供
 - * ハザードマップの作成に資する「地図データ」等の提供

「土砂災害特別警戒区域」指定後の実施項目

- 宅地分譲などの特定開発行為に対する許可制(県)
- 居室を有する建築物の構造規制(県,市町村)
- 既存住宅の移転促進(県)

(4) 盛土規制法に基づく規制区域の指定及び既存盛土等調査の実施

令和3年7月,静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、国において、危険な盛 土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に「宅地造成及び特定盛土等規 制法」、いわゆる「盛土規制法」が令和5年5月26日に施行された。

県では、盛土等による災害の防止を図るため、令和7年5月1日に鹿児島市を除く 県内全域を盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制 区域)に指定し、許可業務等を開始したところである。

また、規制区域指定前に行われた既存盛土等について、その分布や災害発生の危険 性に関する調査を今年度より実施することとしている。

(5) 宅地防災対策の促進

県では、令和2年度までの2か年にわたり、大規模盛土造成地を有する 25 市町のうち、宅地造成工事規制区域の指定等の権限を有する鹿児島市ほか3市を除く 21 市町の大規模盛土造成地の調査を実施し、令和3年4月に、この調査により作成した宅地カルテを当該市町へ提供したところである。

今後は、大規模盛土造成地を有する市町が地質調査等の安全性把握調査に取り組めるよう技術的な支援を行うとともに、県民向けの宅地防災に関する意識啓発を市町村と連携して取り組むこととしている。

〇 大規模盛土造成地を有する市町

鹿児島市,鹿屋市,枕崎市,阿久根市,出水市,指宿市,西之表市, 薩摩川内市,日置市,曽於市,霧島市,いちき串木野市,南さつま市, 志布志市,奄美市,南九州市,伊佐市,姶良市,さつま町,長島町, 湧水町,大崎町,屋久島町,徳之島町,伊仙町 計 25 市町

7 建築物の耐震化の促進について

(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定

令和3年12月の耐震改修促進法に基づく国の基本方針の改正を踏まえ、平成17年度に策定した県建築物耐震改修促進計画を令和5年3月に改定し、耐震化率の目標を改め、本計画に基づきより一層、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところである。

- 耐震化率の目標
 - ・ 多数の者が利用する建築物: 令和 12 年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解 消
 - うち,防災拠点施設及びホテル・店舗等の大規模建築物については,令和7年までに概ね解消
 - ・ 住宅: 令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

また、平成 31 年 1 月の改正耐震改修促進法施行令施行により、地方公共団体が耐震 改修促進計画に当該避難路を位置付けることにより、避難路沿いにある一定規模のブ ロック塀等について、耐震診断の実施を義務付けることができることとなった。

市町村に対し、改定された県計画に基づき市町村耐震改修促進計画を策定又は改定し、所有する建築物や住宅の耐震化について目標を設定し、耐震化に努めるとともに、 避難路沿道のブロック塀等の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画への避難路の 位置付けについて検討を依頼している。

(市町村の庁舎や避難所等を市町村計画に位置付けることで、国交省の交付金(補助率1/3)の対象となる。)

(2) 大規模建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により耐震診断を義務付けられたホテル・店舗等の大規模建築物の耐震改修を促進するため、県では国、関係市と連携して補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助している。

- 補強設計の補助率
 国1/2,県1/6,市町村1/6(合計 5/6≒83.3%)
- 耐震改修の補助率
 国 1/3, 県 5.75%, 市町村 5.75%(合計 44.8%)

(3) 住宅の耐震化の促進

本県の住宅の耐震化率は約86%(R5)と推計されており、全国平均約90%に比べて4ポイント下回っている。

令和6年元旦の能登半島地震や平成28年熊本地震でも多くの住宅被害がみられており,市町村に対し住民の意識啓発や助成の実施など住宅耐震化の積極的な取組を依頼している。

今年度より,市町村の住宅耐震補助事業の上乗せ補助となる木造住宅耐震改修加速 化事業を創設した。

- 県内自治体の取組状況 (戸建住宅) 《R7.4.1 現在》
 - ・ 耐震診断に係る助成制度 29 市町
 - 耐震改修に係る助成制度 30 市町 ※13 市町は熊本地震後に創設

(4) ブロック塀等の安全対策

県においては、毎年実施する建築技術者講習会において、ブロック塀等の施工方法 に係る講習を行うとともに、毎年2回実施している建築物防災週間の機会を活用して、 通学路などを優先して点検を行い、所有者等に安全対策の指導・助言を行っている。

さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部の地震を受けて、所有者等に注意を促すため、 県のホームページや広報誌において、ブロック塀等の安全点検と安全対策について周 知を図っているところである。

国は、ブロック塀等の耐震診断・除去・改修への補助制度を平成 30 年度に創設し、耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿いのブロック塀等については、補助率が嵩上げ(耐震診断: $1/3 \rightarrow 1/2$, 除却・改修: $1/3 \rightarrow 2/5$) される。

市町村に対し、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊、転倒による災害を防止し、 ブロック塀等の安全性を確保するため、補助制度の創設を依頼している。

8 空き家対策の推進について

令和5年住宅・土地統計調査によると、本県の「空き家」総数は約 184,200 戸、その うち賃貸や売却が予定されているものや別荘等を除いた「その他の空き家」は 約 122,200 戸と推計されている。

総住宅数に占める空き家の割合 20.5%は全国 3 位, 「その他の空き家」の割合 13.6%は全国 1 位であり, 市町村による地域の状況に応じた空き家対策が必要である。

県では、平成 28 年に国、県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」を設立し、総合的な空き家対策を推進している。

(1) 空き家対策啓発等支援事業

市町村の要請に応じた専門家の派遣や,市町村担当者向け研修会の開催など,市町村 が行う空き家対策を支援する。

(2) かごしま空き家活用促進事業

地域活性化に資する空き家活用を促進するため、学生及びNPO法人等と住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信と空き家活用に取組む人材を育成する。

(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業(市町村への間接補助)

空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い, 高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し, 市町村が補助する 改修費の一部を助成する。

なお、市町村の補助は、リフォーム補助や空き家改修補助の既存制度活用も可能。

Ⅷ 令和7年度事業計画

1	盛土	対策	室	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 4
2	道路	建設	課			•		•	•	•	•	•	•		•	•		2 5
3	道路	維持	·課	•			•	•			•		•	•	•	•	•	2 7
4	河	Ш	課	•			•	•			•		•	•	•	•	•	3 1
5	砂	防	課	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3 4
6	港湾	空港	課	•	•		•	•			•		•	•	•	•	•	3 9
7	都市	計画	課	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4 4
8	建築	課•	営繕	室		•		•	•		•			•	•	•		4 7
a	住宅	: 政等	安															/1 Q

1 盛土対策室

(1) 事業概要

										予算額(草	負担割合						
			尹		未		10				7	年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
盛	土	規	制	法	基	礎	調	查	事	業		44,000	82,000	53.7	1/3	2/3	_
	事 業 内 容																
퉏	盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく既存盛土等の調査を行う。																

2 道路建設課

(1) 事業概要

事業名	予算額(」	単位:千円, 9	6)	負担割合			
事 未 石 	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元	
道路改築事業	17,203,544	17,580,850	97.9				
(個別補助事業)	8,367,580	8,770,330		5 5	45		
(内地交付金:重点配分)	1,517,200	1,732,296		62.7	37.3		
(内地交付金:非重点配分)	2,752,394	2,723,400		57.0	43.0		
(離島交付金)	1,264,870	1,296,270		68.4	31.6		
(奄美交付金:国道)	2,362,300	2,199,990		80	20		
(奄美交付金:地方道)	939,200	858,570		70	3 0		
事 業 内 容							
現道の拡幅や線形改良及びバイバ	パス等の建設を	行う。					

事	業	Ø.	予算額 ()	单位:千円, 9	負担割合			
7	未	名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備	(改良)	事業	3,210,337	3,614,502	88.8		90	10
事	業内	容						
小規模な道	路改良	(現道拡幅) ボ	ドトルネック解	消. 1.5 車線1	的道路整	備かど	`) を行	٠.

(2) 主な事業実施予定箇所

事 業 名	路線等名	実	施 箇 所	事業概要
道路改築事業	国道 504 号	霧島市	溝辺道路	測量設計,用地補償,改良,
(高規格)				埋文調查, 水文調查
	国道 504 号	さつま町	宮之城道路	測量設計,用地補償,改良,
				埋文調查,水文調查
	国道 504 号	出水市, 阿久根市	阿久根高尾野道路	測量設計, 用地補償, 橋梁
				改良, 水文調査
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市	吾平道路	改良,舗装,埋蔵文化財調査
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市,錦江町	吾平大根占田代道路	測量設計, 用地補償, 改良
		Ę	5 箇所	
道路改築事業	指宿鹿児島インター線	指宿市	池田	橋梁,改良
(その他)	国道 504 号	霧島市	西光寺拡幅	橋梁,改良
	鹿屋吾平佐多線	南大隅町	大中尾	改良,用地補償
	小山田谷山線	鹿児島市	山田	用地補償,舗装
	手打藺牟田港線	薩摩川内市	芦浜	改良, 測量設計, 用地補償
	西之表南種子線	中種子町	増田	改良,舗装
	屋久島公園安房線	屋久島町	荒川中	改良
	国道 58 号	奄美市	おがみ山バイパ	用地補償,トンネル本体工,
			ス	改良,調查設計
	名瀬瀬戸内線	瀬戸内町	伊目	改良
	喜界島循環線	喜界町	喜界蒲生	用地補償,改良,測量設計
	伊仙亀津徳之島空港線	伊仙町	東伊仙	用地補償
	与論空港茶花線	与論町	立長 2	測量設計
		外 (6 7 箇所	
県単道路整備	養母長里線	日置市	野山坂	改良, 用地補償
事業(改良)	石垣加世田線	南九州市	松山 2	改良,舗装
	平尾川床線	長島町	川床	改良,補償
	浦蒲生線	姶良市	米丸上	改良
	神之川内之浦線	錦江町	高尾	改良,舗装
	野間島間港線	中種子町	屋久津	改良
		外 5	5 1 箇所	

3 道路維持課

(1) 事業概要

事業	名	予算額(単位:千円,%)			負担割合			
		7年度当初	6年度当初	比率	玉	県	地元	
道路維持補修事業		3,238,204	3,100,188	104.4		100		
重 業 内	灾							

側溝清掃,小規模な路面・構造物補修,草刈,遮断装置等の保守点検及び電話回線使 用料,照明料等の支弁,降灰対策業務を行う。

道路維持管理協働事業(かごしま道のともしびパートナー)を行う。

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	H	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業	405,024	406,416	99.6		100	
事 業 内 容						

路傍樹育成保全事業 路線の性格を考慮した適切な剪定等を行う。

ふるさとの道サポート推進事業 地域住民等による自主的な道路の美化活動を推進する ため、ボランティア (ふるさとの道サポーター) の活動を支援・奨励する。

事業名	予算額 (予算額(単位:千円,%)			負担割合		
する。 	7 年度当初	6年度当初	比率	围	県	地元	
県単道路整備事業	5,352,640	5,327,640	100.5				
(改良)					100		
(舗装補修)					100		
(災害防除)					100		
(電源交付金)				100			
事 業 内 容							

公共事業と併行し、これを補完しながら道路整備を推進する。

事業	名		予算額 ()	負担割合					
尹	未	11	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元	
道路災害防除	事業			576,312	605,943	95.1			
(内地)							57	43	
(離島)							68.4	31.6	
(奄美)							70	30	
重	業 戊	」							

道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に対して防災対策を実施し, 交通の安全を確保する。

	事	業	名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
•	尹	未	10	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
道路補修事	事業			2,537,085	2,622,527	96.7			
(内地)							62.7	37.3	
							\sim	\sim	
							55	45	
(離島)							68.4	31.6	
(奄美)							70	30	
	車 :	業 内	灾						

事業内容

橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して、計画的な点検及び補修を行う。

事業名	予算額(負担割合				
事 未 1 	7 年度当初	6 年度当初	比率	围	県	地元
橋梁の耐震補強	800,000	714,558	112.0			
(内地)				57.0	43.0	
(離島)				68.4	31.6	
(奄美)				70	30	
事 業 内 容						

緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。

事業名	予算額(」	負担割合				
事業名	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
特定交通安全施設等整備事業	1,418,732	1,418,732	100.0			
(内地)				62.7	37.3	
				\sim	\sim	
				55	45	
(離島)				68.4	31.6	
				\sim	\sim	
				60	40	
(奄美)				70	30	

事 業 内 容

歩道、自転車歩行者道の整備、交差点改良や歩道のバリアフリー化等を行う。 道路標識、道路照明、道路情報提供装置等の設置を行う。

事業名	予算額(」	負担割合				
するまでは、1000年の100	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
県単交通安全施設整備事業	1,263,000	1,280,000	98.7		100	
市 柴 巾 穴						

歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 防護柵, 区画線, 歩道切り下げ, 誘導ブロック, 案内標識, 道路照明等の整備を行う。

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合					
事 未 右 【	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元			
人にやさしい道づくり事業	110,000	110,000	100		100				
事 業 内 容									
歩道の段差解消や水平区間及び適切なすり付け勾配を確保する歩道の改善を行う。									

事業	名	予算額 (予算額(単位:千円,%)				ì
丁 未		7年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
電線共同溝整備事業		146,580	146,580	100			
(内地)					55	45	
(奄美)					70	30	
事 業 内							

安全で快適な通行空間の確保,良好な景観・住環境の形成,災害の防止,情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的とした電線地中化を進める。

事業名	予算額(単位:千円, %)			負担割合					
事 未 右 [7 年度当初	6 年度当初	比率	H	県	地元			
県単橋りよう整備事業	100,000	100,000	100.0		100				
事 業 内 容									
橋梁の老朽化に対して,計画的な	橋梁の老朽化に対して,計画的な補修を行う。								

(2) 主な事業実施予定箇所

事 業 名	路線等名	実 施 箇 所	事 業 概 要
道路災害防除	国道269号	南大隅町根占辺田地	落石対策工 L=10m
事業		内	
	外 2 6 箇所		
道路補修事業	国道328号	出水市向江町	橋梁補修工 N=1橋
		向江跨線橋	
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市笠之原町	舗装補修工 L=300m
	国道 5 8 号	奄美市住用町	トンネル補修工 N=1箇所
		三太郎トンネル	
	外100箇所		
特定交通安全	国道504号	鹿屋市輝北町市成地	歩道整備 L=600m
施設等整備事		内	
業	末吉財部線	曾於市末吉町深川地	交差点改良 L = 2 8 0 m
		内	
	国道448号	東串良町柏原地内	歩道整備 L = 4 3 0 m
	国道58号	西之表市西之表地内	歩道整備 L=880m
	下平川内城線	知名町久志検地内	歩道整備 L=800m
	外17箇所		
橋梁の耐震補	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町宮之	耐震補強 N=1橋
強		浦地内 宮之浦大橋	
	外 6 箇所		

4 河川課

(1) 事業概要

事業名	予算額(単位:千円, 9	6)	負	担割合	•
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
基幹河川改修事業	788,000	693,000	113.7	50	50	
事業内容		•			•	

洪水等による災害の発生を防止するため,一級河川の指定区間又は二級河川において, 総事業費が概ね12億円を超える改良工事を施工する。

事業名		予算額(」	単位:千円,9	6)	負	担割合	
事 未 	名	7 年度当初	6年度当初	比率	王	県	地元
総合流域防災事業		2,385,596	2,652,340	89.9			
(内地)					50	50	
(離島)					50	5 0	
(奄美)					60	40	
車 業 け	1						

事 業 内 容

洪水等による災害の発生を防止するため、流域面積が100km²未満の一級河川の指定 区間又は二級河川において、1箇所の総事業費が100億円未満の河川工事を施工する。

事業名			予算額 (单位:千円, 9	6)	負	担割合	,
事業	名		7 年度当初	6 年度当初	比率	王	県	地元
都市河川改修事業			695,000	383,660	181.1	50	50	
車 業								

洪水等による災害の発生を防止するため、人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事で、総事業費が概ね24億円以上の河川工事を施工する。

事 業 名	予算額(達	単位:千円,9	%)	,	負担割	合
事業名	7年度当初 6年度当初 比率 国 県 地元				地元	
統合河川環境整備事業	63,000	0		1/3	2/3	
事 業 内 容						

予算額(単位:千円,%) 負担割合 事 業 名 7 年度当初 6年度当初 比率 県 地元 201,000 海岸高潮対策事業 210,000 95.7 (内地) 41,000 1/2 0.83/2 31,000 0.17/2(離島) 11/20 63,000 63,000 7.3/20 1.7/20

事 業 内 容

(奄美)

海岸保全区域の波浪・高潮等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。

106,000

2/3 0.775/3

0.225/3

107,000

事業名	予算額(直	单位:千円,9	%)		負担割	合
事 未 1 	7 年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
海岸侵食対策事業	41,000	41,000	100.0			
(内地)	10,000	10,000		1/2	0.83/	0.17/2
					2	
(奄美)	31,000	31,000		2/3	0.775/	0.225/3
					3	
事 業 内 容						

海岸保全区域の波浪・高潮等による侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。

事業名	予算額(重	単位:千円,9	%)		負担割	合
事 未 右	7 年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	52,000	84,000	61.9	1/2	0.83/2	0.17/2
(内地)						
事業内容						

海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊 急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて対策を講じる。

事業名	予算額 ()	单位:千円, ⁹	%)		負担割	合
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	田	県	地 元
海岸環境整備事業	126,000	126,000	100.0	1/3	1.6/3	0.4/3
(内地)						
事業内容						

_____୭ 素 内 谷 ____ 国土保全,人命及び財産の防護と併せて,安全で快適な海浜の利用を増進するための海 岸施設整備を行う。

市 安 夕	予算額 ()	単位:千円,9	%)		負担割	合
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	围	県	地元
県単河川等防災事業	2,615,000	2,645,000	98.9		100	
+ *** + +						

事業内容 国庫補助の対象とならない小規模工事で、特に緊急を要する小規模改良、寄洲除去、 築堤工や護岸工等を施工する。

事業名	予算額 (単位:千円,9	%)		負担割	合
事業名	7年度当初	6年度当初	比率	H	県	地元
リバーフロント整備事業	100,000	100,000	100.0		100	
事業内容						

市町村のまちづくりと併せて、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となる水 辺空間の創出を図る。

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	河川等名	実施箇所	事 業 概 要
基幹河川改修事業	万之瀬川	南さつま市	橋梁, 用地補償, 測試
	別 府 川	姶良市	橋梁
	雄川	南大隅町	護岸, 用地補償, 測試
	神 之 川	日置市	堰, 護岸, 掘削
総合流域防災事業	市山川	伊佐市	樋門, 掘削
外21河川	大 里 川	日置市,	橋梁, 用地補償
		いちき串木野市	
	花 渡 川	枕崎市	護岸, 用地補償, 測試
	針 持 川	伊佐市	橋梁
	甫 木 川	鹿屋市	掘削
	甲女川	西之表市	測試
	住 用 川	奄美市	護岸, 築堤, 掘削
	大 美 川	龍郷町	掘削,築堤,護岸,用地補償
	川内川	薩摩川内市,	樋門・水門等補修
	水 系	伊佐市,	
		さつま町,	
		湧水町	
	西之谷ダム	鹿児島市	長寿命化対策
	川辺ダム	南九州市	長寿命化対策
In L. Salvini II. da Sile	大 和ダム	大和村	長寿命化対策
都市河川改修事業	新川	鹿児島市	橋梁負担金
	稲荷川	鹿児島市	測試
	郡山	鹿児島市	護岸
	甲突川		
統合河川環境整備事業	樋 脇 川	薩摩川内市	護岸, 散策路等
海岸堤防等老朽化対策	馬場海岸	錦江町	護岸
緊急事業			
海岸高潮対策事業	岸良海岸	肝付町	離岸堤
外1海岸	大 金 久	大和村	人工リーフ
	海岸		
海岸侵食対策事業	嘉 徳 海 岸	瀬戸内町	護岸
外1海岸	,		
海岸環境整備事業	長 崎 鼻	指宿市	護岸
19/丁尔尔亚州 尹木	海岸	1 1 1 11	HZ /T
11 出海川体际《事类		県内全域	港
県単河川等防災事業	甲突川他		護岸, 寄洲除去等
リバーフロント整備	麓川	南九州市	護岸
事業	甲突川	鹿児島市	飛び石工等

5 砂防課

(1) 事業概要

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合					
	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元			
通常砂防事業				1,189,650	1,377,600	86.4			
(内地・離島)							1/2	1/2	
(奄美)							2/3	1/3	
事業	人	容							

事業名	予算額()	予算額(単位:千円,%)				î
サ 未 右 	7年度当初	6年度当初	比率	玉	県	地元
火山砂防事業	1,071,000	1,100,400	97.3			
(火山砂防)				5.5/10	4.5/10	
火山噴火緊急減災対策事業	87,531	73,920	118.4	1/2	1/2	
事業内容						

火山地,火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける地域において,土石流,火山 泥流,溶岩流等の防止対策工事を施工する。

事業名	予算額 (負担割合				
事 未 石 	7年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
地すべり対策事業	372,750	369,390	100.9			
(内地・離島 渓流関連)				1/2	1/2	
(内地・離島 非渓流関連)				1/2	1/2	
(奄美 渓流関連)				2/3	1/3	
(奄美 非渓流関連)				2/3	1/3	
車 業 内 宓						

事業内容 地すべり地帯において崩壊を防止するため、地下水の排除、地表水の処理、抑止杭工等 を実施する。

事 業 名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
急傾斜地崩壊対策事業	2,035,950	2,135,700	95.3			
(公共施設関連)				45~47.5	45~47.5	5 ~ 1 0
(一般)				40~45	$40 \sim 45$	10~20
事 業 内 容					•	•

急傾斜地において斜面の崩壊を防止するため、擁壁工、法面工等を実施する。

事業名	予算額 ()	単位:千円, 9	%)	1	負担割台	П
事 未 石	7 年度当初	6 年度当初	比率	H	県	地元
総合流域防災事業	1,968,700	1,768,620	111.3			
通常砂防事業	(652,050)	(772,800)	(84.4)			
(内地・離島)				1/2	1/2	
(奄美)				2/3	1/3	
地すべり対策事業	(77,700)	(52,920)	(146.8)			
(内地・離島 渓流関連)				1/2	1/2	
(内地・離島 非渓流関連)				1/2	1/2	
(奄美 渓流関連)				2/3	1/3	
(奄美 非渓流関連)				2/3	1/3	
急傾斜地崩壊対策事業	(50,400)	(69,300)	(72.7)			
(公共施設関連)				45~47.5	45~47.5	5 ~ 1 0
(一般)				40~45	40~45	$1~0\sim2~0$
砂防メンテナンス事業	(1,067,850)	(716, 100)	(149.1)			
(砂防・地すべり(内地・離島))				1/2	1/2	
(砂防・地すべり (奄美))				2/3	1/3	
(急傾斜(公共施設関連))				45	45	10
(急傾斜 (一般))				45	45	10
情報基盤整備事業	(120,700)	(157, 500)	(76.6)	1/2	1/2	

事業内容

土砂災害対策のハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一帯となった総合的な対策を行う。

事業名	予算額(単位:千円, %)			負担割合		
ず 木 1 	7 年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
砂防事業等調査事業	381,210	384,370	99.2	1/3	2/3	
(砂防, 急傾斜)						
(全て総合流域防災事業)						
事業内容						

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため,渓流や急傾斜地など 土砂災害が発生するおそれのある土地について,地形,地質,利用状況などの基礎調査を 実施する。

事業名	予算額(予算額(単位:千円,%)				ì
平 未 1	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急砂防事業	0	0	0.0			
(内地・離島 通常)				1/2	1/2	
(内地・離島 火山)				5.5/10	4.5/10	
(奄美 通常)				2/3	1/3	
(奄美 火山)				2/3	1/3	

災害関連緊急砂防事業と一体的な計画に基づき、概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。

事業名	予算額(負担割合				
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	王	県	地元
特定緊急地すべり対策事業	0	0	0.0			
(内地・離島 渓流関連)				1/2	1/2	
(内地・離島 非渓流関連)				1/2	1/2	
(奄美 渓流関連)				2/3	1/3	
(奄美 非渓流関連)				2/3	1/3	
事業内容		•				

災害関連緊急地すべり対策事業と一体的な計画に基づき、概ね3年以内に緊急的に施設 整備を行う。

事業名	予算額 (予算額(単位:千円,%)			負担割合		
	7年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元	
災害関連緊急砂防事業	30,000	30,000	100.0				
(内地・離島)				2/3	1/3		
(奄美)				8.5/10	1.5/10		
事業内容							

当該年発生の風水害,震災等により,土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため砂防工事を施工する。

事業名	予算額(負担割合				
デ ポ ¹	7 年度当初	6 年度当初	比率	王	県	地元
災害関連緊急地すべり対策事業	30,000	30,000	100.0			
(内地・離島 渓流関連)				2/3	1/3	
(内地・離島 非渓流関連)				1/2	1/2	
(奄美 渓流関連)				8/10	2/10	
(奄美 非渓流関連)				8/10	2/10	
事 業 内 容						

当該年発生の風水害,震災等により,地すべり災害が発生したものに対して緊急に地すべり工事を施工する。

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
事 未 1	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事	15,000	15,000	100.0			
業						
(公共関連)				45~48.75	45~48.75	$2.5\sim 10$
(一般)				40~47.5	40~47.5	$5\sim20$
事業内容						

当該年発生の風水害, 震災等により, 急傾斜地に新たな崩壊が生じたもの等に対して緊急に擁壁工, 法面工及び排水工を施工する。

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
事 未 1	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
災害関連地域防災がけ崩れ対策事	14,000	14,000	100.0	50	20	3 0
業						
市 * 						

激甚災害に伴い,がけ地崩壊が発生している箇所のうち,地域防災上重要で復旧整備を 重点的に推進する必要がある箇所において,市町村が行う崩壊防止施設の設置に要する経 費に対し国及び県が補助を行う。

事	業		名	予算額 ()	単位:千円, 9	6)	負	負担割台	ì
	未		10	7年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
県単砂防事業				300,518	300,518	100.0		90	10
事	業	内	容						

国庫補助の対象とならない荒廃渓流において,床固工,護岸工等の築造や公共事業の事 前調査等を行う。

事業名	予算額(」	単位:千円,9	6)	負	負担割台	ì
事業名	7 年度当初	6年度当初	比率	玉	県	地元
県単急傾斜地崩壊対策事業	330,322	330,322	100.0		50	5 0
事業内容						

国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地のうち、市町村が行う斜面の崩壊工事 に対する補助等を行う。

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	渓 流 等 名	実施箇所	事 業 概 要
通常砂防事業	辺田川	垂水市	堰堤工 H=6.8m L=40.5m
(総合流域防	野田川	長島町	取付護岸工 L=20m
災事業含む。)	松崎谷	薩摩川内市	堰堤工 H=2.0m L=13.2m
	垂水の小川	肝付町	埋戻護岸工
	城第2小川	西之表市	管理用道路
	松原川	天城町	堰堤工 H=5.0m L=30m
	県内全域	鹿児島市他	土砂災害警戒区域等の指定に向けた調査
	外79箇所		
火山砂防事業	久志川	南さつま市	用地補償一式
	本珠院第2谷	南さつま市	堰堤工 H=11.8m L=44m
	秋目川	南さつま市	堰堤工 H=11.2m L=16.2m
	向湯田谷川	日置市	垂直壁・側壁・水叩工 L=8.0m
	栗山追川(2)	いちき串木野市	用地補償一式
	外34箇所		
急傾斜地崩壊	中福良4	鹿児島市	法面工 A=1,000 ㎡, 擁壁工 L=30m
対策事業	大峯 3	鹿児島市	法面工 A=900 ㎡, 擁壁工 L=103m
(総合流域防	平之馬場	南さつま市	法面工 A=490 ㎡, 擁壁工 L=20m
災事業含む。)	宮ヶ原	錦江町	法面工 A = 100 m ²
	脇元 1	霧島市	法面工 A = 500 m ²
	浦田	西之表市	法面工 A=680 ㎡, 擁壁工 L=20m
	安勝 5	奄美市	擁壁工 L=30m
	西古見	瀬戸内町	擁壁工 L=20m
	外88箇所		
地すべり対策	平崎	南さつま市	アンカーエ
事業	吉野山	薩摩川内市	調査観測一式
(総合流域防災	日木山	姶良市	調査観測一式
事業を含む。)	小浜	奄美市	調査観測一式、アンカー工
	浦	龍郷町	調査観測一式、横ボーリング工
	瀬久井	瀬戸内町	調査観測一式
	外 8 箇 所	_	

6 港湾空港課

(1) 事業概要

事業名	予算額(.	単位:千円,9	6)	負	負担割台	<u> </u>
事 未 句	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
重要港湾改修事業	1, 573, 560	1,916,110	82.1			
[内地小規模なものを除く]				50	32.8	17.2
[内地小規模なもの]				40	38.24	21.76
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地(上もの)〕				50	32.8	17.2
〔共通緑地(下もの)〕				33.33	41.87	24.8
事 業 内 容		_	•		•	•

重要港湾5港(鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港)における物流ネット ワークの形成及び海上交通の安定性向上を図るため、港湾施設の整備を行う。

事業名 7年度当初 6年度当初 比率 国 県 地方港湾改修事業 2,852,480 2,360,190 120.9 40 38.24 2 [藤島外かく水域] 80 20 [離島係留・臨港交通] 60 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	負担割合		
[内地] 40 38.24 2 [離島外かく水域] 80 20 [離島係留・臨港交通] 60 40	地元		
〔離島外かく水域〕 80 20 〔離島係留・臨港交通〕 60 40			
〔離島係留・臨港交通〕 60 40	21.76		
「奄美外かく水域」 90 10			
[奄美係留・臨港交通] 75 25			
〔奄美港湾施設用地〕 60 40			
[共通緑地(上もの)] 50 32.8	17.2		
[共通緑地(下もの)] 33.33 41.87	24.8		

事業内容

各地域における物資流通の円滑化,生活航路の確立,各種の地場産業の振興等を図るため 地方港湾の整備を行う。

事業名	予算額(.	単位:千円,9	6)	Í	負担割合	ì
事 未 右	7年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
港湾施設改良費統合補助事業	1,538,790	1,694,320	90.8			
(改良)						
〔内地・奄美(利便性向上のため				33.33	40	26.67
の改良)〕						
〔離島(")]				50	30	20
(延命化)						
〔内地・奄美(既存施設延命化の				33.33	53.34	13.33
ための改良)〕						
〔離島(")〕				50	40	10
車 業 内 突				•	•	

既存施設を有効活用しつつ,施設の老朽化等により利用効率の低下した施設に適切な改 良等を加え、港湾の高度利用や利便性の向上、施設の機能復旧・向上を図る。

事業	- 4	<u>+</u>	Ø	予算額(1	予算額(単位:千円,%)			負担割合			
	ŧ	名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元			
整備事業				2,018,000	2, 457, 000	82.1		100			
(起 債)											
事	業	内	容								
補助対象と											

事業名	予算額 (.	予算額(単位:千円,%)				77
事 業 名 	7年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
港整備交付金事業	596,660	1,674,638	35.6			
[内地]				45.6	32.64	21.76
〔離島 外かく・水域〕				90	10	
〔離島 係留・臨港道路〕				68.4	31.6	
古 类 占 宓						

隣接・近隣する地方港湾と漁港(第一種漁港、第二種漁港)を連携して一体的に整備す ることにより,地域再生を図る。

事 業 名	予算額 ()	単位:千円, 9	6)	賃	負担割台	ì
学 未 石	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
県単港湾整備事業	645, 989	345, 989	186.7		80	20
事業内容						

国庫補助事業として採択されない小規模な事業で,港湾施設等の新設,改良等を行う。

事業名	予算額(負	担割合			
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比 率	王	県	地元
港湾海岸高潮対策事業	491, 400	238, 560	206.0			
(内 地)				50.0	41.4	8.6
(離 島)				55.0	36.4	8.6
(奄 美)				66.7	25.8	7.5
重 業 内 突						

高潮,波浪等による被害が発生する恐れのある地域について,海岸保全施設の新設・改良等を行う。

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合				
	未	10	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
空港整備事業			1,953,000	1,218,000	160.3			
(離島)						80	20	
(奄美)						80	20	
(脱炭素)						50	50	
事	業 内	———————— 容						

航空機の安全かつ安定的な運航を確保するため、空港土木施設や照明施設等の整備や改良・更新を行う。

事業名	予算額 ()	単位:千円,9	6)	賃	負担割 台	ì				
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元				
県単空港整備事業	221,700	221,700	100.0		100					
事業内容										
国庫補助対象とからかい空港施設の改良又は機能維持に必要な敕備を行う										

事業名	予算額(」	負担割合				
事業名	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
鹿児島港本港区エリアまちづくり	30,605	18,521	165.2		100	
事業						
事業内容						

鹿児島港本港区エリアコンセプトプランの具体化に向け、県や鹿児島市、関係団体等により構成する懇談会において情報共有や意見交換を行うほか、事業化への取組を進める。

(2) 主な事業実施予定箇所

事	業	ŧ	名	港名	実施箇所	事 業 概 要
重	要	港	湾	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(改良),浮桟橋(改良)
改	修	事	業	川内港	薩摩川内市	導流堤, 保安対策施設
				志布志港	志布志市	津波避難施設,臨港道路(橋梁)
				西之表港	西之表市	防波堤(改良)
				名瀬港	奄美市	岸壁(改良)
地	方	港	湾	長浜港	薩摩川内市	防波堤(改良)
改	修	事	業	垂水港	垂水市	防波堤
				波見港	東串良町	防砂堤
				宮之浦港	屋久島町	防波堤
				湾港	喜界町	防波堤
				亀徳港	徳之島町	防波堤
				和泊港	和泊町	防波堤
港	湾	施	設	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(改良),道路(改良)
統台	う 補	助 爭	事業	川内港	薩摩川内市	物揚場(改良),道路(改良)
				志布志港	志布志市	岸壁(改良),道路(改良)
				名瀬港	奄美市	岸壁(改良)
				米ノ津港	出水市	物揚場(改良)
				串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良)
				黒之浜港	阿久根市	物揚場(改良)
				加治木港	姶良市	岸壁(改良)
				垂水港	垂水市	物揚場(改良)
				波見港	東串良町	航 路
				田之脇港	西之表市	防砂堤
				島間港	南種子町	防砂堤(改良)
				宮之浦港	屋久島町	護岸(防波)(改良), 浮桟橋(改良),
						臨港道路(改良), 泊地(改良)
				安房港	屋久島町	泊地(改良), 浮桟橋(改良)
				古仁屋港	瀬戸内町	浮桟橋(改良)
				湾港	喜界町	物揚場(改良)
					徳之島町	岸壁(改良)
				平土野港	天城町	泊地(改良)
				和泊港	和泊町	岸壁(改良),物揚場(改良),道路(改良)
				与論港	与論町	岸壁(改良),道路(改良)
				与論港	与論町	岸壁(改良),道路(改良)

事 業 名	港名	実施箇所	事業概要
整備事業	鹿児島港	鹿児島市	ふ頭用地,旧木材港区埋立,護岸
(起債)			延命化
	川内港	薩摩川内市	ふ頭用地,荷役機械
	志布志港	志布志市	ふ頭用地,荷役機械延命化
	西之表港	西之表市	ふ頭用地
	名瀬港	奄美市	旅客上屋, ふ頭用地
港整備交付金	硫黄島港	三島村	岸壁, 浮桟橋(ðð)
事業	里港	薩摩川内市	可動橋(改良), 駐車場(改良)
	長浜港	薩摩川内市	可動橋(改良), 照明施設(改良)
	串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良),岸壁(改良)
	鹿屋港	鹿屋市	泊地(改良)
	指江港	長島町	護岸(防波)(改良)
	瀬戸港	長島町	浮桟橋
	宮之浦港	長島町	浮桟橋
	指宿港	指宿市	浮桟橋(改良)
	西之表港	西之表市	緑地
	安房港	屋久島町	防波堤
港湾海岸高潮	鹿児島港海岸	鹿児島市	排水機場(改良)
対策事業	里港海岸	薩摩川内市	堤防(改良)
	古仁屋港海岸	瀬戸内町	堤防(改良)
	亀徳港海岸	徳之島町	護岸(改良),陸閘(改良)
	平土野港海岸	天城町	護岸(改良)
	和泊港海岸	和泊町	堤防(改良), 陸閘(改良)
県 単 港 湾 整 備	鹿児島港外	県内全域	計画調査等
事業			
空港整備事業	種子島空港	中種子町	RESA整備, 航空灯火 LED 化
	屋久島空港	屋久島町	滑走路延長
	奄美空港	奄美市	RESA整備, 航空灯火 LED 化
	喜界空港	喜界町	脱炭素化推進計画策定
	徳之島空港	天城町	RESA整備
	沖永良部空港	和泊町	脱炭素化推進計画策定
	与論空港	与論町	RESA整備, 場周柵更新,
			脱炭素化推進計画策定

7 都市計画課

(1) 事業概要

事		₩	業 名	予算額 ()	予算額(単位:千円,%)				ì	
				7 年度当初	6 年度当初	比率	王	県	地元	
街路事業	4			779,645	904,700	86.2				
(内	地)			779,645	904,700		55	35	10	
(奄	美)						70	30		
	事 業	人	容							
都市内	都市内の主要幹線街路の整備を行う。									

事	当	¥	Þ		予算額(単位:千円,%)			負担割合		
7	7	F	名		7 年度当初	6 年度当初	比率	H	県	地元
県単道路整備事業			50,000	50,000	100.0		90	10		
事	事 業 内 容									
補助事業等を補完して,効率的な都市計画道路の整備を行う。										

事業名		7	予算額(単位:千円, %)			負担割合					
事		未	名		7 年	度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいと	ゆと	りの	道づく	り事業		64,190	64,190	100.0		90	10
(街路)											
事	業	内	容								

事業名	予算額 ()	予算額(単位:千円,%)				ì
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
公共団体土地区画整理事業	66,800	55,505	120.3	県管理	道路整	備費
				の 5 %	を県費	補助
				として交付		
				(H19.4	.1以前	可の新
				規採択	事業は	10%)
事 業 内 容						

市町村が実施する土地区画整理事業のうち、県管理道路の整備に係る費用の一部を県費補助として交付する。

事業名	予算額(」	予算額(単位:千円,%)				, n		
事業名	7年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元		
県単街路緑化事業	48,000	40,000	120.0		100			
事 業 内 容								
快適で魅力あふれる地域社会,生活環境作りのために,街路の緑化を促進する。								

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合			
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元	
公園整備事業	524,083	450,000	116.5	50	50		
事業内容							

県民に健全なレクリエーションの場や、自然とのふれあいの場を提供するため、北薩広域公園の整備等を行う。

事	業	Ø	予算額(単位:千円,%) 負担割合					ì
₹	未	名	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
県単公園整備	事業		68,342	68,342	100.0		100	
事	業「	内 容						

(2) 主な事業実施予定箇所

事 業 名	路線等名	実施箇所	事 業 概 要
街路事業	寿大通線	鹿屋市札元	W=16m 道路整備(道路改
			良)
	催馬楽坂線	鹿児島市上竜尾町	W = 1 2 m 道路整備(道路改
			良, 用地買収)
	帖佐駅三拾町線	姶良市東餅田	W = 1 6 m 道路整備(道路改
			良, 用地買収)
県単	寿大通線	鹿屋市 外2市	補助事業の補完
道路整備事業	外2箇所		
県単	国道 5 0 4 号外	鹿屋市 外9市町	道路植栽工等
街路緑化事業	9 箇所		
ふれあいとゆ	海岸通り線	徳之島町 外2市1	景観に配慮した歩道等の整備
とりの道づく	外 3 箇所	町	
り事業			
公園整備事業	北薩広域公園外	さつま町外	施設整備等
県単	吉野公園	鹿児島市	施設補修等
公園整備事業	石橋記念公園	鹿児島市	施設補修等
	谷山緑地	鹿児島市	施設補修等
	吹上浜海浜公園	南さつま市	施設補修等
	北薩広域公園	さつま町	施設補修等
	大隅広域公園	鹿屋市	施設補修等
		肝付町	

8 建築課·営繕室

(1) 事業概要

事業名	予算額(単位:千円,%) 負担割合(耐震改修						
事業名	7年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元	
建築物耐震化促進事業	30, 458	25, 220	120.8	1/3	5.75%	5.75%	
事 業 内 容							

大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため,法で耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

事業名	予算額(単位:千円,%)				負担割合		
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元	
がけ地近接等危険住宅移転事業	4, 181	4, 181	100.0	1/2	1/4	1/4	
事 業 内 容							

がけ地の崩壊等により,住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住 宅の安全な場所への移転を促進する。

事業	- A	予算額(基	单位:千円,%)	負	担割台	шÇ
丁 未	名	7 年度当初	6 年度当初	比率	国	県	地元
営繕受託事業		11, 432, 904	15, 466, 901	73.9	_	_	_
事 業 内 窓 ※予覧額け発注ベースで 住宅政策室を含む				: to			

県有施設管理の主務課からの依頼により、県有建築物の整備を行う。

令和7年度における主な工事は以下のとおりである。

- ·志布志高校校舎改築工事(建築2工区,債務)
- · 志布志高校校舎改築工事(建築3工区,債務)
- · 始良家畜保健衛生所新築工事 (解剖· 焼却棟, 建築)
- ·加治木高校大規模改修工事(特27番棟)
- ・大口高校大規模改修工事(特4番棟外1期・建築)
- ・鹿屋警察署車庫・武道場改築工事 (建築, 債務)
- ・錦江湾高校屋内運動場改修工事 (渡り廊下・建築)
- · 鹿屋警察署大型車庫棟改築工事 (建築, 債務)

事業名	予算額(直	負担割合				
事業名	7 年度当初	6 年度当初	比率	玉	県	地元
かごしま建築BIM促進事業	200	200	100	_	100	_
事 業 内 容						

働き方改革・建設業の生産性向上を目的に,営繕業務における ICT 活用の一環として BIM 活用の促進を図るため、BIM ソフトを継続的に利用するための環境を整備する。

9 住宅政策室

(1) 事業概要

事業名	予算額(単位:千円,%)			負担割合		
事業名	7 年度当初	6年度当初	比率	国	県	地元
県営住宅建設事業	1,135,000	784,103	144.8	概ね		
				50/100	50/100	
事業内容						

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅の整備を行う。

事業名	予算額(単	負担割合				
事業名	7 年度当初	6年度当初	比率	H	県	地元
既設県営住宅改善事業	781,704	1,162,264	67.3	概ね		
				50/100	50/100	
事 業 内 容						

既設県営住宅の安全性確保や居住性向上を図るため,外壁改修や老朽化した設備の改善, バリアフリー化等の住戸改善を行う。

	予算額	予算額(単位:千円,%)			負担割合			
事業名	7 年度	6年度	比率	国	県	市町	地元	
	当 初	当 初				村		
木造住宅耐震改修加速化事業	10,000	_	皆増	11.5	57	11.5	20	
				/100	/100	/100	/100	
				かつ	かつ	かつ	~	
				15 万	85 万	15 万	(事業者)	
車 業 巾 宓		-			•			

事業内容

木造住宅の耐震化を加速させるため、市町村が国の補助制度を活用して耐震改修工事費の一部を助成する場合、県が上乗せ補助を実施する。

事業名	予算額(単	負担割合				
章 未 右 	7 年度当初	6年度当初	比率	玉	県	地元
高齢者あんしん住まい整備事業	31,110	32,813	94.8	9/100	11/100	80/100
(建設費補助)						(事業者)
市 						

事 業 内 容

高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するために、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備費に対し補助を行う。

(2) 主な事業実施予定箇所

事 業 名	団 地 名	実施 箇所	事 業 概 要
県営住宅	松陽台第二団地	鹿児島市	公営 木造3棟2階6戸
建設事業			(工事)
	原良団地	鹿児島市	公営 RC造1棟10階60戸
			(工事)
	佐大熊団地	奄美市	公営 RC造1棟6階42戸
			(実施設計)
既設県営住宅	県下 25 団地	県 下	長寿命化,居住性向上
改善事業	(グリーンヒルズ		(外壁改修・ガス管改修,バリアフリ
	伊敷団地外)		一化等)

区 資料 (細目次)

1 建	設 業 ・・・・・・・・・・ 50
(1)	許可業者 (50)
(2)	格付及び入札執行(51)
(3)	土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ(52)
(4)	建設業者に対する講習会等の開催状況 (52)
(5)	県内建設業者の倒産状況 (52)
(6)	地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数 (53)
2 用地	地・土地収用 ・・・・・・・・ 5 4
(1)	用地取得(54)
(2)	登記 (55)
(3)	県主催用地職員研修の実施状況(55)
(4)	用地の業務委託 (56)
(5)	「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度 (57)
(6)	土地収用 (57)
3 技行	お管理・工事検査 ・・・・・・・ 5 8
(1)	土木行政事務の電子化(58)
(2)	市町村等の積算システムへの支援(58)
(3)	土木工事設計単価改定状況 (58)
(4)	土木技術職員の研修実施状況 (59)
(5)	検査及び監査実施状況 (59)
(6)	建設副産物対策(60)
(7)	公共事業の再評価について (61)
4 盛:	上規制 ・・・・・・・・・・・・ 62
(1)	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定状況 (62)

5	道	路 ・・・・・・・・・・ 63
	(1)	高規格道路等網図(63)
	(2)	現況総括表(64)
	(3)	建設機械の配置状況 (65)
6	河	JII • • • • • • • • • • 6 6
	(1)	河川の管理状況 (66)
	(2)	県管理河川の整備状況(66)
	(3)	所管別海岸延長(66)
	(4)	災害復旧事業 (67)
	(5)	水防 (67)
7	砂	防 ・・・・・・・・・ 68
	(1)	砂防3法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況 (68)
8	港	湾 ・・・・・・・・・・ 69
	(1)	県管理港湾一覧(69)
	(2)	重要港湾の整備状況 (71)
9	空	港 ・・・・・・・・・・ 72
	(1)	空港の現況 (72)
1	O 者	都市計画 ・・・・・・・・・・ 73
	(1)	都市計画法適用市町(74)
	(2)	市街化区域及び市街化調整区域 (76)
	(3)	地域地区 (77)
	(4)	都市公園 (83)
	(5)	都市別都市計画道路一覧表 (85)
	(6)	土地区画整理事業施行中箇所(86)

	(7)	鹿児島県公共下水道事業計画一覧表(87)
	(8)	都市下水路一覧表(89)
	(9)	浄化槽設置整備事業設置基数 (90)
	(10)	公共浄化槽等整備推進事業設置基数 (90)
	(11)	農業集落排水施設実施状況 (91)
	(12)	漁業集落排水施設実施状況 (92)
	(13)	屋外広告物の規制 (93)
1	1 建	築 ・・・・・・・・・・ 94
	(1)	建築物等確認申請県受付件数(94)
	(2)	確認事務県取扱件数 (95)
	(3)	建築物の着工状況 (95)
	(4)	建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況 (96)
	(5)	年度別建築士試験の状況(96)
	(6)	年度別建築士事務所登録等の状況 (96)
	(7)	宅地建物取引業法の施行状況 (97)
	(8)	がけ地近接等危険住宅移転事業 (98)
1	2 住	宅 ・・・・・・・・・ 99
	(1)	市町村別公営住宅管理戸数 (99)
	(2)	住宅地区改良事業等実績(100)
1	3 そ	の 他 ・・・・・・・・ 103
	(1)	土木部機構の変遷(103)
	(2)	機構図(117)

1 建設業

(1) 許可業者

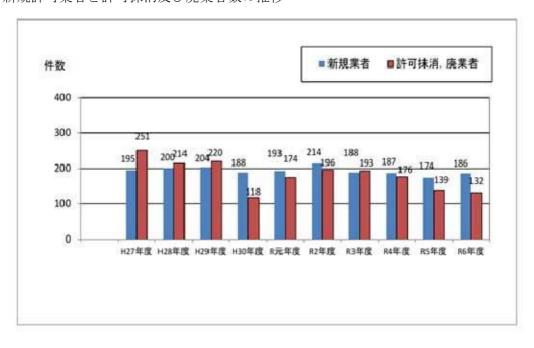
建設業法の規定により1件500万円以上の建設工事(建築一式工事にあっては1,500万円以上又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事)を請け負う建設業者のうち,2以上の都道府県に営業所を設けて営業を行う者にあっては国土交通大臣の,その他の者にあってはその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

許可業者の数は,次のとおりである。

ア 許可業者数の推移(令和7年3月31日現在)

区分	大臣許可	知事許可	計	内	訳
年 度	八日計り	과 # 計 비	<u> </u>	法 人	個 人
2 7	5 7	5, 500	5, 557	4, 908	6 4 9
2 8	5 9	5, 484	5, 543	4, 906	6 3 7
2 9	6 3	5, 464	5, 527	4, 905	6 2 2
3 0	5 9	5, 538	5, 597	4, 977	6 2 0
元	5 9	5, 557	5, 616	5, 021	5 9 5
2	6 3	5, 571	5, 634	5, 056	5 7 8
3	6 4	5, 565	5, 629	5, 077	5 5 2
4	6 5	5, 575	5, 640	5, 111	5 2 9
5	6 8	5,607	5, 675	5, 148	5 2 7
6	6 9	5,660	5, 729	5, 198	5 3 1

イ 新規許可業者と許可抹消及び廃業者数の推移



(2) 格付及び入札執行

県建設工事を発注するに当たり,工種や工事規模に応じた確実な契約履行能力を有する建設業を公正かつ効率的に選定するため,建設業者の経営内容や施工実績等を総合的に評価し,施工能力を区分している。

ア 県建設工事入札参加資格者数の推移(令和7年4月1日現在)

THI C	年度	2	3	4	5	6	7
地区 鹿 児	·····································	955	925	939	905	916	887
南	薩	214	208	208	198	198	185
北	產	345	340	347	328	330	317
姶良・	伊 佐	295	290	295	282	285	276
大	隅	426	395	403	389	394	358
熊	毛	112	106	108	105	105	95
大	島	365	351	353	337	339	321
計	(注)	2, 751	2,657	2,697	2, 586	2,609	2, 481
許可件数以	に対する割合	48.9%	47. 2%	48.1%	45.9%	46.0%	43.3%
県 外	業者	597	484	501	537	559	541

⁽注) 県内の大臣許可業者も計上しているため、各地区の合計とは一致しない。

イ 建設業者に対する指名停止及び監督処分の状況 (コンサルタント業者も含む)

○ 指名停止

○ 1日4711.11						
区分	指名停止件数		内	訳		備考
年度	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	A級	B級	C級	D級	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
2 4	2 0	1 0	2	6	1	その他 2
2 5	3 5	2 2	4	5	3	その他 1
2 6	2 4	8	3	7	4	その他 1
2 7	2 9	1 4	6	6	O	その他 2
2 8	2 7	1 7	2	5	1	その他 3
2 9	1 0	3	3	2	1	その他 2
3 0	1 8	1 3	1	2	O	その他 1
元	8	6	1	O	O	その他 2
2	7	4	O	3	O	その他 1
3	6	2	1	1	O	
4	1 2	6	1	4	0	その他 2
5	8	3	1	3	0	その他 1
6	8	4	1	2	0	その他 1

○ 監督処分

年度 区分	指示件数	営業停止件数	取 消 件 数	計
2 4	8	2	0	1 0
2 5	2	1	1	4
2 6	2	0	1	3
2 7	4	3	1	8
2 8	1	1	0	2
2 9	2	0	0	2
3 0	2	0	0	2
元	3	1	1	5
2	3	0	0	3
3	3	0	0	3
4	2	1	1	4
5	2	2	0	4
6	0	1	0	1

(3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ(その他工事を除く。)

														(単位	: 百万円)
	_ 区分	土	木	建	築	舗	装	造	索	徨	宇	電	気	合	計
年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	県内業者	1, 335	37, 378	106	5, 954	460	5, 923	32	349	61	1,317	86	1, 355	2,080	52, 276
27	県外業者	4	1, 127	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	5	1, 146
	計	1, 339	38, 505	106	5, 954	460	5, 923	32	349	61	1,317	87	1, 374	2,085	53, 422
	県内業者	1, 596	51, 376	100	10, 364	551	7, 119	35	278	81	1,957	111	3,090	2, 474	74, 184
28	県外業者	4	1, 469	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27	5	1, 496
	計	1,600	52, 845	100	10, 364	551	7, 119	35	278	81	1,957	112	3, 117	2, 479	75, 680
	県内業者	1, 261	32, 913	80	3, 453	456	5, 473	23	217	63	1,450	83	2, 111	1, 966	45, 617
29	県外業者	2	161	0	0	0	0	0	0	0	0	1	192	3	353
	計	1, 263	33, 074	80	3, 453	456	5, 473	23	217	63	1,450	84	2, 303	1, 969	45, 970
	県内業者	1,542	35, 677	66	6, 044	471	5, 431	74	301	58	1,346	110	2,005	2, 321	50, 804
30	県外業者	4	367	1	516	0	0	0	0	0	0	10	129	15	1,012
	計	1,546	36, 044	67	6, 560	471	5, 431	74	301	58	1, 346	120	2, 134	2, 336	51, 816
	県内業者	1, 593	46, 062	57	2, 227	440	5, 773	16	117	42	965	88	2, 212	2, 236	57, 356
元	県外業者	2	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	104
	計	1, 595	46, 166	57	2, 227	440	5, 773	16	117	42	965	88	2, 212	2, 238	57, 460
	県内業者	1, 998	55, 284	51	9, 301	424	5, 957	13	76	46	1,686	97	3, 051	2,629	75, 355
2	県外業者	19	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	270
	計	2,017	55, 554	51	9, 301	424	5, 957	13	76	46	1,686	97	3, 051	2,648	75, 625
	県内業者	1,932	58, 663	53	5, 134	570	9, 427	14	128	59	1,631	77	1, 754	2, 705	76, 737
3	県外業者	12	220	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	14	221
	計	1,944	58, 883	53	5, 134	570	9, 427	14	128	59	1,631	79	1, 755	2,719	76, 958
	県内業者	1, 593	32, 218	42	849	635	12,843	26	526	42	849	43	870	2, 381	48, 155
4	県外業者	20	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	404
	計	1,613	32, 622	42	849	635	12, 843	26	526	42	849	43	870	2, 401	48, 559
	県内業者	1, 341	43, 408	134	9,822	586	8, 541	25	330	103	3,022	95	2, 311	2, 284	67, 434
5	県外業者	5	352	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	6	369
	計	1, 346	43, 760	134	9,822	587	8, 558	25	330	103	3,022	95	2, 311	2, 290	67, 803
	県内業者	1,668	50, 991	50	6, 655	439	5, 825	20	114	38	1,721	74	2,071	2, 289	67, 377
6	県外業者	15	568	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	568
	計	1,683	51,559	50	6, 655	439	5, 825	20	114	38	1,721	74	2,071	2, 304	67, 945

(注) 当初契約の件数及び金額を条件として算出

(4) 建設業者に対する講習会等の開催状況 (建設業経営者研修会) (建設技術者研修会)

(Æ	以未胜百日	明じ云/
年度	会場数	出席者数
27	18	2, 512
28	18	2, 372
29	18	2, 427
30	18	2, 368
元	19	2, 332
2	0	0
3	19	2, 224
4	19	2,095
5	19	2,082
6	19	2,085

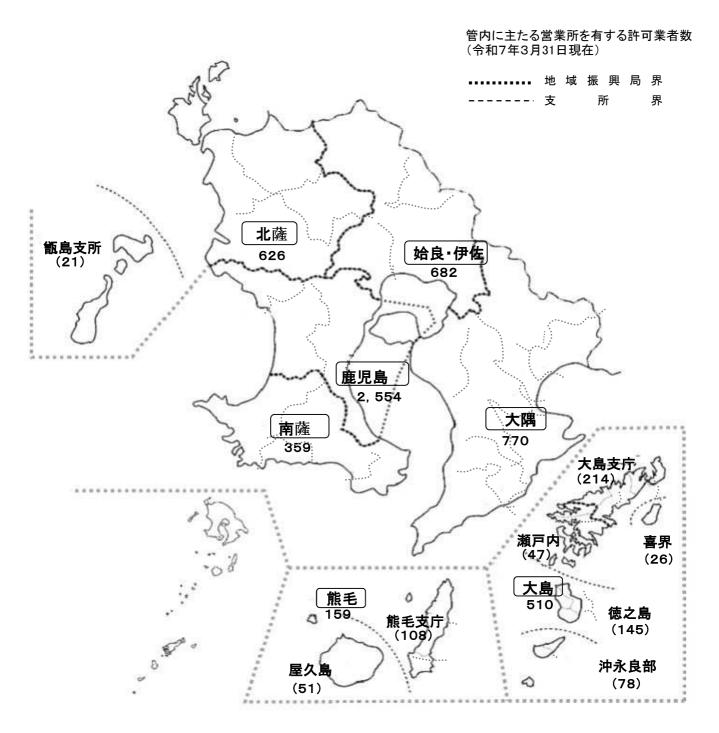
()	的双汉州石训	110万/
年度	会場数	出席者数
27	17	2,037
28	17	1,963
29	17	1,931
30	18	19,873
元	18	2,017
2	20	2, 118
3	18	2,053
4	18	2, 190
5	18	2, 208
6	18	2,011

(5) 県内建設業者の倒産状況

(名傳經頻 1 000万円以上)

												(負債系		000万円	以上)
項目			うち建	設業者			Ź	量のうち村	各付等業者	資及び内部	7		格付金	等業者倒產	全理由
	件数	許可	無許可	計	比率	計	比率	Α	В	С	D	格付なし	計画	放漫経	回収
	(a)	業者	業者	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(b)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	失敗	営及び 販売不	難等
	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)						(件)	振振	(件)
年度 \														(件)	
27	66	11	2	13	19.7	11	84.6	1	3	0	1	6	0	11	0
28	64	18	2	20	31. 3	18	90.0	1	0	6	6	5	0	17	1
29	61	5	12	17	27. 9	5	29.4	1	0	2	1	1	0	4	1
30	80	14	1	15	18.8	14	93.3	1	1	7	1	4	0	14	0
元	67	8	6	14	20.9	8	57.1	1	1	1	0	5	0	5	3
2	45	7	3	10	22. 2	7	70.0	0	0	0	0	7	0	7	0
3	50	4	3	7	14.0	4	57.1	0	0	0	2	2	0	4	0
4	54	8	4	12	22. 2	8	66.7	0	0	2	0	6	0	8	0
5	76	10	5	15	19.7	10	66. 7	0	1	3	1	5	0	10	0
6	73	12	3	15	20.5	2	13.3	0	1	1	0	0	1	1	0

(6) 地域振興局·支庁管内別建設業許可業者数



※ 各地域振興局・支庁については、管内の全許可業者数であり、()は、支所等管内の許可業者数である。

2 用地・土地収用

(1) 用地取得

ア 取得面積等の推移

(単位:千円, m²)

区分 年度	事業費	土地購入費 (A)	補 償 費 (B)	計 (A) + (B)	取得面積
2	36, 084, 337	555, 754	1,652,010	2, 207, 764	401, 152
3	41, 123, 801	727, 090	2, 550, 536	3, 277, 626	383, 569
4	32, 684, 688	770, 015	2, 626, 918	3, 396, 933	398, 593
5	27, 586, 362	592, 015	2, 237, 130	2, 829, 145	380, 091
6	31, 010, 249	480, 052	1, 920, 461	2, 400, 513	462, 951

(注) 事業費は用地補償費のある事業費である。

イ 事業別用地補償費

(単位:千円,%)

区 分	令和4年度(比率)	令和5年度(比率)	令和6年度(比率)
道 路	1, 496, 435 (44. 1)	1, 246, 832 (44.0)	1, 286, 725 (53. 6)
河 川	860, 322 (25. 3)	442, 904 (16.0)	380, 642 (15. 9)
砂防	136, 668 (4.0)	91, 697 (3.0)	100, 814 (4.2)
その他	366, 833 (10. 8)	651, 225 (23.0)	494, 433 (20. 6)
県単事業	536, 675 (15. 8)	396, 487 (14.0)	137, 899 (5.7)
計	3, 396, 933 (100. 0)	2, 829, 145 (100. 0)	2, 400, 513 (100. 0)

ウ 所属別用地補償費

(単位:千円)

所		属	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鹿	児	島	1, 594, 575	736, 833	660, 260
南		薩	86, 914	226, 185	225, 217
北		薩	257, 297	232, 858	193, 161
魱		島	56, 106	52, 510	119, 543
姶	良・	伊 佐	267, 265	500, 365	410, 162
大		隅	509, 575	573, 681	512, 195
熊		毛	52, 456	146, 147	54, 226
屋	久	島	5, 164	2,739	20, 822
大		島	346, 039	237, 040	114, 800
瀬	戸	内	7, 928	5, 752	30, 763
喜		界	0	0	617
徳	之	島	51, 113	59, 867	47, 027
沖	永	良 部	162, 501	55, 168	11, 720
合		計	3, 396, 933	2, 829, 145	2, 400, 513

工 公共土木用地取得先行事業

公共事業の円滑な推進を図るため、昭和39年度から「公共土木用地取得先行事業等特別会計」を設置し、工事施工年度前に、あらかじめまとまりのある事業用地の先行取得を行っている。令和3年度から、国直轄事業である事業用地の先行取得の要請はない。

(2) 登記

ア 登記処理状況

	,										
区分	- 	⇒ V2	_4.	224	左記登	於記済筆	を数の かんりゅう かいしゅう かいしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	処理内訳	44	3%	⇒ V₀
分	要	登	未	単	小幅	委託	車彩	务所処理	総	登	登
	登	記	登	年		女儿	77		取	記	
	記	済	記	度					得	済	記
	筆	筆	筆	登	受	登	用査	登	筆	筆	
	数	数	数	記	託	記	地員	記	数	数	率
	(A)	(B)		率	者	済	調数	済	(C)	(D)	(%)
年度				(%)	数						(D/C)
度				(B/A)							
2	1,703	1, 476	227	86. 7	8	0	39	1, 476	442, 330	442, 103	99. 9
	1, 103	1,410	221	00. 1	18	U	33	1,410	442, 550	442, 103	33. 3
3	1,575	1,357	218	86. 2	7	1	39	1, 356	443, 685	443, 467	99. 9
0	1,010	1, 551	210	00. 2	18	1	55	1, 550	110,000	110, 101	33.3
4	1,553	1, 314	239	84.6	16	0	39	1, 314	445, 020	444, 781	99. 9
-1	1, 000	1, 514	200	01.0	8	U	55	1, 514	140,020	111, 101	33.3
5	1, 494	1, 264	230	84. 6	3	0	41	1, 264	446, 275	446, 045	99. 9
	1, 101	1,201	200	04.0	11	J	11	1,204	110,210	110,010	55.5
6	1,517	1,310	207	86. 4	2	0	41	1,310	447, 562	447, 355	99. 9
0	,	1, 510			9			,	441, 502	·	

(注)上段:公共嘱託登記司法書士協会(令和5年6月に同協会が解散後は司法書士)

下段:公共嘱託登記土地家屋調査士協会

イ 登記に要した経費に関する調べ

	H #10 (- Dd / O H/-3			
	用地	用地調査員	用地調査員の	公嘱委託に	公嘱委託による1	登記に要し
年度	調査員	に係る所要	1筆当り登記	要した経費	筆当りの所要	た経費
	数(人)	経費(千円)	所要経費(円)	(千円)	経費(円)	(千円)
2	39	93, 722	63, 198	1, 310	163, 750	103, 592
	39	93, 122	05, 196	8, 560	214, 000	103, 592
2	20	00 666	CC ECO	1, 349	192, 714	101 756
3	39	90, 666	66, 568	9, 741	270, 583	101, 756
4	39	100 640	70 114	3, 433	163, 476	112 502
4	39	102, 642	78, 114	7, 518	250,600	113, 593
5	4.1	100 767	85, 982	1, 122	374, 000	120 056
5	41	108, 767	00, 902	10, 167	290, 486	120, 056
G	4.1	101 700	0.0	1, 195	597, 500	100.070
6	41	121, 722	92, 989	7, 053	352, 650	129, 970

(注)上段:公共嘱託登記司法書士協会(令和5年6月に同協会が解散後は司法書士)

下段:公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 県主催用地職員研修の実施状況 (単位:人)

年度	初任者研修	一般研修	調査員初任者研修
4	書面開催	3 7	2 1
5	1 9	1 2	9
6	1 3	2 3	9

農政部と共催(一般研修はH20 から)で、土木部の出席者数を 計上。

(4) 用地の業務委託

ア 建物等の物件調査委託

委託先 補償コンサルタント等

区分	契約件数	委 託 料		
年度	(件)	(千円)		
2	98	285, 215		
3	146	317, 216		
4	104	324, 801		
5	83	284,656		
6	78	333, 145		

イ 登記事務の委託

委託先 公共嘱託登記司法書士協会・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の合計

区分	処 理 筆 数	委託筆数	委 託 料	受託者数	委託率
年度	(筆)	(筆)	(千円)	(人)	(%)
2	1, 476	8	1, 310	8	0.5
2	1, 470	40	8, 560	18	2.7
3	1, 357	7	1, 349	7	0.5
J	1, 551	36	9, 741	18	2.7
4	1, 314	21	3, 433	16	1.6
4		30	7, 518	8	2.3
5	1, 264	3	1, 122	3	0.2
J	1, 204	35	10, 167	11	2.8
6	1,310	2	1, 195	2	0.2
0		20	7,053	9	1.5

(注)上段:公共嘱託登記司法書士協会(令和5年6月に同協会が解散後は司法書士) 下段:公共嘱託登記土地家屋調査士協会

ウ 用地交渉業務の市町村等委託実績

/ /	, , , , , , , , ,	-	1. 111 13 22 1127 (1)5(
区		分	4 年度	5 年度	6 年度
筆	(筆)	数	17	3	21
	償 費 (委 計 百万円)	E)	258	206	31
	賞費(県全位 百万円)	Þ)	3, 397	2,830	2, 401
委	託 (%)	率	7. 6	7.3	1.3
委	託 (千円)	料	6, 591	5, 371	1, 015
委言	任 件 (件)	数	3	2	3

(5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度

公有地の拡大の推進に関する法律は、土地所有者が、① 一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合は知事又は市長へ届け出ること(法第4条第1項) ② 県、市町村等に買取りを希望する場合は知事又は市長へ申出ができること(法第5条)の2つの制度を設けて地方公共団体等の公共施設の整備に必要な公有地の計画的な拡大推進を図っている。

区分				年度	届出・申出の件数	買取り協議の 通 知 件 数	買取り協議の 成 立 件 数								
1	法 第	4	条	第	1	項	に	ょ	る	届	出	2	4	0	0
												3	7	0	0
												4	4	0	0
												5	2	0	0
												6	9	0	0
2	法	第	5	条	1	C	ょ	る	I	#	出	2	5	5	5
												3	13	13	11
												4	11	11	10
												5	11	8	8
												6	7	7	6

[※] 鹿児島市を除く。

(6) 土地収用

土地収用制度は、特定の公共事業のために必要とされる土地などを任意で取得し得ない場合に、地権者などの意思に反しても、強制的に土地などを取得することを可能にする制度である。

土地などの収用を行うには、まず、起業者が当該事業の公益性について、国土交通大臣又は知事の事業 認定を受けることが必要である。その後、収用委員会に収用についての裁決申請を行い、収用裁決を得て、 地権者などに正当な補償金を支払い、土地などを取得する。

事業認定件数

年度		起業	者別		認定	庁別	計	
平 及	玉	県	市町村	その他	大臣認定	知事認定	ĦΤ	
2	2	0	0	0	2	0	2	
3	0	0	1	0	0	1	1	
4	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	2	0	0	2	2	

3 技術管理・工事検査

(1) 土木行政事務の電子化

ア 土木積算システム

土木積算システムについては、積算の統一性や契約内容の明確化と透明性を確保する「工事工種の体系化」に完全対応するために、平成14年4月からターミナルサービス(TS)方式の積算システムに移行し、令和4年2月からは、デジタル推進課の仮想化基盤を利用した新積算システムの運用を行っている。

・ 積算可能パソコン台数

(R7.6月現在)

	1	
所属	区分	ノートブック
技術管	理 室	6 台
土木部本月		88台
振興局・支庁	建設部	276台
合	計	370台

出先機関の1台当たり平均積算担当職員数 1人

イ 公共事業支援統合情報システム (CALS/EC:電子入札,電子納品,電子閲覧) 公共事業における事務処理の効率化等を図るため,公共事業支援統合情報システムの整備等を平成15年度から進めている。

電子入札については、平成22年1月から、本格運用を開始した。

電子納品については、平成20年4月から試行を開始し、平成24年4月から一部本格運用へと移行した。また、電子閲覧については、平成22年4月から試行を開始し、平成29年4月から本格運用に移行した。

(2) 市町村等の積算システムへの支援

全ての市町村において、積算業務は電算化されており、平成8年度から県の積算システム 基準データの提供を行うなど、市町村等の土木積算システム支援を行っている。

(3) 土木工事設計単価改定状況

労務単価については、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的に実施する「公共事業労務 費調査」に基づき決定された単価を用いて設定している。

また,資材単価については市況価格を調査し,設計単価としており,価格に変動が生じた場合は,随時改定を行っている。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
労務単価の 制定	3月 1日	3月 1日	3月 1日	3月 1日
資材単価の 制定	4月 1日	4月 1日	4月 1日	4月 1日
資材単価等 の改定	6月 1日 8月 1日 9月 1日 10月 1日 11月 1日 12月 1日 1月15日 3月 1日	5月 1日 6月 1日 7月15日 9月 1日 10月 1日 11月 1日 12月 1日 1月15日 3月 1日	5月 1日 6月 1日 7月 1日 8月 1日 9月 1日 10月 1日 12月 1日 1月 1日	5月 1日 6月 1日 7月 1日 8月 1日 9月 1日 10月 1日 12月 1日 1月 1日 1月 1日
			2月 1日 3月 1日	2月 1日 3月 1日

※ 平成26~28年度は労務単価の制定を前倒しして2月に行っており、 平成29~令和6年度は3月に制定を行っている。

(4) 土木技術職員の研修実施状況

建設行政をとりまく情勢の変化に対応し、行政の効率化等を進めるため、土木技術職員等に 対する教養・技術の向上に努めている。その実施状況は次のとおりである。

ア 県及び市町村土木技術職員等を対象とした、土木部主催(国土交通大学校等を含む。)の研修

(単位:人)

	年度	県 外 研	修(県職」	員)	県 内	研修		
区 分		国土交通	(財) 全国建設	計	県職員	市町村	県職員計	合 計
		大学校	研修センター等	ĒΙ				
	4	1	5	6	4 3 5	3 0 9	4 4 1	7 5 0
土木建築	5	2	3	5	3 9 3	2 4 7	3 9 8	6 4 0
	6	3	3	6	2 7 9	2 2 3	285	5 0 8

イ 県及び市町村土木技術職員等を対象とした他機関との共催による研修 令和6年度 852人

ウ 建設業界の土木技術者を対象とした他機関との共催による研修 令和6年度 2,011人

(5) 検査及び監査実施状況

土木、建築、電気設備工事及び機械設備工事の適正な施工を確保するため、工事の 中間検査、完成検査及び監査を実施した。その実施結果は次のとおりである。

(単位:件)

区 分	年度	中間検査	完成検査	監査	計
	4	1 8	2 3	199	2 4 0
土木工事	5	2 0	2 1	1 5 5	196
	6	2 3	2 7	1 5 8	208
	4	4 0	2 6	7 3	1 3 9
建築工事	5	2 1	1 4	6 2	9 7
	6	4 2	1 6	6 6	1 2 4
	4		3 6		3 6
電気設備工事	5		3 7		3 7
	6		3 5		3 5
	4		4 1		4 1
機械設備工事	5		3 9		3 9
	6		3 4		3 4
	4	5 8	1 2 6	272	4 5 6
計	5	4 1	1 1 1	2 1 7	3 6 9
	6	6 5	1 1 2	2 2 4	4 0 1

※ この他に、執行権限に応じて、振興局・支庁建設部において完成検査等を実施している。

(6) 建設副産物対策

建設副産物対策の現状

建設工事において副次的に発生する建設副産物については、平成5年3月に「鹿児島県にお ける再生資源活用工事実施要領(土木)」を制定し、①発生の抑制②再利用の促進③適正処理 の徹底を三本柱とした対策を行っている。 平成14年5月30日の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行に伴い,

以下の方法で建設副産物の再資源化等を推進している。

また、県内12地区に国、県、市町村等で組織する「各地区建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設副産物に関する情報交換等を行い、リサイクルの徹底を図っている。

(ア) 建設副産物対策推進のための組織

九州地方建設副産物対策連絡協議会(H3.5.15製立)

鹿児島県建設副産物対策推進部会(H5.2.24歌立)

各地区建設副産物対策連絡会議(平成5年度に設立) ※県内12地区に設立 (各地域振興局建設部,関係市町村,建設業協会各支部,(H9.2に国を追加)) (平成11年度から環境林務部・商工労働水産部・農政部と合同開催)

(イ) 主な建設副産物の搬出と再生資材の利用の概要

副産物名	工事現場からの搬出	再生資材	再生資材の利用
コンクリート塊		再生砕石	・工事現場から40kmの範囲内に 再資源化施設がある場合,新材 に優先して路盤材,基礎材,
アスファルト・コンクリート塊	・路上再生路盤工法にて路盤材として利用する。・再資源化施設に搬出する。・現場内利用を検討する。	再生アスファルト	裏込め材に利用する。 ・工事現場から40kmの範囲内に 再資源化施設がある場合,新材 に優先して表層,基層に利用す
建設発生土	・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場に搬出する。 ・現場内利用を検討する。	盛土材等	る。 ・工事現場から50kmの範囲内に 発生土を搬出する建設工事があ
木材	・工事現場から50kmの範囲内 の再資源化施設に搬出する。		る場合,新土に優先して盛土材 等に利用する。

(ウ) 建設副産物の再資源化率等及び目標値

種	類	推進計画 2014(九州)	鹿 児 H7年度	島 県 H24年度	実 績 H30年度	平成30年度 九州実績	平成30年度 全国実績	推進計画 2020(九州)
建設廃棄物	7全休	H30目標値 96%以上	15%	96.4%	98.0%	96.2%	97.2%	R6達成基準値 96%以上
	コンクリート塊	99%以上	26%	97.9%	99.4%	99.1%	99.5%	99%以上
コンク!	リート塊	99%以上	12%	97.9%	98.9%	99.1%	99.3%	99%以上
建設汚淌	尼	90%以上	1%	94.9%	92.9%	78.8%	94.6%	90%以上
建設混合	全廃棄物	50%以下	-	64.1%	68.2%	54.4%	63.2%	_
建設発生	上 木材	95%以上	0%	96.9%	96.7%	90.1%	96.2%	95%以上
建設発生土	-	78%以上	34%	68.0%	70.1%	72.2%	79.8%	80%以上

- 注)・平成7,24,30年度データは九州地方建設副産物対策連絡協議会が実施した建設副産物実態調査による。
 - ・建設副産物実態調査は国、地方公共団体及び民間が行う建設工事を対象としている。
 - ・平成30年度の目標値:「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」による。
 - ・令和6年度の目標値:「建設リサイクル推進計画2020」による。
 - ・平成30年度調査の実績値が95%を超える品目については再資源化率等の維持を目指すため、「目標値」を「達成 基準値」にかえ、今後は再資源化率等が維持された場合、「概ね達成」と評価する。
 - ・建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率はモニタリングするものの参考値であるため、「-」としている。
 - ・算定式 アスファルト・コンクリート塊, コンクリート塊:再資源化率=(再使用量+再生利用量)/(排出量)*100 建設汚泥:再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/(排出量)*100 建設発生木材:再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/(排出量)*100 建設発生土: 有効利用率=(現場内利用量+工事間利用等+有効利用量)/(建設発生土量)×100

建設副産物対策の今後の課題

- ・新たな目標値に向けた更なる建設副産物のリサイクル率の向上
- ・民間工事等を含めた建設発生土利用の推進

(7) 公共事業の再評価について

ア 目的・経緯

公共事業の再評価システムは、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、既に長期間が経過しても継続中の事業等について、事業実施主体自ら再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや、休止又は中止するなど対応方針を決定するものである。

本県においては、この再評価を実施するに当たって、その客観性・透明性を確保する方策として学識経験者など第三者で構成する「事業評価監視委員会」を、平成 10 年 11 月 16 日に設置した。

令和6年度までに土木部、環境林務部、商工労働水産部及び農政部が所管する事業 (市町村事業を含む。) 988 箇所を付議し、事業の進捗状況やその必要性等について 審議した。令和6年度土木部所管事業については、19箇所(全体:19箇所)の事業箇所の 対応方針案について委員会に付議し、全ての箇所の対応方針案が妥当との報告を受け、 審議結果に基づき対応方針を決定した。

イ 今後の対応

対象事業については,「事業評価監視委員会」に付議するとともに,同委員会の 審議結果を参考にしながら,効率的な公共事業の執行に努める。

すべての箇所対応方針(事務局案)についての 審議(概略審議・詳細審議)

知事に対する意見の具申

対応方針(事業の継続・中止)の決定

対応方針の結果を公表・国へ報告(県補助事業)

4 盛土規制

本県では、盛土等による災害の防止を図るため、令和7年5月1日に鹿児島市を除く県内全域を宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)に指定し、許可業務等を開始する。

※鹿児島市は自ら令和7年4月1日に規制区域を指定。

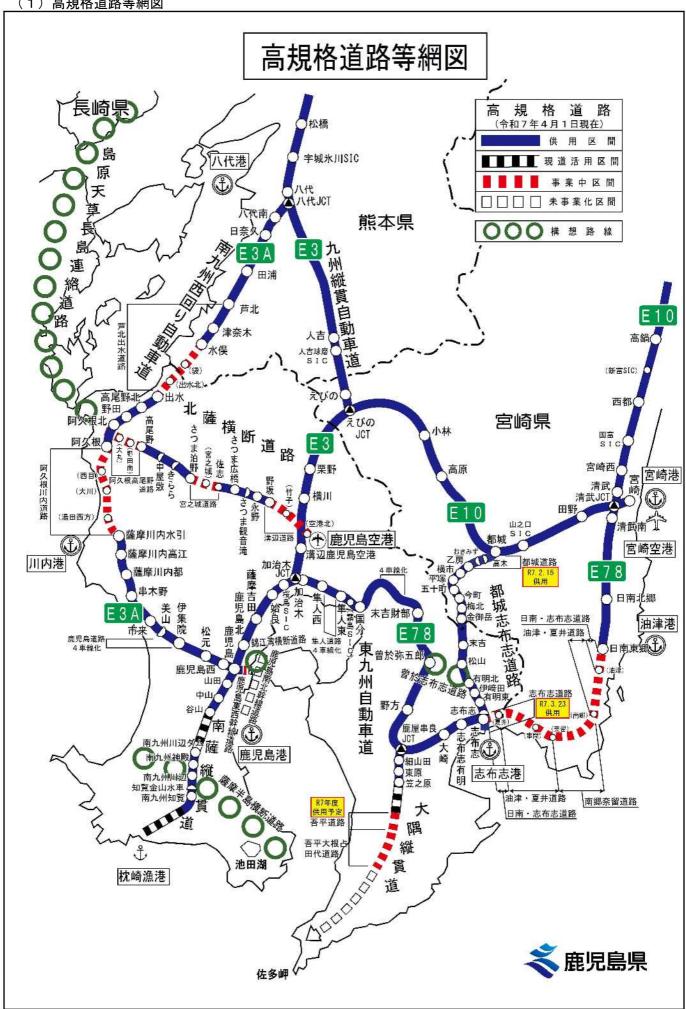
(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定状況

市町村名	宅地造成等工事規制区域 指定面積(ha)	特定盛土等規制区域 指定面積(ha)	合計 指定面積(ha)
鹿児島市	34, 639	20, 122	54, 761
鹿屋市	15, 434	29, 381	44, 815
枕崎市	3, 008	4, 470	7, 478
阿久根市	4, 639	8, 789	13, 428
出水市	8, 236	24, 762	32, 998
指宿市	5, 483	9, 399	14, 882
西之表市	4, 566	15, 991	20, 557
垂水市	2, 409	13, 801	16, 210
薩摩川内市	18, 951	49, 341	68, 292
日置市	8, 916	16, 385	25, 301
曽於市	8, 560	30, 454	39, 014
霧島市	19, 030	41, 287	60, 317
いちき串木野市	3, 211	8, 019	11, 230
南さつま市	7, 671	20, 688	28, 359
志布志市	6, 377	22, 644	29, 021
奄美市	3, 321	27, 512	30, 833
南九州市	8, 930	26, 861	35, 791
伊佐市	6, 458	32, 798	39, 256
姶良市	6, 327	16, 798	23, 125
三島村	62	3, 077	3, 139
<u>一岛村</u> 十島村	69	10, 046	10, 115
さつま町	5, 042	25, 348	30, 390
長島町	2, 367	9, 252	11,619
湧水町	3, 174	11, 255	14, 429
大崎町	4, 203	5, 861	10, 064
東串良町	1, 492	1, 293	2, 785
錦江町	2, 216	14, 103	16, 319
南大隅町	3, 710	17, 649	21, 359
肝付町	4, 304	26, 500	30, 804
中種子町	2, 670	11, 024	13, 694
南種子町	1,711	9, 283	10, 994
屋久島町	2, 870	51, 175	54, 045
大和村	229	8, 597	8, 826
宇検村	320	9, 987	10, 307
瀬戸内町	1, 138	22, 827	23, 965
龍郷町	1, 616	6, 566	8, 182
喜界町	1, 739	3, 943	5, 682
徳之島町	1, 686	8,806	10, 492
天城町	1, 544	6, 496	8, 040
伊仙町	1, 958	4, 313	6, 271
和泊町	1, 337	2, 702	4, 039
知名町	1, 631	3, 699	5, 330
5 与論町	451	1, 607	2, 058
子論 合計			918, 616
	223, 703	694, 913	
合計(鹿児島市除く)	189,065 に四捨五入しているため、各市町村	674, 790	863, 85

※面積は公表する単位毎に四捨五入しているため、各市町村の面積の合計が合計面積と一致しない。

道路 5

(1) 高規格道路等網図



(2) 現況総括表 (令和6年4月1日現在)

	区分					幅5.5m以上	幅5.5m以上			簡易を除く	簡易を除く	歩道設置延長	歩道	
2 以	種別	路線数	実 延 長	改良済延長	改良率	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率 %	舗装済延長	舗装率 %	(センター延長)	設置率 %	道路部面積
	自動車道	2	141, 887	141, 887	100. 0	141, 887	100.0	141, 887	100. 0	141, 887	100.0	0 m	0.0	m [*] 2, 588, 981
印及			-	141,007	100.0	141, 007	100.0	141,007	100.0	141,007	100.0	U		2, 300, 901
般	指定区間	7 (3)	415, 118 443, 822	415, 118 443, 822	100. 0 100. 0	415, 118 443, 822	100. 0 100. 0	415, 118 443, 822	100. 0 100. 0	415, 118 443, 822	100. 0 100. 0	323, 632 323, 632	77. 9 72. 9	5, 784, 159 6, 287, 953
国	指定区間 外	15 (3)	861, 268	844, 100	98.0	824, 788	95. 7	861, 268	100.0	813, 772	94. 4	531, 099	61.6	9, 760, 734
道	計	19 (3)	1, 276, 386 1, 305, 090	1, 259, 218 1, 287, 922	98. 6 98. 6	1, 239, 906 1, 268, 610	97. 1 97. 2	1, 276, 386 1, 305, 090	100. 0 100. 0	1, 228, 890 1, 257, 594	96. 2 96. 3	854, 731 854, 731	66. 9 65. 4	15, 544, 893 16, 048, 687
県	主要地方道	61	1, 581, 905 1, 614, 451	1, 453, 102 1, 485, 648	91. 8 92. 0	1, 363, 207 1, 395, 753	86. 1 86. 4	1, 581, 905 1, 614, 451	100. 0 100. 0	1, 282, 731 1, 315, 277	81. 0 81. 4	822, 779 822, 779	52. 0 50. 9	16, 543, 088 16, 835, 438
	一般県道	217	1, 978, 004	1, 503, 494	76. 0	1, 266, 103	64. 0	1, 978, 004	100.0	1, 131, 282	57. 1	661, 660	33. 4	17, 331, 945
道	計	278	3, 559, 909 3, 592, 455	2, 956, 596 2, 989, 142	83. 0 83. 2	2, 629, 310 2, 661, 856	73. 8 74. 0	3, 559, 909 3, 592, 455	100. 0 100. 0	2, 414, 013 2, 446, 559	67. 8 68. 1	1, 484, 439 1, 484, 439	41. 6 41. 3	33, 875, 033 34, 167, 383
玉	・県 道 計	297	4, 836, 295 4, 897, 545	4, 215, 814 4, 277, 064	87. 1 87. 3	3, 869, 216 3, 930, 466	80. 0 80. 2	4, 836, 295 4, 897, 545	100. 0 100. 0	3, 642, 903 3, 704, 153	75. 3 75. 6	2, 339, 170 2, 339, 170	48. 3 47. 7	49, 419, 926 50, 216, 070
う	ち県管理計	293	4, 421, 177	3, 800, 696	85.9	3, 454, 098	78. 1	4, 421, 177	100.0	3, 227, 785	73. 0	2, 015, 538	45.5	43, 635, 767
市	1 級	1, 220	2, 993, 384	2, 693, 370	89. 9	1, 758, 190	58. 7	2, 938, 203	98. 1	445, 093	14. 8	664, 437	22. 1	23, 412, 521
町	2 級	1, 428	2, 701, 957	2, 112, 109	78. 1	833, 908	30.8	2, 628, 568	97. 2	280, 719	10.3	175, 693	6. 5	16, 699, 141
村	その他	35, 918	16, 947, 800	11, 139, 265	65. 7	2, 533, 530	14. 9	15, 238, 361	89. 9	1, 914, 698	11. 2	723, 222	4.2	88, 713, 155
道	計	38, 566	22, 643, 141	15, 944, 744	70.4	5, 125, 628	22.6	20, 805, 132	91.8	2, 640, 510	11. 6	1, 563, 352	6.9	128, 824, 817
国町	・ 県 ・ 市 村 道 計	38, 863	27, 479, 436 27, 540, 686	20, 160, 558 20, 221, 808	73. 3 73. 4	8, 994, 844 9, 056, 094	32. 7 32. 8	25, 641, 427 25, 702, 677	93. 3 93. 3	6, 283, 413 6, 344, 663	22. 8 23. 0	3, 902, 522 3, 902, 522	14. 2 14. 1	178, 244, 743 179, 040, 887
高速	県・市町村道 直自動車道計 料道路含む)	38, 865	27, 682, 573	20, 363, 695	73. 5	9, 197, 981	33. 2	25, 844, 564	93. 3	6, 486, 550	23. 4	3, 902, 522	14. 0	181, 629, 868

- (注) 1 路線数の() 内は、同一路線で指定区間、指定区間外双方に重複している路線数である。
 - 2 同一道路種別で2段書きになっている部分は、上段が有料道路を除いた道路、下段が有料道路を含む道路の現況である。
 - 3 上記2の有料道路は、一般国道(指定区間)3号[南九州西回り自動車道]、10号[隼人道路](西日本高速道路㈱管理)、主要地方道指宿鹿児島インター線の一部(道路公社 管理)である。
 - 4 「自動車交通不能区間」とは、車道幅員3.5m未満の未改良道路のうち、幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により、最大積載量4トン貨物自動車が通行できない区間をいう。 5 指定区間外の路線のうち、1路線は海上区間のみの路線である。(指定区間に実近である。)

(3) 建設機械の配置状況

(令和7年4月1日現在 単位:台)

種 別			作美	美車				
	パト ロール カー		2. 75t クレーン		油品	散水車	清掃車	合計
所 属 \		ダンプ	付ダンプ	ダンプ				
鹿児島地振局	0	1	0		1	4	7	12
日置市駐在			0		0			0
南薩地振局	0	1	0		1			1
指宿市駐在								
北薩地振局		1	0		1			1
さつま町道 路保守駐在								
出水市駐在		1	0		1			2
始 良 伊 佐 振 局	3		1		1			4
伊佐市駐在			0		0			0
大隅地振局			1		1		1	2
錦江町道路 保守駐在								
曽於市駐在		1	0		1			1
熊毛支庁			1		1			1
屋 事 務 所	0							0
大島支庁	1		1		1			2
瀬 戸 内 事 務 所								
事務所事務所本務所ある本のおの <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
瀬 事			1		1			1
事 務 所 沖 永 良 部 事 務 所								
道路維持課								
計	5	5	5		10	4	8	27

6 河 川

(1) 河川の管理状況

(令和6年4月30日現在)

河川種別			全	体	知 事	軍 管 理	大 臣 管 理		
級種	水 系		河川数	延長 (k m)	河川数	延長 (k m)	河川数	延長 (km)	
一級河川	川内川		109	622. 1	106	508. 2	11	113. 9	
	肝	属川	36	181. 6	35	130. 5	6	51. 1	
	大	淀川	8	74. 4	8	74. 4	0	0.0	
	(計)	3水系	153	878. 1	149	713. 1	17	165. 0	
二級河川	160水系		310	1, 780. 4	310	1, 780. 4	1	_	
	(計)		310	1, 780. 4	310	1, 780. 4	ı	_	
準用河川	(一級)	3水系	285	349. 0	1	_	-	_	
	(二級)	105 水系	562	860.4	ı	-	ı	_	
	(単独)	400 水系	444	479. 9	1	_	-	_	
	(計)	508 水系	1, 291	1, 689. 3	_	_	_	_	
合 計		1,754	4, 347. 8	459	2, 493. 5	17	165. 0		

⁽注) 国管理と県管理の重複河川は13河川

(2) 県管理河川の整備状況

(令和7年3月31日現在)

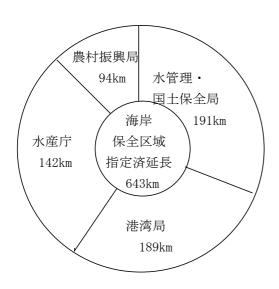
種別	河川数	河川延長 k m	要改修延長 k m	改修済延長 k m	改修率 %
一級河川	1 4 9	713. 1	576. 7	271. 2	47. 0
二級河川	3 1 0	1, 780. 4	1, 336. 7	624. 1	46. 7
合 計	4 5 9	2, 493. 5	1, 913. 4	895. 3	46.8

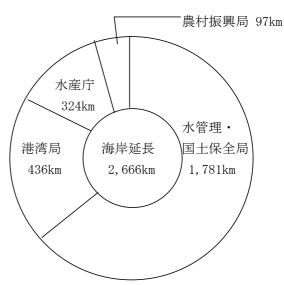
(注) 県管理河川の改修済は、雨量 60mm/h に対応

(3) 所管別海岸延長

(令和6年3月31日現在)

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、その延長は約 2,666 kmで、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。そのうち、海岸保全区域に指定されているのは約 24.1%の 643 kmある。





(4) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業の進捗状況

年災	事業主	決	金又は 番 査 額	5年施行	度までの 庁 済 額	6 年月	度施行済額	初年度か らの累計 進 捗 率		7年度以降 予 定 額
別	体	箇 所	千 円	箇 所	千 円	箇 所	千 円	(%)	箇 所	千 円
	県	139	3, 046, 771	137	2, 936, 853	2	109, 918	100.0	0	0
4	市町村	185	2, 462, 213	181	2, 250, 532	4	211, 681	100.0	0	0
	計	324	5, 508, 984	318	5, 187, 385	6	321, 599	100.0	0	0
	県	170	4, 739, 646	14	230, 214	148	3, 911, 032	95. 3	8	598, 400
5	市町村	169	3, 731, 569	43	263, 008	110	2, 085, 737	90. 5	16	1, 382, 824
	計	339	8, 471, 215	57	493, 222	258	5, 755, 111	92. 9	24	2, 222, 882
	県	197	11, 449, 686	0	0	12	179, 720	6. 1	185	11, 269, 966
6	市町村	258	3, 810, 463	0	0	59	350, 752	22. 9	199	3, 459, 711
	計	455	15, 260, 149	0	0	71	530, 472	15. 6	384	14, 729, 677

※水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害復旧事業工雑を除く。4年災は廃工2件あり

(5) 水防

毎年各地で大雨による被害が発生し、住民の生命を脅かしている。県土の保全と住民の生命・財産を水害から守るために、水防計画に基づいて、水防資材の整備、連絡通信の確保、重要水防区域の点検等を行うとともに、水防活動を迅速かつ的確に行うため、河川砂防情報システムを整備し、県内各地の雨量及び河川の水位等の情報提供に努めている。

7 砂防

(1)砂防3法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況

(令和7年4月1日現在)

į.	T		T				T	T	(令和7年4月1							
市町村等	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域等	うち 特別	市町村等	砂防指定地	急傾斜地 崩壊危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域等	うち 特別					
鹿児島市	214	328	1	3, 330	3, 104	鹿屋市	146	71		719	666					
三島村	4			62	57	垂水市	113	28		357	285					
十島村	1		2	42	38	東串良町		3		29	27					
日置市	41	27	1	773	471	錦江町	35	17		317	306					
いちき串木野市	42	20		497	465	南大隅町	56	40		481	428					
鹿児島 地域振興局	302	375	4	4, 704	4, 135	肝付町	50	10		681	635					
枕崎市	7	9		252	233	曽於市	237	46	1	623	573					
南さつま市	97	71	9	919	723	志布志市	102	35		606	580					
南九州市	83	34		596	522	大崎町	20	12		133	125					
指宿市	81	16	2	386	350	大 隅 地域振興局	759	262	1	3, 946	3, 625					
南 薩 地域振興局	268	130	11	2, 153	1, 828	西之表市	23	20		202	189					
薩摩川内市	203	46	1	2,846	2, 178	中種子町	17	3		78	71					
さつま町	95	31	1	1, 428	1, 312	南種子町	35	7	2	191	173					
阿久根市	16	26	2	783	647	屋久島町	47	8		322	298					
出水市	46	14	1	642	510	熊毛支庁	122	38	2	793	731					
長島町	45	39	1	478	337	奄美市	75	72	2	750	675					
北 薩 地域振興局	405	156	6	6, 177	4, 984	大和村	16	11		77	73					
霧島市	242	80	7	2, 212	1, 694	龍郷町	21	4	2	291	262					
姶良市	49	18	4	623	402	宇検村	29	14	1	178	137					
湧水町	33	13		376	360	瀬戸内町	58	25	2	616	541					
伊佐市	35	9		717	687	喜界町				26	23					
始良・伊佐地 域振興局	359	120	11	3, 928	3, 143	徳之島町	27	16	3	135	120					
						天城町	13	6		93	89					
						伊仙町	7			66	65					
						和泊町				37	37					
						知名町				48	47					
						与論町				56	56					
						大島支庁	246	148	10	2, 373	2, 125					
						合 計	2, 461	1, 229	45	23, 842	20, 462					

^{※「}仕明谷川4」が鹿児島市と日置市にまたがっているが、指定地としては1つなので日置市にのみカウント。

^{※「}土砂災害警戒区域等」については「市町村」数字は「またぎ箇所(隣県含む。)」を含んだ数字。

^{※「}土砂災害警戒区域等」については「合計」数字は「県告示箇所数」。よって「市町村箇所数」の計とは一致しない。

8 港 湾

本県の重要港湾は,鹿児島港,志布志港,川内港,西之表港及び名瀬港の5港である。地方港湾は,県管理港湾41港,市町村管理港湾85港である。(合計地方港湾数126港(避難港2港を含む。))

避難港は、古仁屋港及び大泊港の2港である。

(1) 県管理港湾一覧

(令和7年3月31日現在)

毛 田	进流力	元七世	旦.4	<u> </u>	利用	実績(令和5年)	
種別	港湾名	所在地	取力	接岸能力	海上出入貨物量(千12)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
重要港湾	鹿児島港	鹿児島市	220, 000	G/T	28, 378	4, 676	39, 758
"	川内港	薩摩川内市	30, 000	D/W	1, 493		2, 737
"	志布志港	志布志市	65, 000	D/W (専用)	10, 406	128	3, 150
"	西之表港	西之表市	30, 000	G/T	1, 708	424	6, 047
"	名瀬港	奄美市	30, 000	G/T	896	142	2, 495
避難港	大泊港	南大隅町	500	G/T			
"	古仁屋港	瀬戸内町	2,000	D/W	177		1, 109
地方港湾	米之津港	出水市	5, 000	D/W	196		
"	黒之浜港	阿久根市	40	G/T	1 未満		1, 050
"	瀬戸港	長島町	10	G/T			
"	宮之浦港	"	40	G/T	3		2, 400
"	片側港	II	700	D/W	510	64	4, 710
"	指江港	II	150	G/T			
"	西方港	薩摩川内市	10	G/T			
"	里港	II	2,000	D/W	220	107	2, 271
"	長浜港	II	2,000	D/W	187	52	2, 784
"	串木野新港	いちき串木野市	15, 000	D/W	730	124	1, 382
"	新川港	南さつま市	_				
"	指宿港	指宿市	170	G/T	1 未満	12	1,007
"	魚見港	II	1	G/T 未満			
"	宮ヶ浜港	II	10	G/T			
"	桜島港	鹿児島市	1,000	G/T	14, 652	2, 648	20,000
"	喜入港	n,	500, 000	D/W (専用)	44, 230		
"	加治木港	姶良市	5, 000	D/W	865		655
11	隼人港	霧島市	10	G/T	2		1, 265

440 1	洲流 力	3C-7-114	最大接岸能力		利用	実績(令和5年)	
種別	港湾名	所在地	取人	.按F.E.刀	海上出入貨物量(千以)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
地方港湾	福山港	霧島市	100	G/T	1未満		
"	垂水港	垂水市	2, 000	D/W	5, 992	1, 044	8, 845
"	鹿屋港	鹿屋市	2, 000	D/W	52		12, 831
"	高須港	II	10	G/T			
"	大根占港	錦江町	40	G/T	28		1, 261
"	根占港	南大隅町	700	D/W	200	54	9, 985
"	波見港	肝付町,東串良町	260, 000	D/W (専用)	395		2, 119
"	田之脇港	西之表市	2, 000	D/W	7		39
"	浜津脇港	中種子町	2, 000	D/W	15		79
"	島間港	南種子町	15, 000	G/T	149		2, 020
"	宮之浦港	屋久島町	30, 000	G/T	639	195	2, 321
"	安房港	屋久島町	5, 000	D/W	53	78	1, 103
"	栗生港	屋久島町	700	D/W			
"	上屋久元浦港	屋久島町	_				
"	硫黄島港	三島村	2,000	G/T	15	5	181
"	中之島港	十島村	2, 000	D/W	12	4	227
"	湾港	喜界町	5, 000	D/W	82	26	678
"	亀徳港	徳之島町	10, 000	G/T	335	65	1,603
"	平土野港	天城町	10,000	G/T	148	4	406
"	和泊港	和泊町	6,000	G/T	152	23	1, 372
"	与論港	与論町	6, 000	G/T	154	43	750
	(0.77 + k))				411111 1111111111111111111111111111111		

・総トン(GTまたはG/T) ・重量トン(DWまたはD/W)

・利用実績は令和5年港湾統計(年報)

(2) 重要港湾の整備状況(令和7年3月31日現在)

①鹿児島港

区分	本港区	新港区	鴨池港区	中央港区	谷山一区	谷山二区
現況	2,000D/W	10,000G/T	700D/W	15,000D/W	30,000D/W	15,000D/W
	4バース	1バース	2バース	1バース	2バース	2 バース (専用)
	700D/W	5,000D/W	990G/T	3,000D/W	30,000D/W	10,000D/W
	3バース	1バース	2バース	1 バース(専用)	1 バース(専用)	2 バース (専用)
	250G/ T	2,000D/W		2,000D/W	5,000D/W	8,000D/W
	5バース	2 バース		2バース	4バース	2 バース (専用)
	10,000D/W	700D/W		2,000D/W		
	2バース	1 バース(専用)		1 バース(専用)	1 バース(専用)	8バース
	5,000D/W	8,000G/T		1,000D/W	2,000D/W	5,000D/W
	4バース	1バース		1 バース(専用)	9バース	19 バース (専用)
	1,000G/T	4,000D/W		700D/W	2,000D/W	2,000D/W
	1バース	1バース		10 バース	1 バース(専用)	14 バース
	4,000D/W	3,000G/T		70,000G/T		2,000D/W
	1バース	2 バース		1バース		2 バース(専用)
		1,000D/W		220,000G/T		120,000G/T
		2 バース		1バース		1 バース(専用)
						12,000G/T
						2バース
						5,000G/T
						1 バース(専用)

②川内港

現 況	700D/W	10 バース
	2,000D/W	3バース
	5,000D/W	3バース
	30,000D/W	1バース
	10,000D/W	1 バース(専用)
	4,000D/W	1 バース(専用)
	198G/T	1バース

③志布志港

0.2 .,		
現 況	50,000D/W	1バース
	30,000D/W	1バース
	15,000D/W	1バース
	14,000 D/W	1バース
	10,000D/W	1バース
	5,000D/W	7 バース
	2,000D/W	7 バース
	1,000D/W	2 バース
	65,000D/W	2 バース(専用)
	15,000G/T	1バース
	450D/W	2 バース

④西之表港

	○ · · −		
現	況	30,000G/T	1バース
		5,000D/W	1バース
		2,000D/W	2 バース
		2,000G/T	3 バース
		281G/T	1バース

⑤名瀬港

現	況	30,000G/T	1バース
		10,000D/W	2 バース
		5,000D/W	2バース
		2,000D/W	3 バース
		700D/W	1 バース (専用)

9 空 港

(1) 空港の現況

(令和7年4月1日現在)

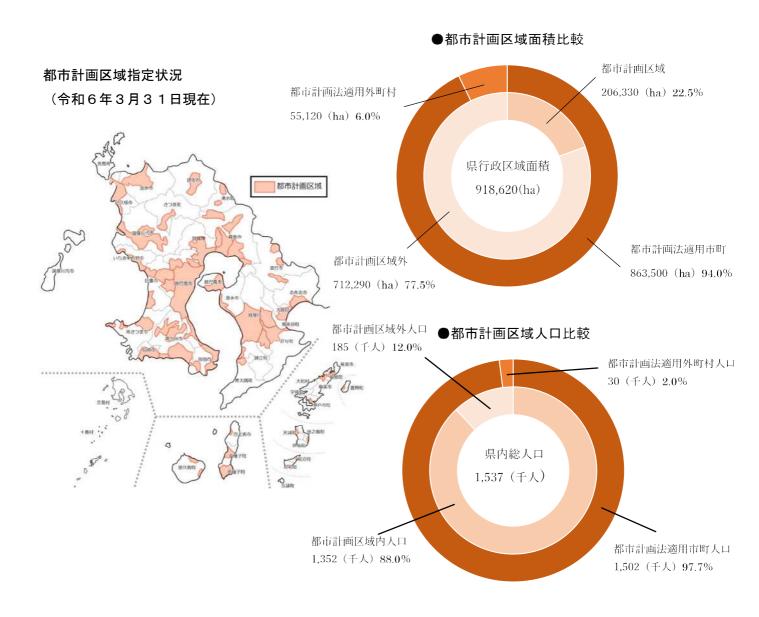
				 施	設 概	 概 要				利用客数	
	-L-VII					I	0 -	m)	-111		
空港名称	空港面積	着陸	带	滑走	路	エフ	プロン I	駐車	1場	/	人/年度
(供用開始)	(告示面積) (m²)	延長 (m)	幅 (m)	延長 (m)	幅 (m)	面積 (m²)	バース	面積 (m²)	台数		
鹿児島	1, 824, 869	3, 120	300	3,000	45	256, 068	大型 J ⑩	_	1, 590	3	2, 677, 331
(S47. 4. 1)							中小 J③			4	4, 678, 643
							プロペラ			5	5, 549, 841
							機⑭			6	5, 730, 841
							その他⑥				
種子島	1, 110, 963	2, 120	300	2,000	45	16, 650	小型 J ①	8,640	239	3	57, 472
(H18. 3. 16)							プロペラ			4	90, 141
							機②			5	110, 023
							小型機①			6	108, 639
屋久島	388, 406	1,620	150	1,500	45	7, 700	プロペラ	5, 512	167	3	127, 574
(S38. 7. 23)							機②			4	186, 763
										5	197, 804
										6	207, 026
奄美	1, 096, 081	2, 120	300	2,000	45	62, 985	中型 J ①	14, 629	241	3	609, 947
(S63. 7. 10)							小型 J ②			4	805, 650
							プロペラ			5	869, 068
							機③			6	862, 368
							小型機①				
喜界	209, 406	1, 320	100	1, 200	30	3, 900	プロペラ	2, 585	81	3	57, 489
(S43. 5. 1)							機①			4	73, 916
										5	83, 613
										6	86, 610
徳之島	526, 375	2, 120	150	2,000	45	17, 900	小型 J ②	11, 271	214	3	143, 709
(S55. 6. 1)							プロペラ			4	186, 238
							機②			5	204, 078
										6	203, 456
沖永良部	398, 351	1, 470	150	1, 350	45	11, 550	プロペラ	2, 249	120	3	80, 122
(S44. 5. 1)							機③			4	101, 757
										5	113, 187
										6	113, 435
与論	221, 327	1, 320	120	1, 200	30	7, 700	プロペラ	2, 583	91	3	56, 872
(S51. 5. 1)							機②			4	75, 924
										5	88, 106
										6	92, 701

(利用客数については「令和3年~令和6年分 空港管理状況調書」より抜粋)

10 都市計画

本県の都市計画区域は、大正 12 年 7 月 1 日に鹿児島市が旧都市計画法の適用をうけ、大正 14 年 10 月 6 日に都市計画区域を指定したのが最初であり、昭和 9 年以降川内市、出水市、鹿屋市等において順次指定している。

令和 6 年 3 月 31 日現在で、県下 43 市町村の 5 ち、19 市 16 町において 56 の都市計画区域を指定しており、その面積(※)は 206, 330 ha で県面積の約 23%に当たり、区域人口は約 1, 352 千人で、県人口の約 88%を占めている。



※県行政区域面積は、国土地理院面積調べより(令和7年1月1日現在) 県内総人口は、県推計人口及び人口動態(市町村別)より(令和6年4月1日現在) 都市計画区域の面積、人口は、都市計画現況調査より(令和6年3月31日現在)

(1) 都市計画法適用市町

		都市計画区			区 域*1			人口集		行政区均	或※2
	区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口	面積 (ha)	人 _口 (千人)	面積 (ha)	人口(千人)
										(918,620.0)	(1,536.9)
	鹿児島県	合計35市	町(19市	16町)・56	都市計画区域	206,330.0	1,351.9	12,499.0	660.8	863,496.0	1,502.4
鹿	児 島	35	旧鹿児島市	T14.10. 6 T14.10. 6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	29,021.0	544.7	7,571.0	478.5		
吉	H	3	旧吉田町	S50. 9.22 S50.9.22	行政区域の一部	650.0	6.7				
喜	7	鹿児島市	旧喜入町	S62. 4. 1 H21. 8.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,905.0	10.6			54,761.0	584.1
松	<u></u>	5	旧松元町	H 4 11 2	行政区域の一部	3,171.0	17.9				
郡	Ц	_ J	旧郡山町	S62 4 1	行政区域の一部	2,740.0	5.9				
鹿		R	旧鹿屋市	S 9. 9.10	行政区域の一部	·		000.0	05.7		
串		・ ・ 鹿屋市	旧串良町	H18.12.8 S62. 4. 1	地先公有水面を含む 行政区域の一部	16,991.0	77.3	938.0	25.7	44,815.0	97.3
吾	Д	_	旧吾平町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	5,304.0	11.1				
枕		就 崎 市		S62. 4. 1 S 9. 9.10	行政区域の一部	2,581.0	5.6				
176		1		H 6. 3.30 S 9. 5.28	地先公有水面を含む 行政区域の一部	3,429.0	17.9	321.0	8.1	7,478.0	18.5
阿	久 植	阿久根市		R 2. 3. 6	地先公有水面を含む	4,929.0	17.0			13,428.0	17.7
出	가	出水市	旧出水市	S 9. 5.28 H28. 4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	7,511.0	47.7			32,998.0	50.3
大		伊佐市	旧大口市	S24. 1.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,328.0	9.4			39,256.0	22.3
指	宿	i	旧指宿市	S 9. 5.28 R 2.7.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,328.0	24.1	162.0	5.5		
Ш	Л	指 宿 市	18 Ш ЛІ 🖽	S21. 9.25 S61.10.29	行政区域の一部	1,971.0	6.9			14,882.0	36.7
開			旧開聞町	H 4 3 30	行政区域の一部	1,438.0	4.7				
西	之 表	西之表市		S21. 9.26 S50. 7. 7	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,000.0	8.6			20,557.0	13.7
垂	<u></u>	垂水市		S21. 3.30 H11. 3.23	行政区域の一部地先公有水面を含む	1,598.0	11.7			16,210.0	12.6
			旧川内市		E/IDANIE COO	1,000.0	11.7			10,210.0	12.0
薩	摩川内	薩摩川内市	旧樋脇町	S 9. 5.22 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	15,189.0	78.5	627.0	21.2	68,292.0	89.7
			旧入来町								
東	市	-	旧東市来町	S 9. 5.28 S50. 7. 7	行政区域の一部	1,465.0	7.9				
伊	集	日置市	旧伊集院町	S27. 6. 5 S60. 5.15	行政区域の一部	3,470.0	23.6	135.0	5.2	25,301.0	45.5
吹	1	-	旧吹上町	S12. 2.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,927.0	5.6				
国	Ź)	旧国分市	S31.10. 8 S59. 4.13	行政区域の一部	4,428.0	56.5	884.0	38.7		
溝	辺	<u>1</u>	旧溝辺町	S50 922	行政区域の一部	1,328.0	4.5				
横	Л		旧横川町	S26 3.20	行政区域の一部	1.763.0	3.4				
牧	景	━霧島市	旧牧園町	\$23, 3.11	行政区域の一部	4,150.0	5.5			60,317.0	121.4
隼		,	旧隼人町	S12.11. 4	行政区域の一部	5,386.0	37.5	268.0	10.8		
福	Ц	<u> </u>	旧福山町	H17. 3.11 H 2. 3.31	地先公有水面を含む 行政区域の一部 地先公有水面を含む			200.0	10.8		
串	木	い 5 き 串木野市	旧串木野市旧 市 来 町	H18. 7. 4 S12. 2.25 S60.1.21	地先公有水面を含む 行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,449.0 2,982.0	24.2	341.0	11.4	11,230.0	26.0
カO	世田	3	旧加世田市	S12.11. 4 S43.12.25	行政区域の一部	3,581.0	18.6			00.050.0	
笠	沙	- 南さつま市 〉	旧笠沙町	S26 12 22	行政区域の一部	956.0	1.5			28,359.0	30.7

^{※1} 令和6年度都市計画現況調査より(令和6年3月31日現在)

^{※2} 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域面積(国土地理院面積調べより(令和7年1月1日現

在))・県内総人口(県推計人口及び人口動態(市町村別)より(令和6年4月1日現在))

					都	巿	i 計	画	区	域*1			人口集		地区	行政区は	或※2
	区域名		市	町名	187	声町名		年月日		範囲	面積	現在人口	面積	人		面積	人口
			•				取除拍	上千月口			(ha)	(千人)	(ha)		(千人)	(ha)	(千人)
名		瀬	奄	美市	旧名	3 瀬 〒	S11	1.24		区域の一部	3,245.0	32.1	196.0		12.7	30,833.0	38.8
			龍	郷町			S63	8.24	地先公	有水面を含む	1.922.0	4.6				8,182.0	5.7
財		部			旧泉	才部 田	31	8.23 12.23	行政	区域の一部	1.534.0	5.5				,	
末		吉	曽	於市	旧才	₹ 吉 ⊞	S26	3.20 5.20	行政	区域の一部	713.0	7.8				39,014.0	30.9
大		隅]	<i>3</i> .	旧为旧末	陽電	T S32	7.20	行政	区域の一部	1,249.0	5.7				23,21	00.0
		PI-9			旧松	ž Ш £		10. 2	行政	区域の一部	185.0	0.9					
志	布	志	志者	市志市	旧志	布志田	31	5.28 3.30		区域の一部 合水面を含む	2,866.0	14.7				29,021.0	27.5
頴		娃			旧泉	頁娃 日	S 9.	5.28 5.15		区域の一部	6.959.0	9.5					
知		覧	南力	九州市	旧矢	0 覧 田	S15	. 5. 4 . 4.28		区域の一部	4.561.0	7.8				35,791.0	30.6
Ш		辺			18 /1	辺	S26	3.20		*有水面を含む 区域の一部	,						
							S50	9.22			3,400.0	10.6					
姶		良	姶	良市		治木町	S 9.	9.10 11. 1		区域の一部 有水面を含む	8,167.0	74.9	1,056.0		43.0	23,125.0	76.7
					旧蒲	第 生 日											
さ	つ	ま	さこ	つま町	旧宮	之城田	11	5.28 .3.18		区域の一部	3,608.0	10.7				30,390.0	18.4
栗		野	湢	水町	旧事	₹ 野 ⊞	31	. 6. 1 . 5.20	行政	区域の一部	340.0	1.8				14,429.0	8.4
吉		松	150	Λ, m)	IB Z	5 松 ⊞	31	.10. 2 12.25	行政	区域の一部	1,263.0	2.4				14,423.0	0.4
大		崎	大	崎町				10. 2 . 7.10	行政	区域の一部	3,253.0	8.3				10,064.0	11.6
肝		付	肝	付 町	18 7	§ Ш ⊞	πI	12.28 10.10		区域の一部 治水面を含む	3,857.0	10.7				30,804.0	13.1
大	根	占	錦	江町	旧大	根占田	31	1.24	行政	区域の一部	885.0	3.3				16,319.0	6.0
根		占	南ノ	大隅町	旧相	₹占 6	H16	3.30	行政	区域の一部	979.0	2.9				21,359.0	5.7
ф	種	子	中科	重子町			S37	. 3. 3	行政	区域の一部	4,220.0	4.7				13,694.0	6.9
南	種	子	南科	重子町			S42	3.16	行政	区域の一部	7,253.0	4.2				10,994.0	5.0
上	屋	久			旧上	屋久田	S36	7.19		区域の一部 有水面を含む	1,151.0	3.2				10,334.0	3.0
屋		久	屋り	ス島町	18 B	星 久 田	S29	10. 2	行政	区域の一部						54,045.0	11.0
瀬	戸	内	瀬戸	⋾内町			S34	1.14	行政	有水面を含む 区域の一部	1,126.0	2.5				22.225.0	7.0
喜		界	喜	界町			S51	1.28	行政	有水面を含む 区域の一部	439.0	4.7				23,965.0	7.9
徳								9.30		有水面を含む 区域の一部	398.0	3.0				5,682.0	6.0
								4.13 9.30		有水面を含む 区域の一部	459.0	6.5				10,492.0	9.4
天				城 町			S60	1.21	地先公	有水面を含む 区域の一部	1,651.0	4.3				8,040.0	5.2
和		泊	和	泊町			H17	3.11	地先公	有水面を含む	358.0	2.7				4,039.0	5.8
知		名	知	名 町				9.22		区域の一部 有水面を含む	320.0	2.4				5,330.0	5.3

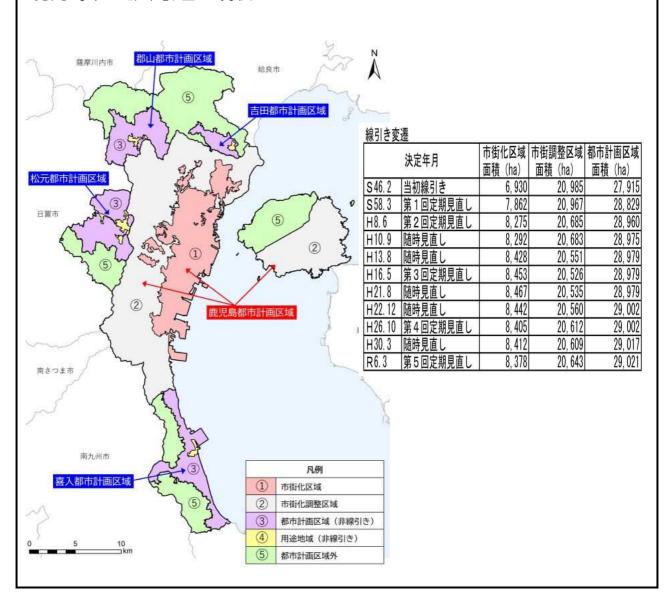
^{※1} 令和6年度都市計画現況調査より(令和6年3月31日現在) ※2 合計欄()内の数値は,都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域面積(国土地理院面積調べ(令和7年1月1日現在))・県内総人口(県推計人口及び人口動態(市町村別)より(令和6年4月1日現在))

都市計画では、スプロールといわれる無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を図るため、 都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域(市街化区域)と、市街化を抑制すべき区域(市街化 調整区域)とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする、いわゆる「線引き」を定めることができ る。

都 市 名	市 街 化区域面積	市街化調整 区域面積	都市計画区域面積	決定年月日
鹿児島市	8, 378ha	20, 643ha	29, 021ha	R 6.3.29 (県告示第 502 号の 2)

(注) 鹿児島市では, 鹿児島都市計画区域(旧鹿児島市)においてのみ線引きを行っている。

鹿児島市の都市計画の現状



(3) 地域地区

ア用途地域

用途地域は、都市計画で定める土地利用の誘導、規則に関する地域地区の根幹をなすものであり、都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成を図るため、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画と一体的かつ総合的に判断し、それぞれの地域に見合って土地を区分し、建築物の用途、形態等について最低限のルールを定めるものである。用途地域は13種類からなり、既成市街地と将来確実に市街地になると見込まれる区域について定めることになっている。

					令和6	年3月31日現在	単位:ha
市町村名 旧市町村名	区域名	最終決定	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域
鹿児島市	鹿児島	R6. 3.29	3,888.0	158.0	209.0	816.0	862.0
	松 元	H16. 4. 1	29.0		139.0	8.7	54.0
鹿児島市郡山町	郡山	H16. 9. 1	10.0		59.0		18.0
吉 田 町	吉 田	H21. 8.11	44.0		1.5	9.5	
喜 入 町		R6. 3.29				71.0	
鹿 屋 市	鹿 屋	R3. 4.1	189.0		372.0		352.0
吾 平 町	吾 平	H 8. 4. 2			34.0		48.0
	枕 崎	H11.10. 4	93.5		123.4		119.7
い ち き 串木野市 市 来 町	串 木 野	Н 15. 4. 7	143.0		198.0	10.0	222.0
阿 久 根 市	阿 久 根	R2. 3. 6	82.6		46.6		50.9
奄 美 市 名 瀬 市	名 瀬	R 1. 8. 6			240.0	37.0	112.0
出水市出水市	出 水	R 2. 8. 1	8.8	8.0	95.6		443.8
伊佐市大口市	大 口	H 8. 1. 5	34.7		59.3	2.2	60.4
指宿市	指 宿	H 8. 4. 1	14.0	0.3	216.0	13.6	214.3
"山川町	山川	H 8. 3.18			17.0		26.0
南さつま市加世田市	加世田	R3.10.21			238.1	64.9	27.1
国 分 市	国 分	R 6. 3.29	110.0		470.0	59.0	162.0
霧島市溝辺町	溝 辺	H 8. 4. 1			28.0		112.0
隼 人 町	隼 人	H28.12.15	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9
西之表市	西 之 表	H17. 8.29	23.0		130.0		93.0
垂 水 市	垂 水	H 15. 2.6	86.0	11.0		12.0	59.0
薩摩川内市	薩摩川内	H29.3.28	57.0		191.0	338.0	300.0
東市来町	東市来	R 3. 3.30			51.8		64.3
日 置 市 伊 集 院 町	伊 集 院	R 3. 3.30	117.3		217.2	19.5	99.9
曹 於 市 大 隅 町	大 隅	H 8. 3.14	24.0	7.0	47.0		39.0
曽 於 市 末 吉 町	末 吉	Н 15.2. 7	54.0	1.8	40.8	0.5	60.8
志布志市志布志町	志 布 志	H29. 3.27	65.9		69.8		59.6
頴 娃 町	頴 娃	Н 9. 6. 3	15.8		40.0		29.2
南九州市知覧町	知 覧	H 8. 4. 2	31.0		20.3		17.1
川辺町	川辺	H 8. 4. 1			51.0		148.0
h	姶 良	H29. 8. 1	190.7		374.8	19.7	520.2
さつま町宮之城町	さっま	H26. 3.18			87.9	19.6	96.5
湧 水 町栗 野 町	栗 野	H16.12.21				15.0	33.0
肝付町高山町	肝 付	H26.10.10	13.0		66.0		45.0
錦江町大根占町	大 根 占	H 8. 5.20			27.0	9.0	32.0
中種 子町	中 種 子	H 8. 3.19			22.0		37.0
瀬戸内町	瀬戸内	R 2. 7.22			21.2	10.5	26.2
和 泊 町	和 泊	H 8. 3. 4			8.2		20.0
	知 名	H 8. 4. 1			30.0		30.0
27市町	20区代		E 410.7	105.0	4 917 1	1 550.0	4 021 0
19市8町	39区域		5,410.7	195.9	4,217.1	1,552.2	4,931.9

令和6年3月31日現在 単位:ha

区域名	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用地域	合計
鹿児島	93.0	204.0		289.0	515.0	525.0	237.0	582.0	8,378.0
松元		15.0		11.0		14.0			270.7
郡山		7.6		3.2		5.3			103.1
吉 田									55.0
喜 入		23.0							94.0
鹿 屋		19.0		58.0	38.0	66.0	48.0		1,142.0
吾 平				5.6	3.3	9.2			100.1
枕崎	19.6	6.9		12.0	19.8	37.4	46.9		479.2
串 木 野	21.6	25.0		19.5	21.0	47.9	13.0		721.0
阿 久 根	43.8	15.2		4.7	13.0	34.3	9.9		301.0
名 瀬				13.0	23.0	69.6	11.0		505.6
出水	90.9	13.0		34.9	26.0	22.0	43.0		786.0
大 口	20.5	18.5		12.9	8.7	11.2			228.4
指 宿	52.1			22.0	35.0	6.7			574.0
山川				3.4	3.0	8.6	13.0		71.0
加世田	87.9	11.4		33.3	26.9	12.4			502.0
国 分	78.0	81.0		20.0	70.0	150.0	97.0		1,297.0
溝 辺	14.0	13.0			5.4	34.0			206.4
集 人	39.0	41.5		43.3	57.1	3.0	36.9		746.0
西之表		9.7		9.5	19.0	42.0	21.0		347.2
垂水	31.0	45.0		14.0	16.0	31.0			305.0
薩摩川内	74.0	87.0		55.0	59.0	84.0	170.0		1,415.0
東市来	7.0	18.1		6.0	12.0	3.7			162.9
伊 集 院	3.0	13.3		28.8	19.0	15.1	13.0		546.1
大 隅		8.0		3.3	5.4	7.7			141.4
末吉	28.4	18.0		5.0	9.4	20.0	12.0		250.7
志 布 志	78.6			18.7	33.7	96.2	146.5		569.0
頴 娃	33.3	8.8		12.7		5.0			144.8
知 覧	15.0			8.7		8.2			100.3
川 辺		10.0		8.3	8.6	28.0			253.9
姶 良	192.1	82.3		56.2	44.1	297.9	53.0		1,831.0
さっま		23.1		13.0	8.4	2.6			251.1
栗 野	28.0	5.2		5.3	2.1	8.5			97.1
肝 付	11.0	6.3			8.3	13.0			162.6
大 根 占	24.0			3.9	4.6	9.8			110.3
中 種 子	11.0	7.0		4.4	4.9	15.0			101.3
瀬戸内	11.1	5.6		5.9	2.8	14.3			97.6
和 泊		2.0		2.8	5.1	6.9			45.0
知 名		7.5		2.4	3.5		9.9		83.3
38区域	1,107.9	851.0	0.0	849.7	1,131.1	1,765.5	981.1	582.0	23,576.1

イ 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域である。

なお, 具体的な制限の内容については, 建築基準 法の規定により地方公共団体の条例に定められる。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定	
吉田	鹿児島市	地域中心地区	88 ha	H21.10.6	
	能児島 印	田園居住環境保全地区	210 ha	H21.10. 6	
喜 入	鹿児島市	田園居住環境保全地区	9ha	R 6. 3.29	
松元	鹿児島市	田園居住環境保全地区	182 ha	H21.10. 6	
恭廃业中	恭廉川县士	集落環境保全地区	93 ha	H0C 10 10	
薩摩川内	薩摩川内市	IC 周辺地区	134 ha	H26.10.10	
	出水市	田園居住地区	5,968 ha		
		幹線沿道地区	566 ha		
出水		ロードサイド商業地区	92 ha	R2. 8. 1	
		IC 周辺地区	12 ha		
		産業集積地区	83 ha		
志布志	志布志市	田園居住環境保全地区	116 ha	R3. 3.30	
		郊外市街地型	760 ha		
鹿屋	鹿屋市	郊外市街地沿道型	33 ha	R3. 4. 1	
庇 座	庇	沿道商業・業務地型	90 ha	ка. 4. 1	
		工業・流通業務地型	70 ha		

ウ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区である。

なお,具体的な制限の内容については,地方公共 団体の条例にて定めることになっており,国土交通 大臣の承認を得て用途制限を緩和することができ る。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
川辺	南九州市	特別工業地区	158.0 ha	Н 3.12.20
		第一種特定建築物制限地区	525. 0ha	R6. 3. 29
鹿児島	鹿児島市	第二種特定建築物制限地区	49.0 ha	H26. 6.30
		第三種特定建築物制限地区	188.0 ha	п20. 0.30
松元	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	14.0 ha	Н26. 6.30
郡山	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	5.3 ha	Н26. 6.30
薩摩川内	薩摩川内市	特定建築物制限地区	84.0 ha	H26. 10.10
煙/手/川下	種 季 1 1	複合系市街地形成促進地区	31.0 ha	R5. 3. 31
名 瀬	奄美市	第1種集客施設制限地区 第2種集客施設制限地区	64.3 ha 10.8 ha	R1. 8. 6
志布志	志布志市	特定建築物制限地区	96.2 ha	Н29. 3.27
指宿	指宿市	スポーツ・レクリエーション 地区	15.0 ha	Н30. 3. 28
姶良	姶良市	大規模集客施設制限地区	251.0 ha	R 3. 2. 1
出水	出水市	大規模集客施設制限地区	22.0 ha	R 2. 8. 1

工 高度地区

高度地区は、用途地域内において、市街地の環境 を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築 物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区であ る。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	城山周辺地区	25 ha	Н22. 3.25
鹿児島	鹿児島市	磯地区	6 ha	R 6. 3.29

才 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ペい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに必要に応じて壁面の位置を定める地区である。都市計画に市街地再開発事業、又は市街地再開発促進地区を定める場合は、当該地区が高度利用地区であることが必要条件であり、この場合、高度利用地区について定められた内容に従った建築行為が行われる。

※西鹿児島駅は鹿児島中央駅の旧称

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅*東口10番街区地区	0.9 ha	Н63. 9.27
鹿児島	鹿児島市	小川町 21 番街区地区	0.3 ha	H 4. 4. 7
鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅*東口6番街区地区	0.3 ha	Н 9.12. 2
鹿児島	鹿児島市	西千石町 13 番街区地区	0.5 ha	H12. 3.10
鹿児島	鹿児島市	中央町 22 番街区地区	0.2 ha	H19. 6.12
鹿児島	鹿児島市	中央町 23 番街区地区	0.3 ha	H18. 1.26
鹿児島	鹿児島市	中央町 19・20 番街区	0.7 ha	H27.11.10
鹿児島	鹿児島市	千日町1・4番街区	1.0 ha	H28. 8.29
鹿 屋	鹿屋市	北田大手町地区	1.9 ha	H16. 1.15

カ 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定めるもので、具体的にはこれらの地域の一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物等にするなど防災上の観点から建築規制が行われる。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	防火地域	123.0 ha	H16. 5.14
庇 冗 局	能児島 印	準防火地域	766.0 ha	R 6. 3.29
名 瀬	奄美市	準防火地域	2.1 ha	R 2.11.2

キ 風致地区

風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し都市環境を保全するため定める地区で、本県では、鹿児島市及び伊佐市の各条例に基づき地区内における建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採、その他の行為が規制される。

※ 鹿児島市は, 平成 25 年 4 月 1 日より鹿児島市条 例にて規制

※ 伊佐市は,平成27年4月1日より条例にて規制

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	寺山風致地区	946.0 ha	Н27. 8.26
鹿児島	鹿児島市	慈眼寺風致地区	93.0 ha	H27. 8.26
大口	伊佐市	曽木の滝風致地区	99.4 ha	S31. 2.16

※ 寺 山:錦江湾, 桜島を望む景勝地

慈 眼 寺:慈顔寺一帯の景勝地 曽木の滝: 奇怪岩, 瀑布の景勝地

ク 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域又は その周辺の自動車交通が著しくふくそうする地区に おいて、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確 保するため駐車場整備の必要があると認められる区 域について指定される。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島市 駐車場整備地区	580.0 ha	H14. 2.25

ケ 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区で、船舶の出入、停泊、係留、荷物の積み下ろし、貯蔵保管、各種手続き、検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために位置付けるものである。

※臨港地区については、都市計画法で定めたものを記載している。

区域名	市町村名	臨港地区の名称	決定年月日	最終変更年月日	決定面積(h a)
鹿児島	鹿児島市	鹿児島港 臨港地区	S 40. 2.17	H21. 8.11	253. 4
喜 入	"	喜入港 "	H21. 8.11		2.8
鹿 屋	鹿屋市	鹿屋港 "	S 40. 2.17	H20. 6. 4	14. 3
11	"	高須港 "	S 40. 2.17	H20. 6. 4	1. 4
阿久根	阿久根市	高之口港 "	R 5. 5.29		1. 7
指 宿	指宿市	指宿港 "	R 5. 3.31		9. 2
"	"	魚 見 港 "	H19. 5.10		0.6
"	"	宮ヶ浜港 "	H19. 5.10		1. 1
薩摩川内	薩摩川内市	川内港 "	S 40. 2.17	H26.10.10	12. 3
出水	出水市	米ノ津港 "	S 40. 2.17	R 2. 8. 1	14. 6
隼 人	霧島市	隼 人 港 "	H19. 3.26		1. 8
福山	"	福山港 "	H19. 3.26		2. 0
串木野	いちき串木野市	串木野新港 "	H19. 3.26		16. 0
名 瀬	奄美市	名瀬港 "	S 40. 2.17	R 2. 2.14	33. 5
垂 水	垂 水 市	垂水港 "	H23. 3.22	H23. 3.22	13. 7
西之表	西之表市	西之表港 "	S 40. 2.17	H22. 2.12	19. 8
志 布 志	志布志市	志布志港 "	S 40. 2.17	H25.11.29	111. 6
知 覧	南九州市	松ヶ浦港 =	H19. 1.10		0. 9
"	11	東塩屋港 "	H19. 1.10		0. 5
姶 良	姶 良 市	加治木港 "	H20. 2.22	H28.11. 1	6. 0
肝 付	肝付町	波 見 港 "	H19. 2.19	H26. 10. 10	1. 0
大 根 占	錦江町	大根占港 "	S 40. 2.17		5. 0
根 占	南大隅町	根 占 港 "	H24. 10. 18		7. 0
屋 久	屋久島町	安房港 "	S 40. 2.17	H30. 7.31	15. 3
上屋久	"	宮之浦港 "	S 40. 2.17	H30. 7.31	14. 1
天 城	天 城 町	平土野港 "	S 40. 2.17	H19. 3.20	5. 7
徳之島	徳之島町	亀徳港 "	S 62. 7. 3	H21. 10. 14	9. 9
和 泊	和 泊 町	和 泊 港 "	H18.12.11		5. 4
喜 界	喜界町	湾 港 "	H30. 1.19		7. 0
	計	13 市 8 町	28 地区		587. 6

コ 流通業務地区

流通業務地区は,「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき,その指定都市において都心地区に無秩序に集中立地しているトラックターミナル,問屋,倉庫,市場等の流通業務施設を既成市街地の外周の地域で,かつ,交通等立地条件の良好な位置に集約を図るとともに,既存の流通機能を誘導して計画的に再編成を行い,併せて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために指定するものである。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島流通業務地区	61.0 ha	H 1.11.13

サ 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために設定される地区である。地区の保存を図るため必要な形状変更の規制、その保存のため必要な措置は市町村の条例で定めることとなっており、また、必要に応じて、条例で建築基準法の規定による制限を緩和することができる。

区域名	市町村名	名 称	面積	最終決定
知 覧	南九州市	知覧伝統的建造物群保存地区	18.6 ha	S 56. 1.22
出水	出水市	出水市出水麓伝統的建造物群保存地区	43.8 ha	H 7. 5. 1
薩摩川内	薩摩川内市	入来麓伝統的建造物群保存地区	19.2 ha	H26. 10. 10
加世田	南さつま市	加世田麓伝統的建造物群保存地区	20.0 ha	R 1. 6.14

(4) 都市公園

都市公園等整備状況 令和6年3月31日現在 市町村 都市計画 なくかトリー ポークのみ ポークのみ ポークのみ 市町村人 対人口 ボータのみ ボークのみ ボークのみ ボークのみ ボーク オーカンリー 大田 区域面積 公園面積 公園面積 住 区 基 幹 公 園 都市基幹公園 大規模公園 特殊公園 カントリーパーク 緩衝緑地 都市緑地 広場公園 緑道 都市公園等合計 市町村名 街区公園 近隣公園 地区公園 運動公園 広域公園 風致公園 動植物公園 歷史公園 総合公園 (m2/人) 簡所数 面積(ha) 簡所数 面積(ha) 簡所数 面積(ha) 簡所数 面積(ha) 簡所数 面積(ha) 簡所数 面積(ha) 箇所数 | 面積 (ha) | 箇所数 | 面積 (ha) 筋所数 兩籍(ha) 筋所数 兩籍(ha) 鹿児島市 618 96, 42 43, 15 1. 84 3 16, 24 11 8.24 692 586 586 36 61.23 7 33, 73 130, 24 38. 29, 34 10.9 470. 33 38, 487 鹿屋市 98 94 24, 876 15.1 50 11.66 13 21.02 7.96 40.05 15 65 33.8 8.36 3.43 72 141.93 枕崎市 29. 1 阿久根市 4. 929 43.0 2.87 77. 40 0.87 出水市 48 7, 511 7.84 5.68 17. 67 4.34 51 9.3 23 6.47 2.8 31 44. 80 指宿市 6, 737 3, 45 3, 21 15.7 西之表市 1,000 22.8 0.55 5. 51 20.56 垂水市 1, 598 2.05 11.71 薩摩川内市 15, 189 11.9 9.32 21, 49 47. 63 94. 37 91 4 84 11 09 日置市 46 37 7. 862 21. 4 60 8. 37 0.75 10.97 40. 79 18, 17 66 79.05 曽於市 3, 681 29.8 2. 61 10.6 27. 78 10.6 56. 59 霧島市 124 18, 504 10.4 22. 43 12.57 24. 83 43.06 14.7 117.5 いたを出大野さ 26 24 2, 982 21.9 9.11 4.34 25. 08 9.15 52.48 4 8 南さつま市 4, 537 58.8 13.01 25.7 75. 117.5 志布志市 3, 051 27. 7 0. 21 4.09 11.99 29 27, 76 14, 45 80. 28 奄美市 17. 1 8. 11 6.14 18. 9 3, 218 54.7 南九州市 14, 920 45. 4 52. 25 34. 2 33. 5 127.0 1.22 伊佐市 37. 1 0.87 17. 6 9.3 2, 328 9.31 37. 08 姶良市 8, 167 19.63 11.14 24. 1 59.37 鹿児島郡三島村 庶児島郡十島村 藤座郡さつま町 3, 608 69.9 14. 2 53. 76.9 出水郡長島町 10 2.00 2.00 给良郡湧水町 1.603 曾於郡大崎町 3, 253 12. 9 10.11 11.61 肝臓邪事曲自由 肝犀郡錦江門 225 0.66 1.56 肝属郡南大隅田 979 肝属郡肝付町 3, 857 17.9 0. 21 25.04 熊毛郡中種子田 4, 220 1.44 18.84 20.2 熊毛郡南種子田 19. 9 7, 200 49.8 19.9 熊毛郡屋久島町 2, 277 35. 16.9 0.7 21.40 大島郡大和村 37. 3.79 大鳥那字絵料 大島郡瀬戸内町 12. 73 大島郡龍郷町 1, 922 大島郡喜界町 398 大島郡徳之島田 459 2.44 31.89 49.0 34. 33 大島郡天城町 1, 651 32.6 0.49 2.48 10.08 13.05 大島郡伊仙田 大島郡和泊町 358 20.3 0.1 0.97 1 5. 02 6.09 大島郡知名町 320 大島郡与論司 1, 124 232. 99 97 177 76 36 184 96 557.85 20 362.82 4 176.00 100.53 27. 82 1. 379 1, 412. 0 1, 272. 0 27. 0 1, 299. 0 182, 973 13.4 1074 220.73 87 160. 22 32 160.04 466. 69 17 315.00 4 176.00 97.53 29.34 4 15.85 36. 96 16. 24 14 22.99 16.83 1,295 1735. 32 5. 51 3.00 38. (25. (25.0 14, 697 32. 9 2.69 19.90 28. 80 18.84 3.40 82.1 60.0 67.0 8 12.03 131.89

イ 県立都市公園の概要

(令和7年3月31日現在) 計画面積 公園 開設面積 特 公 園 名 所在地 徴 主要施設 種別 開設年月 吉野公園は、錦江湾を隔て桜島 を眼前に望み,遠く霧島連山や ソテツ園、児童広場、チビッコ 開聞岳を眺望できる絶好の場に 30.9ha プール, さくら群植園, 桜苑, 展望台, なごみの庭, おごじょ 鹿児島市 総合 吉野公園 30.9ha 位置し, 自然の景観を最大限に 公園 吉野町七社 生かした県民の休養、レクリ S 45. 5 の庭,暮らしの庭 エーションの場として整備され 谷山緑地は,県道郡元鹿児島港 線と住宅地を遮断し,騒音・振 14.8ha 緩衝 鹿児島市 児童遊園, 休憩所, ゲートボー 谷山緑地 動等を軽減する緩衝緑地帯とし 14.8ha 東開町他 緑地 S 46. 4 て, 近隣住民の散策・休憩等を 目的として整備された。 鴨池公園は、県民のスポーツ・ レクリエーション場として整備 19.4ha され昭和47年の第27回国民体育 鹿児島市 運動 陸上競技場, 野球場, 補助競技 鴨池公園 19. 4ha 公園 与次郎二丁目 大会の主会場となり、その後も 場, 庭球場 S 47 4 高校総体, 県民体育大会等の会 場として利用されている。 鴨池緑地公園は、背後住宅地を 潮害から守るための防風・防潮 6.0ha 地区 鹿児島市 緑地帯として,また,地域住民 のスポーツ・レクリエーション 鴨池緑地公園 球技場, 庭球場 6.0ha 公園 鴨油新町 S 49. 4 の場として整備された。 吹上浜海浜公園は、薩摩半島の (加世田側) 西海岸に広がる白砂青松の雄大 オートキャンプ場, サッカー広場, 児童遊 109. 9ha 南さつま市加世田 な自然をベースに、県民が自然 園,プール, 広域 ローラースケート場 吹上浜海浜公園 75. 7ha と一体となった公園の中で、ス (金峰町側) 公園 及び金峰町高橋 S 61. 4 サンセットブリッジ、南薩少年 ポーツやレクリエーションを楽 しめる場として整備された。 自然の家, 野鳥観察の家 (鹿屋市側) 大隅広域公園は、大隅半島の古 花の広場,大隅の里,冒険の い歴史に培われた文化や遺産の 谷, ゴーカート場, オートキャンプ 96. 5ha 鹿屋市吾平町 復元を図るとともに、県民が自 広域 黒羽子及び肝属郡 埧 大隅広域公園 47. 2ha 然の中でスポーツやレクリエー 公園 肝付町後田 (肝付町側) H 6.7 ションを楽しめる場として整備 体育館,屋内人工芝コート,運 された。 動広場, チビッコ広場 石橋記念公園は、平成5年8月 の洪水で流失を免れた文化財の 歷史 西田橋, 石橋記念館, 御門, 鹿児島市浜町 西田橋を移設復元し, 県民に末 石橋記念公園 1.8ha 公園 水の流れ、遺構 永く親しまれることを目的に整 H12. 4 備された。 北薩広域公園は、地域のイメー ジ,河川,森林などの自然・景 オートキャンプ場, 多目的管理 102 3ha 広域 薩摩郡さつま町 観を活かし、豊かな自然の中 棟, 花の広場, 運動広場, 桜 北薩広域公園 53, 1ha で、様々な体験を通して安らぎ 公園 虎居 園, 里の家, 体験工房, 大型冒 H14. 4 と潤いの得られる空間を持つ公 険遊具,のびのび広場 園として整備を行っている。 鹿児島ふれあいスポーツランド 天然芝グラウンド は、県民が気軽に利用できる都 10.5ha 人工芝グラウンド 鹿児島ふれあい 総合 市近郊型総合公園で,スポーツ・レクリエーションの拠点と 10.5ha 鹿児島市中山 ハエ〜^^ クラブハウス スポーツランド 公園 H26.2 多目的広場 して整備された

(5) 都市別都市計画道路一覧表

R6.3.31現在

	_				R6. 3. 31	. 児仕
都市計画区域名	市町村	寸名	都市計	画道路決定	改良液	¥
部川川岡区域石		旧市町村名	路線数	延長(km)	延長(km)	改良率(%)
鹿 児 島		旧 鹿児島市	147	237. 35	204. 97	86%
郡山	鹿児島市	旧郡山町	5	6. 37	3. 83	60%
鹿 屋		旧鹿屋市	23	55. 63	47. 23	85%
串良	鹿 屋 市	旧串良町	5	11. 35	11. 35	100%
	定 庄 巾		3	5. 25	2. 88	55%
吾 平	11 14 1	旧吾平町				
枕 崎	枕崎市		17	17. 14	17. 14	100%
阿 久 根	阿久根市		17	30. 73	16. 99	55%
串 木 野	い ち き 串 木 野 市	旧 串木野市	35	41. 79	28. 51	68%
名 瀬	奄 美 市	旧名瀬市	27	31. 19	28. 59	92%
出 水	出 水 市	旧出水市	13	41. 52	32.60	79%
大 口	伊佐市	旧大口市	10	16. 55	12. 20	74%
指宿	D 122 114	旧指宿市	23	32. 05	20. 53	64%
	指 宿 市		6			
山川		旧山川町		6.86	6. 31	92%
加 世 田	南さつま市	旧加世田市	15	23. 00	21. 14	92%
笠 沙	,,,,	旧笠沙町	2	0. 28	0. 28	100%
西 之 表	西之表市		7	8.03	7. 30	91%
垂 水	垂 水 市		10	20.70	19. 12	92%
東市来		旧 東市来町	6	4. 62	2. 28	49%
伊集院	日置市	旧伊集院町	16	16. 60	14. 91	90%
				8. 13	4. 81	59%
吹 上		旧吹上町	4			
国 分		旧国分市	18	43. 72	36. 76	84%
牧 園		旧牧園町	4	15. 76	14. 87	94%
溝 辺	霧島市	旧溝 辺 町	7	7. 25	6. 08	84%
集 人		旧隼人町	17	34. 06	27. 83	82%
福山		旧福 山 町	1	4. 08	4. 08	100%
ш		旧川内市				
# # III 	萨藤川舟士		40	70 55	FO 07	7.50/
薩摩川内	薩摩川内市	旧樋脇町	40	78. 55	58. 87	75%
		旧入来町				
大 隅		旧大隅町	17	30. 70	27. 43	89%
/\ m	曽 於 市	旧末吉町	11	00.10	21. 10	00/0
財 部	百 水 川	旧財部町	6	8. 23	6. 92	84%
末 吉		旧末 吉 町	12	13. 87	7. 12	51%
志 布 志	志布志市	旧 志布志町	8	22. 39	12. 82	57%
題 娃	76. 11. 76. 11.	旧頴娃町	8	8. 23	4. 43	54%
	南 + 川 丰		8	9. 67	7, 05	73%
知 覧	南九州市	旧知覧町				
川 辺		旧川 辺 町	5	7. 62	4. 28	56%
姶 良	姶 良 市	旧加治木町旧姶良町	39	55. 32	44. 88	81%
	, .	旧蒲生町	_			
さっま	さつま町	旧宮之城町	7	7.64	6. 78	89%
栗野	湧水町	旧栗 野 町	5	4. 95	2. 86	58%
吉 松	127 /J\ MJ	旧吉 松 町	5	5. 43	3. 90	72%
大 崎	大 崎 町		6	24. 35	14. 11	58%
肝 付	肝付町	旧高 山 町	9	7. 89	7. 23	92%
大 根 占	錦江町	旧 大根占町	6	7. 68	3. 39	44%
中種子	中種子町		6	6. 75	6. 58	97%
南種子	南種子町	10 1 0 1 0 1	5	6. 01	5. 34	89%
上 屋 久	屋久島町	旧 上屋久町	5	7. 90	7. 70	97%
屋 久		旧屋 久 町	3	6.04	6.04	100%
瀬戸内	瀬戸内町		8	4. 97	4. 93	99%
喜 界	喜 界 町		2	1. 48	1. 48	100%
徳之島	徳之島町		3	3. 26	2. 93	90%
天城	天城町		6	8. 34	8. 24	99%
			3	3. 76	3. 76	100%
和 泊	和泊町					
知 名	知 名 町		2	2. 03	2. 03	100%
合計			662	1, 063. 07	853. 69	80%
てきいり			585	973	769	79%
下記以外						
<u>下記以外</u> 奄美			51	55	52	94%

(6) 土地区画整理事業施行中箇所

令和7年4月1日現在

者	『 市	名	抴	<u> </u>	ζ ;	名	施	行	者	事業計画決定年月日	施行地区面積 (ha)	施行期間	備	考
			抬			野		市		Н 4.10.28	114. 1	H 4∼R 8		
			郡	Щ	中	央		市		Н 8. 3.29	46. 2	H 7∼R11		
鹿	児 島	市	谷	山り	7 周	辺		市		H20. 3.21	15. 3	H19∼R 9		
			谷	山	第	111		市		H23. 10. 14	34. 9	H23∼R15		
			抬	野	第	1		市		Н31. 3.22	66. 5	H30∼R22		
指	宿	市	+			町		市		H11. 5.11	33. 2	H11∼R23		
			天	辰	第	_		市		H10. 2.12	75. 4	H 9∼R 8		
薩	摩川卢	有市	天	辰	第	1		市		Н29. 3.16	50.9	H28∼R12		
			温	身	Į	場		市		H13. 2.20	14. 0	H12∼R11		
日	置	市	湯	之方	こ 第	; —		市		H13. 8.23	25. 5	H13∼R21		
霧	島	市	浜	7	_	市		市		Н 9. 8.22	18.7	H 9∼R16		
粉	四	111		人	駅	東		市		H22. 7.30	13. 1	H22∼R16		
奄	美	市	平			田		市		Н 1. 3. 2	6. 7	S63∼R 8		
电	大	111		広	•	港	-	市		H19. 2. 2	3. 2	H18∼R12		
湧	水	町	下			場		町		Н 9. 1. 8	25.8	H 8∼R19		
	7 市町	•		1 5	地区	<u>:</u>					543. 5			

[※]換地処分公告済みの地区を除く

(7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表 【1/2】

【令和7年3月31日現在(R6末現在)】

区	分	鹿児島市	枕崎市	奄美市	指宿市	出水市	鹿屋市	いちき串木野市	日置市	霧島市	和泊町	知名町	薩摩川内市	南九州市
行	面積													
政	(h a)	54, 761	7, 478	30, 833	14, 884	32, 998	44, 833	11, 230	25, 301	60, 318	4, 039	5, 330	68, 294	35, 791
区	人口													
域	(人)	588, 583	18, 681	39, 517	36, 847	50, 872	97, 366	25, 551	45, 618	122, 358	5, 888	5, 264	89, 739	31, 093
全	面積													
体	(h a)	8, 280	454	608	641	1,052	745	340	577	1,382	207	118	628	243
計	人口													
画	(人)	479, 000	11, 100	28, 700	10,600	25,000	20, 100	9,000	20,000	47, 750	3, 070	1,540	14, 400	4,000
	当初	S33. 1. 20	S50. 2. 25	S52. 1. 31	S53. 10. 30	S55. 2. 9	S56. 1. 21	S61. 12. 3	S52. 11. 28	H1. 6. 7	H5. 4. 1	H6. 3. 4	Н7. 7. 17	S51. 5. 25
	年月日 最終	R6. 2. 26	H4. 9. 14	R2. 11. 30	R1. 6. 10	H20. 7. 14	H24. 2. 13	H27. 10. 9	H27. 10. 30	R2. 12. 16	H11. 6. 22	H11. 11. 25	R5. 3. 15	H14. 8. 5
都	面積													
市	(h a)	7833. 0	453.7	567. 4	641	1052.0	859. 0	340.0	577	1382. 0	162. 0	117. 0	628. 0	240.0
計	人口													
画	(人)	461, 000	11, 100	47, 700	10,600	31,500	19, 600	9, 000	19, 500	47, 750	3,600	3,800	14, 400	4,000
決	処理水量													
定	m3/日最大	205, 000	6, 300	28, 700	12,800	21,000	10,600	6, 160	10,000	21,800	1, 746	1,976	6, 500	2, 400
	1人1日. 最大													
	汚水量(『%)	445	415	579	475	590	375	315	510	376	485	470	365	385
	下水法	R6. 8. 5	R4. 5. 18	R3. 2. 12	R6. 3. 19	R5. 3. 24	R6. 2. 8	R3. 2. 3	R2. 12. 25	R3. 3. 25	R6. 3. 7	R4. 6. 14	R5. 3. 16	H14. 11. 26
	年月日 都計法	R6. 8. 5	R4. 5. 18	R3. 2. 12	R6. 3. 19	R5. 3. 24	R6. 2. 8	R3. 2. 3	R2. 12. 25	R3. 3. 25	R6. 3. 7	R4. 6. 14	R5. 3. 31	H15. 2. 10
事	面積													
	(h a)	7475. 2	434. 9	567. 4	545. 0	1052. 0	745. 7	340.0	577	983. 6	206. 7	118. 0	358. 0	240.0
	人口													
業	(人)	461,000	11,600	29, 920	10, 900	25,000	21,800	9, 100	19, 500	39, 703	3, 070	1,980	12,000	4,000
	処理水量													
	m3/日最大	205, 000	6, 500	13, 100	12, 800	16, 950	10, 900	6, 200	10,000	16, 600	1, 350	1,670	4, 900	2, 400
認	事業費													
	百万円	293, 038	14, 790	36, 339	28, 083	32, 915	29, 720	16, 013	13, 445	33, 326	6, 039	4, 796	16, 540	4, 940
	期間													
可	(年度)	S27∼R12	S50∼R7	S51∼R7	S53~R12	S54~R10	S55∼R12	S61∼R9	S52∼R7	H1∼R9	H5∼R7	H6∼R9	H7∼R9	H8∼H19
	処理開始													
	(予定)	S30. 11. 29	S59. 3. 30	S59. 3. 30	S61. 3. 31	S62. 3. 31	H1. 3. 31	H5. 3. 31	S63. 3. 31	H8. 3. 31	H11. 3. 30	H12. 3. 31	H16. 3. 30	H13. 3. 30
	処理(整備)面積													
整	(h a)	7135. 0	434. 9	526. 3	481.5	999. 0	695. 4	324. 5	503. 0	904. 4	187. 3	116. 5	293. 6	240.0
	処理人口													
	(人)	469, 200	11, 935	30, 823	10, 524	22, 701	18, 858	9, 501	19, 339	41, 521	3, 084	2, 184	9, 713	3, 783
備	接続人口													
	(人)	462, 300	10, 779	29, 993	10, 067	19, 984	14, 554	8, 935	18, 401	36, 052	2, 649	1,746	5, 717	3, 554
	普及率													
状	(%)	79. 7	63. 9	78. 0	28. 6	44. 6	19. 4	37. 2	42. 4	33. 9	52. 4	41.5	10.8	11.4
	接続率													
	(%)	98. 5	90. 3	97. 3	95. 7	88. 0	77. 2	94. 0	95. 1	86. 8	85. 9	79. 9	58. 9	93. 9
況	整備率	(86. 2)	(95. 9)	(86. 6)	(75. 1)	(95. 0)	(93. 3)	(95. 4)	(87. 2)	(65. 4)	(90. 6)	(98. 7)	(46. 8)	(98. 8)
	(%)	95. 4	100.0	92.8	88. 4	95. 0	93. 3	95. 4	87. 2	91.9	90.6	98. 7	82. 0	100.0

[県総人口] 1,545,877 人 [県普及率(人口)] 44.0 % 普及率 = 処理区域人口/総人口(行政区域内人口)

 [県処理人口]
 680,634
 人
 [県接続率 (人口)]
 94.7
 %
 接続率 =接続人口/処理区域人口

 [県接続人口]
 644,478
 人
 [県整備率 (対認可面積)]
 93.2
 %
 整備率 = 整備面積/事業認可面積

[県整備率(対全計面積)] 81.7% 上段() =整備面積/全体計画面積

※ 率は小数第2位を四捨五入

(7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表 【2/2】

【令和7年3月31日現在(R6末現在)】

	■ 事業廃止 特定環境保全公共下水道													
区	分	大崎町	曽於市	喜界町	徳之島町	志布志市	南さつま市	出水市 (高尾野)	霧島市	奄美市 (大笠利)	奄美市 (赤木名)	薩摩川内市 (中甑·中野)	薩摩川内市 (長浜)	合計
行	面積													
政	(h a)	10, 067	39, 011	5, 682	10, 492	28, 947	28, 330	32, 998	60, 318	30, 833	30, 833	68, 294	68, 294	
区	人口													
域	(人)	11, 853	31, 825	6, 314	9, 629	27, 493	30, 652	50, 872	122, 358	39, 517	39, 517	89, 739	89, 739	
全	面積													
体	(h a)	240	200	175	149	480	79	441	140	60. 4	56. 1	26	15	17, 336
計	人口													
画	(人)	3, 100	4, 220	3, 500	5, 800	12,000	1, 930	9, 800	1, 590	780	950	760	570	719, 260
	当初	H8. 5. 23	H9. 4. 25	H11. 6. 16	H17. 9. 12	H10. 6. 15	H28. 9. 13	_	H6. 2. 23	_	_	_	_	
	年月日 最終	R6. 11. 26	H30. 2. 7	_	R6. 3. 29	_	R2. 9. 18	_	H16. 3. 10	_	_	_		
都	面積													
市	(h a)	240. 0	200. 0	167. 0	149. 0	480.0	79. 0		140.0	_	_		_	
計	人口						-							
画	(人)	3, 100	4, 220	4, 800	5, 800	12,000	1, 930	_	2, 800	_	_	_		
決	処理水量						-							
定	m3/日最大	1, 215	2, 100	2, 500	2, 900	6, 900	1, 200	_	2, 300	_	_	_	_	
	1人1日. 最大						-							
	汚水量(ヤ゚%)	385	440	505	455	440	380		790					
	下水法		H30. 3. 6	R6. 3. 7	R1. 7. 8	H10. 10. 29	R2. 12. 25	R5. 3. 24	R5. 3. 16	R6. 3. 21	R6. 3. 21	H15. 3. 26	R4. 4. 1	
事	年月日 都計法	R6. 11. 26	H30. 3. 6	R6. 3. 7	R6. 3. 29	H10. 11. 20	R2. 12. 25	_	H28. 3. 25	_		_	_	++++=
争	面積 (h a)	240. 0	200. 0	175. 0	125. 5	63. 0	79. 0	441. 0	135. 0	60. 4	56. 1	26. 0	15. 0	志布志市除く 15, 196. 5
	人口	240.0	200.0	175.0	125. 5	03.0	79.0	441.0	155.0	00.4	50.1	20.0	15. 0	志布志市除く
業	(人)	3, 100	3, 000	3,000	5, 120	2, 600	1930. 0	9, 800	1, 590	1, 070	1, 190	760	570	680, 703
*	処理水量	3, 100	3,000	3,000	0,120	2,000	1330.0	3,000	1,000	1,010	1, 150	100		000, 100
	m3/日最大	1, 215	2, 100	2, 200	2, 700	1, 700	1200. 0	5, 900	1, 240	490	620	600	300	
認	事業費	1,210	2,100	2,200	2,100	1,100	120010	5,000	1,210	100	020			
#u	百万円	6, 487	5, 724	5, 087	7, 996	5, 912	3, 280	13, 174	4, 109	2, 665	1, 596	1, 677	2, 050	
	期間		,			,	,	· ·	,		,	,	,	
可	(年度)	H8∼R13	H9∼R13	H11∼R11	H17∼R9	H10∼H16	H28∼R7	H4∼R10	H6∼R11	H8∼R9	H24∼R9	H8∼H16	H29∼R5	
	処理開始													
	(予定)	H15. 3. 31	H16. 3. 31	H17. 3. 31	H22. 3. 31	_	R4. 3. 1	H12. 3. 31	H10. 3. 31	H14. 3. 25	R3. 1. 4	H13. 3. 31	R5. 10. 1	
	処理(整備)面積													
整	(h a)	184. 6	200.0	169. 2	74. 0	_	60.8	433. 4	125. 0	60. 3	38. 7	26. 0	14. 4	14, 167. 0
	処理人口													
	(人)	3, 128	3, 875	3, 017	2, 833	_	1, 125	8, 996	1,510	1, 163	973	364	484	680, 634
備	接続人口													
	(人)	2, 994	2, 903	1, 964	1, 553	_	335	7, 019	1, 179	968	466	353	13	644, 478
	普及率													
状	(%)	26. 4	12. 2	48. 3	29. 4	_	3. 7	17. 7	1.2	2.9	2.5	0.4	0.5	
	接続率													
	(%)	95. 7	74. 9	65. 1	54. 8	_	29.8	78. 0	78. 1	83. 2	47. 9	97.0	2. 7	94. 7
況	整備率	(76. 9)	(100.0)	(96.7)	(49.7)		(76. 9)	(98.3)	(89.3)	(99.8)	(69.0)	(100.0)	(96.0)	(81.7)
1	323 9112 1													1

 [県総人口]
 1,545,877 人
 〔県普及率 (人口)]
 44.0 %
 普及率 =処理区域人口/総人口(行政区域内人口)

 [県処理人口]
 680,634 人
 〔県接続率 (人口)]
 94.7 %
 接続率 =接続人口/処理区域人口

 [県接続人口]
 644,478 人
 [県整備率 (対認可面積)]
 93.2 %
 整備率 =整備面積/事業認可面積

[県整備率(対全計面積)] 81.7% 上段() =整備面積/全体計画面積

※ 率は小数第2位を四捨五入

(8) 都市下水路一覧表

		計	画	決	定	令和 5	年度末・整	E備量	事 業	R7.3月末日 認	可
都 市 名	都市下水路名	最終年月日			浸水面積	延 長	集水面積	浸水面積	当初年月日	延 長	集水面和
			(m)	(h a)	(ha)	(m)	(h a)	(h a)	最終年月日	(m)	(ha)
(旧川中丰)	住 連 木	S50. 7. 9	1340.0	47.0	8.0	1151.0	44.0	7.0	S50. 9. 8	811.0	23.0
	~ + + ··	057 0 10	1500.0	00.0	40.0	1504.0	00.0	40.0	\$53. 12. 15	1504.0	00.0
"	銀杏木川	S57. 6.16	1500.0	92.0	48.0	1504.0	92.0	48.0	\$57. 7. 7 \$62. 1.28	1504.0	92.0
"	中郷下目	S61.12. 4	1490.0	48.0	48.0	1492.0	48.0	48.0	S63. 9.26	1491.0	48.0
"	平佐川	H 5.11. 1	2441.0	94.9 水道に計	22.8	1735.0	73.0	22.8	H 6.11. 7 H 14.6.18	1760.0	94.9
	十 1左 川	н э. п. т	2625.0	<u>水 垣 に ā</u> 52.0	47.0	1133.0	13.0	22.0	S44. 12. 26	1700.0	34.3
"	水 畦	H 7. 7. 3	*************************		十画変更)	2478.0	49.5	45.0	H20. 3.31	2069.0	52.0
			1196.0	31.0	11.0				\$48. 9.28		
"	春田川	H 7. 7. 3	(公共)	水道に計	十画変更)	1184.0	31.0	11.0	S55. 1.16 H 6. 4.27	1340.0	20.0
鹿屋市	寿 第 2	H 2.12. 3	(公共下	水道に計	画変更)	2325.0	59.0	20.0	H 8. 3.31	2323.0	59.0
									H 8. 5.29		
"	寿 第 3	H 2.12. 3	2735.0	41.2	15.0	1794.0	27.0	9.8	H 9. 3.17	2735.0	41.2
(旧中本配字)	酔 之 尾	S54. 11. 12	1150.0	142.0	13.5	1150.0	142.0	13.5	\$54.11.12 \$56. 2. 9	1150.0	142.0
阿久根市	上 野	S62. 6.20	1520.0	59.0	9.2	1520.0	59.0	9.2	S62. 7.29	1520.0	59.0
伊佐市									\$50.12.17		
(旧大口市)	大 口	\$58. 10. 19	4780.0	140.0	51.3	3358.0	140.0	51.3	H 3. 3.27	3358.0	140.0
<u>指宿市</u> 南さつま市	二月田	H 4.10.12	820.0	100.0	97.0	820.0	100.0	97.0	H 4.10.12 S47.11.27	820.0	100.0
(旧加世田市)	第一本町	\$47.11.20	1410.0	102.0	30.0	1410.0	102.0	30.0	\$58.10. 5	1410.0	102.0
"	- ш	000 0 10	0010 0	70.0	00.0	0010 0	70.0	00.0	S56. 1.28	0010 0	70.0
"	万 世	S63. 2.18	2010.0	70.0	29.0	2010.0	70.0	29.0	S63.10.5 H23.8.5	2010.0	70.0
"	加 世 田	R1.6.14	_	196.0	100.0	_	196.0	100.0	H31.3.7	_	196.0
西之表市	西 町	\$31. 8.27	335.0	15.0	4.4	335.0	15.0	4.4	S31. 8.27	335.0	15.0
"	川 端	S41. 2.25	320.0	39.0	3.4	320.0	39.0	3.4	S41. 5.13	320.0	39.0
"	玉 川	\$43. 8.13	304.0	72.0	2.4	304.0	72.0	2.4	S43. 8.13	304.0	72.0
垂水市	垂水	H 8. 12. 12	5953.0	113.0	78.8	420.0	4.0	4.0	H 9. 2.24	5953.0	113.0
南九州市			1020.0	31.0	7.0				S51. 6. 2		
<u>(旧知覧町)</u> "	中 郡	\$53.10.28	(公共下)	水道に計	一 画 変 更)	1009.0	31.0	7.0	\$53.11.27 \$46. 9.29	1010.0	31.0
(旧川辺町)	第 一 号	S55. 7.14	1340.0	31.0	12.0	1340.0	31.0	12.0	\$55.10.17	1340.0	31.0
"	第二号	S55. 7.14	2672.0	122.0	35.0	2672.0	122.0	35.0	\$49.10. 2 \$55.10.17	2672.0	122.0
"	カー ケ	333. 7.14	2012.0	122.0	33.0	2012.0	122.0	33.0	S56. 11. 9	2012.0	122.0
# 日置市	両 添	S56.10. 1	1271.0	35.0	30.0	1271.0	35.0	30.0	S61. 3.28	1271.0	35.0
(旧吹上町)	湯之元	\$32. 2.12	380.0	39.0	_	380.0	39.0	_	_	(他事業)	_
ざつま町	神 田 轟 原	\$47. 8.25 \$35. 1.16	2280.0 632.0	68. 0 38. 0	6.0	2280.0 614.0	68. 0 24. 0	6.0	S49. 3.28 —	//L = ** \	
(旧室之城										(他事業)	
(旧室之城 "	虎 居	S35. 1.16	1091.0	30.0	_	963.0	32.0	_	-	"	_
# # 始艮市	虎 居										220.0 —
"	虎 居	\$35. 1.16 \$53. 6.20	1091.0 1040.0	30.0 220.0	— 4.0	963.0	32.0	_	-	"	_
# 始艮市 (旧加治太 " 志布志市	虎 居 豊 川 天 神 吉 原	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0	 4.0 17.0 11.0 9.5	963. 0 1040. 0 —	32.0 220.0 —	- 4.0 - -		" 1040.0 —	220.0 —
# 始艮市 (旧加治太	虎 居 豊 川 天 神	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12	1091.0 1040.0 891.0 388.0	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水道に計	 4.0 17.0 11.0 9.5 画変更)	963.0	32.0	_	-	"	_
# 始艮市 (旧加治太 " 志布志市	虎 居 豊 川 天 神 吉 原	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水道に計 33.0 水道に計		963. 0 1040. 0 —	32.0 220.0 —	- 4.0 - -	S53. 7.21 ————————————————————————————————————	" 1040.0 —	220.0 —
" " 好艮币 (旧加治太 " 志布志市 (旧志布志町)	虎 居 豊 川 天 神原 下 町 市 渡	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下2 445.0 (公共下2	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水道に計 33.0 水道に計		963. 0 1040. 0 — — 330. 0 445. 0	32.0 220.0 — — 42.0 33.0	- 4.0 - - 9.5 5.0	S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0	220.0 - - 42.0 33.0
" " 始艮市 (旧加治木 " 志布志市 (旧志布志町)	虎 居 豊 川 天 神 吉 原 下 町	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下: 700.0	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水 道 に 計 33.0 水 道 に 計 105.0 水 道 に 計 33.0		963. 0 1040. 0 — — 330. 0 445. 0	32.0 220.0 — — 42.0 33.0	- 4.0 - - 9.5 5.0	S33. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0	220.0 ——————————————————————————————————
" " 好艮币 (旧加治太 " 志布志市 (旧志布志町)	虎 居 豊 川 天 神原 下 町 市 渡	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下:	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水道に計 33.0 水道に計 105.0 水道に計 33.0 水道に計		963. 0 1040. 0 — — 330. 0 445. 0	32.0 220.0 — — 42.0 33.0	- 4.0 - - 9.5 5.0	S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0	220.0 - - 42.0 33.0
" 好民市 (川山岩本 " 志布志市 (旧志布志町)	虎 居 豊 川 天 神原 下 町 市 渡 稚 子	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下:	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水 道 に 計 33.0 水 道 に 計 33.0 水 道 に 計 33.0 水 道 に 計 33.0 水 道 に 計		963. 0 1040. 0 — — 330. 0 445. 0	32.0 220.0 — — 42.0 33.0	- 4.0 - - 9.5 5.0	S33. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0	220.0 ——————————————————————————————————
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 豊 川神原 下 市 市 雅 子 月 原 町	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下;	30.0 220.0 25.0 42.0 * 道 に 計 33.0 * 道 に 計 105.0 * 道 に 計 161.0 * 道 に 計 161.0 * 道 に 計		963. 0 1040. 0 — 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0	32.0 220.0 — 42.0 33.0 105.0 33.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0	220. 0 - 42. 0 33. 0 105. 0 33. 0
#	虎 居 豊 川神原 下 市 市 渡 社 子 松 月	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 660.0	30.0 220.0 25.0 50.0 42.0 水 道に計 33.0 水 道に計 33.0 水 道に計 33.0 水 道に計 35.0 米 道に計		963. 0 1040. 0 — — 330. 0 445. 0 1530. 0	32.0 220.0 ——————————————————————————————		S33. 7.21 	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0	220.0 - - 42.0 33.0 105.0
" 始民市 (旧加海太 " 志布志市 (旧志布志町) " "	虎 居 豊 川神原 下 市 市 雅 子 月 原 町	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 700.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下:	30.0 220.0 25.0 25.0 4 道 に 計 33.0 水 道 に 計 105.0 2 33.0 水 道 に 計 161.0 水 道 に 計 161.0 水 道 に 計 46.0 2 35.0 水 道 に 計 46.0 0 水 道 に 計 48.0 0 水 道 に 計 48.0 0 水 道 に 計 48.0 0 水 道 に 計 55.0 0 木 道 に 計 55.0 0 木 道 に 計 55.0 0 木 道 に 計 55.0 0 0 木 道 に 計 55.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		963. 0 1040. 0 — 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0	32.0 220.0 — 42.0 33.0 105.0 33.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0	220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 豊 川神原 下 市 渡 松月原 三文字 西三文字	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 700.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 250.0 (公共下: 250.0	30.0 220.0 25.0 25.0 4 道 に 計 33.0 2 105.0 4 2 105.0 4 2 105.0 4 3 105.0 1 2		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0	32.0 220.0 - - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0		S53. 7.21 S34. 8. 6 S38. 10. 28 S49. 1.21 S53. 12. 15 S53. 5. 8 S56. 12. 11 S59. 4. 20 S58. 7. 13 S61. 10. 21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 皮 長 下 市 市 渡 松 月 原 文	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0	30.0 220.0 25.0 50.0 4 道 に 計 105.0 1		963. 0 1040. 0 — 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0		S53. 7.21 S34. 8. 6 S38.10.28 S49. 1.21 S53.12.15 S53. 5. 8 S56. 12.11 S59. 4.20 S58. 7.13	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0	220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 農 川神原 丁 市 在 子 以 大 正 文 平 町 正 工 工	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0	33.0 0 220.0 25.0 50.0 4 道 に 計 33.0 に 計 105.0 計 33.0 計 105.0 計 35.0 計 48.0 に 計 48.0 に 計 48.0 に 計 51.0 計 60.0 に 1 60.0 に		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 58.5		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 豊 川神原 丁市 雅子 野町 立文字 丁二 五三字字 丁二 五五字字	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0	30.0 220.0 25.0 50.0 4 道 に 計 105.0 1		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 48.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1	220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居 農 川神原 丁 市 在 子 以 大 正 文 平 町 正 工 工	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0	33.0 0 220.0 25.0 50.0 4 道 に 計 33.0 に 計 105.0 計 33.0 計 105.0 計 35.0 計 48.0 に 計 48.0 に 計 48.0 に 計 51.0 計 60.0 に 1 60.0 に		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 58.5		S53. 7.21 S34. 8. 6 S38.10.28 S49. 1.21 S53. 12.15 S53. 5. 8 S66.12.11 S59. 4.20 S58. 7.13 S61.10.21 H 1. 9.27 H 1. 9.27 S62. 8.26	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 居川神原 下 市 椎 子 大 文 文 文 丁 田町	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 \$61.11.29	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 250.0 (公共下; 260.0	30.0 220.0 25.0 42.0 42.0 42.0 133.0 水道に計 33.0 水道に計 33.0 水道に計 35.0 水道に計 51.0 水道に計 60.0 水道に計 61.0		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0		S53. 7.21	" 1040.0 - 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0	220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 60.0 61.6
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 男子 市 雅 香 町 三 西 上 菱本 旭	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1 \$61.11.29 \$50.10. 4 \$51. 5.14 \$53. 2. 1	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 250.0 (公共下; 260.0 (公共下; 260.0 (公共下; 260.0 (公共下; 260.0	30.0 220.0 25.0 42.0 50.0 42.0 33.0 水道に計 33.0 水道に計 161.0 計 51.0 計 60.0 水道に計 60.0 水道に計 61.0 48.0 161.0 48.0 161.0 48.0 161.0 48.0 161		963. 0 1040. 0	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 58.5 61.0		S53. 7.21	" 1040.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 男子 市 雅 子 月 原 宁 字 町 田町 町崎	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1 \$61.11.29 \$50.10. 4	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 700.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 250.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下:	30.0 220.0 25.0 25.0 4 道 に計 33.0 公 道 に計 33.0 公 道 に計 33.0 公 道 に計 33.0 公 道 に計 48.0 公 道 に計 51.0 公 道 に計 60.0 公 道 に計 60.0 公 道 に計 60.0 公 道 に計 61.0 28.0 108.0 15.0 25.0		963.0 1040.0 330.0 445.0 1530.0 700.0 1651.0 560.0 228.0 818.9 1271.3 126.0 610.0 800.0	32.0 220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 58.5 61.0 28.0 108.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 男子 下 市 雅 香 町 三 西 上 菱本 旭山共春	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53. 10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 \$61.11.29 \$50.10. 4 \$51. 5.14 \$53. 2. 1 H 6. 2.23	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 250.0 (公共下: 250.0 (公共下: 250.0 (公共下: 260.0 (公共下: 260.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0 (公共下: 1400.0	33.0 0 220.0 25.0 0 25.0 0 4 道 に 計 33.0 に 計 105.0 に 計 161.0 に 計 51.0 水 道 に 計 51.0 水 道 に 計 60.0 水 道 に 計 60.0 水 道 に 計 60.0 1 55.0 28.0 108.0 15.0 25.0 78.0		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0	32.0 220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 28.0 108.0 15.0 25.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0	220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 60.0 60.6 28.0 108.0 15.0 25.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 男子 市 雅 子 財 三 西 上 菱本 旭山共春 湾	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53.10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 \$H 1. 6. 1 \$61.11.29 \$50.10. 4 \$51. 5.14 \$53. 2. 1 \$H 6. 2.23 \$H 5. 5.26	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 260.0 (公共下; 060.0 610.0 800.0 61120.0 1045.0 (公共下; 520.0	33.0 0 220.0 25.0 25.0 33.0 法 道 に 計 48.0 法 道 に 計 48.0 法 道 に 計 60.0 法 道 に 計 61.0 法 28.0 108.0 15.0 25.0 78.0 次 道 に 計 61.0 25.0 78.0 78.0 78.0 78.0 78.0 78.0 78.0 78		963. 0 1040. 0	32.0 220.0 - 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 28.0 108.0 15.0 25.0 78.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0	
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 男子 下 市 雅 香 町 三 西 上 菱本 旭 山共春	\$35. 1.16 \$53. 6.20 \$32. 2.12 \$32. 2.12 \$34. 8. 6 \$38.10.28 \$53. 10.30 \$53. 2. 7 \$59. 2.27 \$58. 2.14 \$51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 \$61.11.29 \$50.10. 4 \$51. 5.14 \$53. 2. 1 H 6. 2.23	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 700.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 250.0 (公共下; 260.0 (公共下; 1400.0	30.0 220.0 25.0 25.0 4 道 に計 33.0 に計 161.0 計 35.0 に計 48.0 は 161.0 計 60.0 な 道 に計 60.0 な 道 に計 61.0 28.0 108.0 155.0 25.0 78.0 は 46.0 な 単 道 に計 60.0 な 単 道 に 計 60.0 な 単		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0	32.0 220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 28.0 108.0 15.0 25.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0	220.0 42.0 33.0 105.0 33.0 161.0 35.0 48.0 51.0 60.0 61.6 28.0 108.0 15.0 25.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎 豊 天	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S51. 5.14 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下: 445.0 (公共下: 1530.0 (公共下: 2570.0 (公共下: 250.0 (公共下: 520.0 (公共下: 520.0	33.0 0 220.0 25.0 0 4 道 に 計 33.0 0 計 105.0 に 計 161.0 い 対 道 に 計 161.0 い 対 道 に 計 161.0 い 対 道 に 計 51.0 い 対 道 に 計 60.0 い 対 道 に 計 60.0 い 対 道 に 計 61.0 に 計 60.0 い 対 道 に 計 60.0 い 対 道 に 計 61.0 に 計 60.0 い 対 道 に 計 61.0 に 計 60.0 い 対 道 に 計 61.0 に 計 6		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5	32.0 220.0 		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下市 雅香町 三西上菱本旭山共春湾赤中 居川神原町渡松月原字字町田町町崎栄牧戸水里	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0	30.0 220.0 25.0 25.0 3.0 4 道 に計 33.0 水 道 に計 105.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.0 15.		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5	32.0 220.0 		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下市 雅香 町三 西上菱本 旭山共春 湾赤中亀 居川神原 町渡松月原字字町田町町崎栄牧戸水里徳	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0	30.0 220.0 25.0 25.0 33.0 4 道 に計 33.0 4 道 に計 105.0 15.0 4 道 に計 161.0 4 道 に計 51.0 4 道 に計 61.0 4 道 に計 61.0 4 道 に計 61.0 4 道 に計 61.0 28.0 15.0 28.0 108.0 15.0 25.0 108.0 15.0 25.0 4 道 に計 46.0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 4 4 6 0 6 6 0 4 4 6 0 6 6 0 4 4 6 0 6 6 0 4 6 6 0 6 6 6 6		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0	32.0 220.0 		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下市 雅香町 三西上菱本旭山共春湾赤中 居川神原町渡松月原字字町田町町崎栄牧戸水里	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S51. 5.14 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25 S57.12.11	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 30.0	30.0 220.0 25.0 25.0 0 4 道 に 計 33.0 小 道 に 計 105.0 に 計 161.0 小 道 に 計 51.0 小 道 に 計 61.0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0 150. 0	32.0 220.0 		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下 市 稚 香 町 三 西 上 菱本 旭山共春 湾 赤 中亀亀	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S51. 5.14 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25 S57.12.11	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 30.0	30.0 220.0 25.0 25.0 25.0 4 2 1 105.0 105.0 13.0 1 161.0 151		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0 150. 0	32.0 220.0 		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5 883.9 130.0 150.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下市 雅香 町三 西上菱本 旭山共春 湾赤中亀 居川神原 町渡松月原字字町田町町崎栄牧戸水里徳	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25 S57.12.11	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 30.0	30.0 220.0 25.0 25.0 0 4 道 に 計 33.0 小 道 に 計 105.0 に 計 161.0 小 道 に 計 51.0 小 道 に 計 61.0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0 150. 0 市 1 33409. 0	32.0 220.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下 市 稚 香 町 三 西 上 菱本 旭山共春 湾 赤 中亀亀	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S51. 5.14 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25 S57.12.11	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 30.0	30.0 220.0 25.0 25.0 25.0 4 2 1 105.0 105.0 13.0 1 161.0 151		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0 150. 0 \$\frac{1}{100}\$ \$	32.0 220.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5 883.9 130.0 150.0	220.0
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	虎豐天吉 下 市 稚 香 町 三 西 上 菱本 旭山共春 湾 赤 中亀亀	S35. 1.16 S53. 6.20 S32. 2.12 S32. 2.12 S34. 8. 6 S38.10.28 S53.10.30 S53. 2. 7 S59. 2.27 S58. 2.14 S51. 8.20 H 1. 6. 1 H 1. 6. 1 S61.11.29 S50.10. 4 S53. 2. 1 H 6. 2.23 H 5. 5.26 H 5. 5.26 S55.10.25 S57.12.11	1091.0 1040.0 891.0 388.0 330.0 (公共下; 445.0 (公共下; 1530.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 2570.0 (公共下; 250.0 (公共下; 30.0	30.0 220.0 25.0 25.0 25.0 3.0 4 道 に計 33.0 4 道 に計 105.0 15.0 15.0 28.0 108.0 15.0 25.0 4 道 に計 25.0 5 25.0 4 道 に計 25.0 4 道 に計 25.0 4 道 に計 25.0 5 25.0		963. 0 1040. 0 330. 0 445. 0 1530. 0 700. 0 1651. 0 560. 0 228. 0 818. 9 1271. 3 126. 0 610. 0 800. 0 600. 0 1110. 0 1035. 0 521. 5 883. 9 130. 0 150. 0 市 1 33409. 0	32.0 220.0		S53. 7.21	" 1040.0 330.0 445.0 1530.0 500.0 788.0 560.0 228.0 806.1 1402.2 126.0 610.0 800.0 600.0 1110.0 1050.0 521.5 883.9 130.0 150.0	220.0

(9) 浄化槽設置整備事業設置基数

(R7.3月末時点)

事業主体	合計	設置	基数(令和6年月	度分)
争未土体	百計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽
鹿児島市	70	70	0	0
鹿屋市	197	183	13	1
枕崎市	30	27	3	0
阿久根市	50	45	4	1
出水市	14	11	3	0
指宿市	26	25	1	0
垂水市	40	36	4	0
薩摩川内市	53	48	4	1
日置市	60	53	6	1
曽於市	116	109	6	1
霧島市	135	117	16	2
いちき串木野市	16	14	2	0
南さつま市	24	21	3	0
志布志市	49	44	4	1
南九州市	82	66	13	3
伊佐市	44	39	4	1
姶良市	178	165	11	2
十島村	0	0	0	0
さつま町	10	9	1	0
長島町	20	19	1	0
湧水町	24	21	3	0
大崎町	31	28	3	0
東串良町	16	16	0	0
錦江町	2	2	0	0
南大隅町	7	7	0	0
肝付町	17	15	2	
西之表市	29	28	0	1
中種子町	13	13	0	0
南種子町	3	3	0	0
屋久島町	24	21	1	2
奄美市	16	16	0	0
宇検村	2	2	0	0
瀬戸内町	18	13	3	2
喜界町	2	1	1	0
徳之島町	10	9	1	0
天城町	23	21	1	1
伊仙町	42	40	1	1
和泊町	0	0	0	0
与論町	3	1	2	0
合計	1,496	1,358	117	21

総人口	設置済人口	普及率
588,583	89,647	15.2%
97,366	59,093	60.7%
18,681	3,073	16.4%
18,006	12,722	70.7%
50,872	12,414	24.4%
36,847	17,556	47.6%
12,817	8,196	63.9%
89,739	57,214	63.8%
45,618	17,985	39.4%
31,825	20,297	63.8%
122,358	64,374	52.6%
25,551	11,560	45.2%
30,652	20,143	65.7%
28,385	17,019	60.0%
31,093	18,990	61.1%
22,439	13,306	59.3%
78,051	63,467	81.3%
624	600	96.2%
18,436	12,438	67.5%
9,256	7,604	82.2%
8,222	5,299	64.4%
11,853	6,636	56.0%
6,312	4,973	78.8%
6,063	3,919	64.6%
5,801	3,082	53.1%
13,422	9,999	74.5%
13,754	10,098	73.4%
6,984	3,959	56.7%
5,040	3,447	68.4%
11,119	9,846	88.6%
39,517	1,394	3.5%
1,568	162	10.3%
7,971	3,127	39.2%
6,243	572	9.2%
9,629	4,459	46.3%
5,405	3,260	60.3%
6,054	3,709	61.3%
5,888	382	6.5%
4,988	2,110	42.3%

(10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数

(R7.3月末時点)

(10) 4)(1)		E-200		
事業主体	設置合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽
三島村	0	0	0	0
東串良町	4	4	0	0
龍郷町	15	14	1	0
知名町	4	3	1	0
合計	23	21	2	0

5,264	573	10.9%
5,885	4,930	83.8%
6,312	4,973	78.8%
328	328	100.0%
総人口	設置済人口	普及率

県全体

合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総
1,519	1,379	119	21	1

総人口	設置済人口	普及率
1,545,877	614,022	39.7%

^{*} 設置済人口, 普及率は, 当事業以外による設置済も含む

(11) 農業集落排水施設実施状況(市町村別調書)

(1	I)	莀耒条洛拐	F 水,	他設美施状》 住民基本	兄(市町村別調書) R7.3月末時点 整備状況						
恭行工四				台帳人口		計画諸元(R6年度末供用状況	(R7. 3. 31現在)	
整理 番号		市町村名		(R7. 3. 31)	地区数	集落数		三人口		用人口	
				(11. 5. 51)	ZEX	***************************************	戸数	定住人口	定住人口	整備率	
				1			2	3	(5)	(5)/(1)	
1	鹿	児 島	市	588, 583						<u> </u>	
2	鹿	屋	市	97, 366	1	5	429	1, 085	690	0. 709	
3	枕	崎	市	18, 681							
4	冏	久 根	市	18, 006							
5	出	水	市	50, 872	5	34	1, 850	5, 634	3, 828	7. 525	
6	指	宿	市	36, 847							
7	西	之 表	市	13, 754							
8	垂	水	市	12, 817							
9	薩	摩川内	市	89, 739	5	23	1, 594	4, 390	2, 648	2. 951	
10	日	置	市	45, 618	1	8	390	825	421	0. 923	
11	曽	於	市	31, 825							
12	霧	島	市	122, 358							
13	い	ちき串木里	予市	25, 551							
14	南	さつま	규	30, 652	1	5	279	660	446	1. 455	
15	志	布 志	市	28, 385	4	61	2, 481	6, 458	5, 410	19. 059	
16	奄	美	市	39, 517	11	20	1, 904	4, 357	2, 638	6. 676	
17	南	九州	市	31, 093	2	9	514	1, 448	911	2. 930	
18	伊	佐	市	22, 439	3	23	1, 794	4, 100	2, 836	12. 639	
19	姶	良	市	78, 051	2	13	674	1, 614	1, 191	1. 526	
20	Ξ	島	村	328							
21	+	島	村	624							
22	さ	つ ま	町	18, 436	1	12	442	1, 317	1, 363	7. 393	
23	長	島	町	9, 256	1	5	419	1, 195	930	10. 048	
24	湧	水	町	8, 222							
25	大	崎	町	11, 853							
26	東	串 良	町	6, 312							
27	錦	江	町	6, 063	1	9	392	895	537	8. 857	
28	南	大 隅	町	5, 801	1	7	622	1, 448	470	8. 102	
29	肝	付	町	13, 422							
30	中	種子	町	6, 984							
31	南	種子	町	5, 040							
32	屋	久 島	町	11, 119	1	1	197	466	417	3. 750	
33	大	和	村	1, 368	3	10	747	1, 618	1, 257	91. 886	
34	宇	検	村	1, 568	3	5	658	1, 439	1, 027	65. 497	
35	瀬	戸 内	町	7, 971	1	1	350	745	736	9. 233	
36	龍	郷	町	5, 885							
37	喜	界	町	6, 243	3	4	702	1, 784	1, 034	16. 563	
38	徳	之 島	町	9, 629	1	1	94	211	144	1. 495	
39	天	城	町	5, 405							
40	伊	仙	町	6, 054							
41	和	泊	町	5, 888	5	16	1, 496	4, 181	2, 380	40. 421	
42	知	名	町	5, 264	3	14	1, 585	3, 857	2, 276	43. 237	
43	与	論	町	4, 988	1	1	399	1, 031	909	18. 224	
				1, 545, 877	60	287	20, 012	50, 758	34, 499	2. 232	
									供用人口整備率	2. 232	

(12) 漁業集落排水施設実施状況(市町村別調書)

(12)	* ***	(AAA)	יועירי	也設美施状况 住民基本	(113-11		整備	情 状 況		R/.3月末時点
整理		市町村名		台帳人口		計画諸元(Ré	6年度末供用開始	まで)	R6年度末供用状	記記(R7. 3. 31現在)
番号		印则刊名		(R7. 3. 31)	地区数	集落数	計画	回人口	口 供用	
							戸数	定住人口	定住人口	整備率
				1			2	3	(5)	5/1
1	鹿	児 島	市	588, 583						
2	鹿	屋	市	97, 366						
3	枕	崎	市	18, 681						
4	阿	久 根	中	18, 006						
5	出	水	市	50, 872						
6	指	宿	市	36, 847						
7	西	之 表	市	13, 754						
8	垂	水	市	12, 817	1	1	536	1, 400	444	3. 4649
9	薩	摩川内	市	89, 739	3	3	1, 235	1, 542	791	0. 881%
10	日	置	市	45, 618						
11	曽	於	市	31, 825						
12	霧	島	市	122, 358						
13	いっ	ちき串木野	市	25, 551	1	1	150	423	283	1. 108%
14	南	さつま	市	30, 652	2	2	1, 046	1, 789	1, 713	5. 589%
15	志	布 志	市	28, 385						
16	奄	美	市	39, 517						
17	南	九 州	市	31, 093						
18	伊	佐	市	22, 439						
19	姶	良	市	78, 051						
20	Ξ	島	村	328						
21	+	島	村	624						
22	さ	つ ま	町	18, 436						
23	長	島	町	9, 256	3	3	192	714	355	3. 835%
24	湧	水	町	8, 222						
25	大	崎	町	11, 853						
26	東	串 良	町	6, 312						
27	錦	江	町	6, 063						
28	南	大 隅	町	5, 801						
29	肝	付	町	13, 422						
30	中	種子	町	6, 984						
	南	種子	町	5, 040						
32	屋	久 島	町	11, 119						
33	大	和	村	1, 368	-	_	_	_	-	-
	宇	検	村	1, 568	1	1	106	250	131	8. 355%
35	瀬	戸 内	町	7, 971						
36	龍	郷	町	5, 885						
37	喜	界	町	6, 243						
	徳	之 島	町	9, 629						
39	天	城	町	5, 405						
	伊	仙	町	6, 054						
	和	泊	町	5, 888						
	知	名	町	5, 264						
43	与	論	町	4, 988						
				1, 545, 877	11	11	3, 265	6, 118	3, 717	0. 2409
									供用人口整備率	0. 240

(13) 屋外広告物の規制

良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋外広告物法に基づき鹿児島県屋外広告物条例を定め、禁止地域、禁止物件、制限地域等を指定している。

なお、平成 15 年度までに全ての市町村に許可事務等の権限を移譲しており、その許可状況は次のとおりである。

令和6年度 屋外広告物許可等の状況

R 7. 3 月末時点

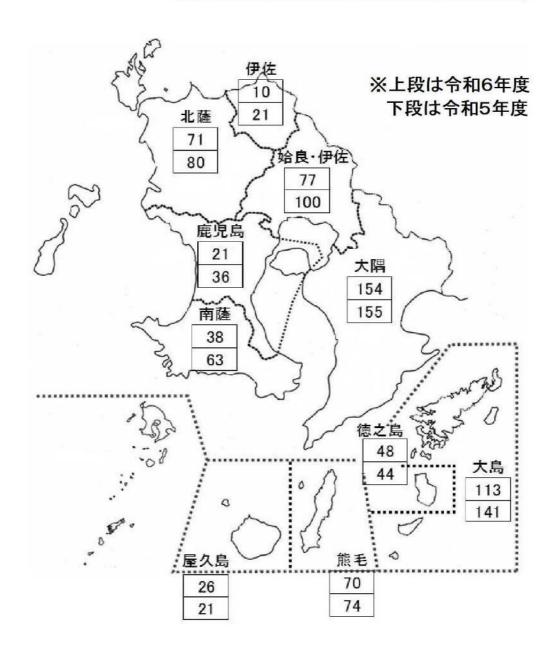
令和6年度	屋外広	告物許可等	の状況							ı	ı	R7.35	末時点
_				屋外広告物	許可件数				簡易 除却			反に対する 置の状況	5
市町村名	新	規	更	新	変	更	合	計	件数	除却届	相	旦の仏が	
	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	件数	個(枚)数	個(枚)数		文書通知	その他	合計
鹿屋市	41	136	130	674	0	0	171	810	751	21	29	0	29
枕崎市	0	0	32	103	2	6	34	109	0	7	0	0	(
阿久根市	1	1	8	19	0	0	9	20	0	0	0	0	0
出水市	23	64	177	868	10	173	210	1, 105	0	_	51	14	65
指宿市	12	69	106	409	6	8	124	486	0	17	0	2	2
西之表市	2	5	0	0	0	0	2	5	0		0		0
垂水市	6	10	35	71	1	0	42	81	0		0	•	0
薩摩川内市	27	79	183	680	7	52	217	811	9		37	9	46
日置市	9	37	89	254	1	1	99	292	0	9	0	-	0
曽於市	8	40	36	110	2	3	46	153	0	6	0		0
霧島市	74	207	263	775	5	9	342	991	87	40	0	·	0
いちき串木野市	5	12	45	157	0	0	50	169	0		0		0
南さつま市	34	61	101	305	0	0	135	366	0		0		0
志布志市	5 7	21 37	68 24	243	0	0	73 32	264	0	6	0	-	0
奄美市	5		122	108 277	2		129	146 284	0		8		9
南九州市 伊佐市	5	5 6	53	228	0	2	58	234	0		8		0
始良市	20	88	172	509	3	14	195	611	220		13		13
三島村	0	0	0	0	0	0	195	011	0	0	0		0
十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
さつま町	4	21	47	129	0	0	51	150	0	5	0		0
長島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	-	0
湧水町	0	0	14	53	1	11	15	64	0		0	_	0
大崎町	0	0	3	9	0	0	3	9	0		0	- 1	0
東串良町	0	0	4	10	2	5	6	15	0		0	0	0
錦江町	0	0	3	25	0	0	3	25	0		0	0	0
南大隅町	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
肝付町	1	1	11	54	0	0	12	55	0	1	0	0	0
中種子町	0	0	8	48	0	0	8	48	0	1	1	1	2
南種子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋久島町	2	5	0	0	1	0	3	5	0	1	0	0	0
大和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇検村	0		0	0	0	0	0				0		0
瀬戸内町	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
龍郷町	1	1	2	12	1	1	4		0		0		0
喜界町	0		0	0	0	0	0				0		0
徳之島町	0	0	2	14	0	0	2		0		0		0
天城町	1	10	1	20	0	0	2				0		0
伊仙町	1	1	1	4	0	0	2		0		0	-	0
和泊町	0	0	7	48	0	0	7	48	0		0	_	0
知名町	0		0	0	0	0	0		0		0	_	0
与論町	0	_	0	0	0	0	0 000		0		0	_	174
計	294	917	1, 747	6, 216	45	286	2, 086	7, 419	1, 067	220	147	27	174
鹿児島市	1, 076	10, 224	1, 035	5, 020	208	1, 374	2, 319	16, 618	524				

※鹿児島市は参考記載

11 建 築

(1) 建築物等確認申請県受付件数(令和6年度)

事務所名	受付件数	事務所名	受付件数
鹿児島	21	熊毛	70
南薩	38	屋久島	26
北薩	71	大島	113
姶良•伊佐	77	徳之島	48
伊佐	10		
大隅	154	計	628



(2) 確認事務県取扱件数(令和6年度)

区	分	確認申請受付件数	確認件数	検査済証 交付件数	る計画通知	法 18 条 に よ る 適 合 通 知 件 数	る検査済証
	条1項 ~3号	124	118	109	10	8	8
法 6 4	条1項 号	449	442	403	1	1	2
工	作物	44	39	34	4	4	1
建築	設 備	11	11	21	5	5	3
合	計	628	610	567	20	18	14

※ 法:建築基準法

(3) 建築物の着工状況(令和6年度)

ア 市郡別着工状況

市郡別	延べ	面積	を 含 む) (m²)	着工新設 住宅戸数 (戸)
	木 造	非木造	総計	,
鹿児島市	183, 821	191, 205	375, 026	3, 699
鹿 屋 市	44, 718	23, 254	67, 972	476
枕 崎 市	3, 994	4, 398	8, 392	29
阿久根市	3, 133	2, 632	5, 765	29
出 水 市	26, 386	17,866	44, 252	324
指 宿 市	11, 717	13, 133	24, 850	163
西之表市	5, 144	19, 289	24, 433	181
垂 水 市	2, 220	3, 044	5, 264	14
薩摩川内市	35, 087	16, 955	52, 042	447
日 置 市	16, 878	8, 570	25, 448	168
曽 於 市	11, 743	1, 319	13, 062	93
霧島市	64, 112	81,021	145, 133	835
いちき串木野市	9, 969	5, 338	15, 307	168
南さつま市	9, 731	2, 500	12, 231	98
志布志市	10, 242	3, 881	14, 123	92
奄 美 市	5, 982	12, 926	18, 908	126
南九州市	9, 117	2, 644	11, 761	84
伊 佐 市	8, 868	454	9, 322	40
姶 良 市	43, 132	18, 916	62, 048	540
小 計	505, 994	429, 345	935, 339	7,606
郡計	48, 215	32, 437	80, 652	518
合 計	554, 209	461, 782	1, 015, 991	8, 124

イ 着工建築物年次別推移

年 度	着 工 建 築 延 べ 面 木 造	物 (住 宅 積 非 木 造	を 含 む) (m²) 総 計	着 工 新 設 住 宅 戸 数 (戸)
30	801, 316	786, 653	1, 587, 969	10, 007
元	785, 998	644, 017	1, 430, 015	8, 830
2	716, 784	662, 363	1, 379, 147	8, 728
3	746, 566	695, 064	1, 441, 630	10, 006
4	680, 249	762, 625	1, 442, 874	9, 734
5	607, 662	631, 453	1, 239, 115	9, 151
6	554, 209	461, 782	1, 015, 991	8, 124

(4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況

区分 年度	建築許可件数	建築審査会開催回数	公聴会開催回数
30	75	2	1
元	81	3	1
2	73	2	2
3	66	1	0
4	77	1	3
5	66	2	3
6	88	2	4

(5) 年度別建築士試験の状況

(0) 1/2		Contract Design						
	1	級建第	英士 試	験	木	造建	築 士 試	験
年 度	学 科	試 験	設計製	!図試験	学 科	試 験	設計製	図試験
	受験者	合格 者	受 験 者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
30	175	61	110	56	1	0	0	0
元	218	98	128	70	0	0	0	0
2	247	101	129	69	2	1	1	0
3	241	101	142	73	2	0	1	1
4	249	86	120	57	0	0	0	0
5	229	68	115	52	1	1	1	1
6	232	75	111	57	1	1	1	0

(6) 年度別建築士事務所登録等の状況

年 度	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所	2級建築士	木造建築士
十 及	登録現在数	登録現在数	登録現在数	登録現在数	登録現在数
30	901	331	2	8, 373	209
元	881	323	2	8, 442	209
2	858	332	2	8, 500	209
3	826	321	2	8, 564	210
4	793	306	3	8, 569	221
5	750	305	3	8,603	222
6	744	309	1	8, 721	211

- ※ 国及び全都道府県の「建築行政共用データベースシステム」導入に伴い、当該データベースによる全国統一基準値を記載することとした。(当該データベースで確認可能な登録数は、 平成20年度以降)
- ※ 2級建築士,木造建築士の登録数は鹿児島県による登録者数及び他県による登録者数の内, 鹿児島県内在住者が含まれる。

(7) 宅地建物取引業法の施行状況

ア 宅地建物取引業者数

(令和7年3月末現在)

市郡	業者数	市郡	業者数	市郡	業者数
鹿児島市 鹿児島郡	903	枕崎市, 南さつ ま市, 南九州市	40	曽於市, 志布 志市, 曽於郡	44
薩摩川内市 薩 摩 郡	61	出水市,阿久根 市, 出水郡	51	西之表市 熊 毛 郡	13
いちき串木野市 日 置 市	42	霧島市,伊佐市 姶良市,姶良郡	206	奄 美 市大 島 郡	77
指宿市	27	鹿屋市, 垂水市 肝 属 郡	90	合 計	1, 554

(大臣免許 12 件含む)

イ 宅地建物取引士及び宅地建物取引業者数等

区 分		宅 地 建 物	あ 取 引 士		
	資 格	試 験	登	録	宅地建物取引業者数(年度末)
年 度	受験申込者数	合格者数	新規登録者数	登録者数(年度末)	有数 (千)及水)
30	2, 265	230	191	8, 552	1, 590
元	2, 397	250	207	8, 747	1. 577
2	2, 314	221	213	8, 947	1, 573
3	2, 522	265	188	9, 112	1, 567
4	2, 318	281	214	9, 315	1, 564
5	2, 352	249	229	9, 531	1, 561
6	2, 467	285	199	9, 708	1, 554

※ 新規登録者数には、県外からの登録移転者を含む。(6年度は2件)

(8) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れのある土地に建つ危険住宅について、補助金を交付し、安全な場所への移転を促進する。

令和6年度までの移転実績は、6,954戸である(令和7年度へ繰り越し3戸を含む)

(千円)

名	年 度	S46~H28	29	30	元	2	3	4	5	6	計
実	施戸数	6, 917	3	2	9	4	8	2	4	5	6, 954
4-4-	国庫	7, 927, 878	2, 999	4, 765	13, 690	5, 628	7, 664	3, 640	7, 413	8, 936	7, 982, 613
補品	県	4, 522, 352	1, 498	2, 382	6,842	2, 813	3, 831	1,820	3, 705	4, 467	4, 549, 710
助	市町村	3, 813, 036	1, 501	2, 384	6,850	2, 818	3, 847	1,822	3, 711	4, 471	3, 840, 440
金	計	16, 263, 266	5, 998	9, 531	27, 382	11, 259	15, 342	7, 282	14, 829	17, 874	16, 372, 763

(9) 開発許可の状況

都市計画区域内においては 3,000 ㎡以上,都市計画区域外においては 10,000 ㎡以上の開発行為を許可対象と している。

許可件数は、年間約20~30件程度で推移してきているが、令和6年度は25件の許可件数となっている。

都市計画法に基づく、開発行為許可調べ

		<i>±</i>		面	積	規	Ą	英	別	内	Ē	沢
年度	件	面積	0. 3ha 以上		1. 0ha	以上	5. 0h	5. 0ha 以上		а以上	20hs	以上
779	数	(ha)	1. 0h	a 未満	5.0ha 未満		10h	a未満	20ha 未満		201ki 9/1.	
		(Ha)	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
16年度	43	55.8	26	14. 2	15	24. 1	2	17. 5				
17年度	39	43. 1	23	11.5	16	31.6						
18年度	37	56.9	19	12.0	16	33. 9	2	11.0				
19年度	35	54.9	17	8.9	17	30.5			1	15. 5		
20年度	43	47.0	26	14. 1	17	32.9						
21年度	15	14. 9	8	3.9	7	11.0						
2 2年度	23	50.0	11	6.8	10	18.4	1	6.0	1	18.8		
2 3年度	23	28. 4	13	7.3	9	15.8	1	5. 3				
24年度	24	37. 6	17	8.5	5	9.5	1	8.9	1	10.7		
25年度	29	29.0	20	11.0	9	18.0						
26年度	18	35. 2	7	5.0	9	15.8	2	14. 4				
27年度	21	18.6	15	8.6	6	10.0						
28年度	35	59. 9	22	14.0	11	21.8	1	5.0	1	19. 1		
29年度	29	39. 9	16	8.9	13	31.0						
30年度	28	41.5	16	9.5	11	22.9	1	9. 1				
令和元年度	27	51.3	18	11.4	8	16. 2					1	23. 7
令和2年度	25	37. 9	13	6.8	11	22.6	1	8.5				
令和3年度	23	29.8	13	9.2	10	20.6						
令和4年度	23	53. 3	9	4.7	12	25.8			2	22.8		
令和5年度	25	29.5	15	8.9	10	20.6						
令和6年度	25	43.8	12	7.4	10	17.6	3	18.7				

^{*} 鹿児島市の許可分は含まない。

12 住宅

(1) 市町村別公営住宅管理戸数

(R7.4.1現在)

+ mr ++ 47	Ì	見 営		市	町村営		A =1	+m++4 #2	À	県 営		ī	市町村営	•	A =1
市町村名	公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃	合 計	市町村名	公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃	合 計
鹿児島市	4, 583	-		10, 602	19	5	15, 209	長島町	-	-		88	4		92
鹿屋市	765	-	1	1, 903	43		2, 712	湧水町	102	-		333	54		489
枕崎市	36	-	6	346	10		398	大崎町	-	-		180			180
阿久根市	196	-	2	461			659	東串良町	-	-		129	28		157
出水市	342	-	6	1, 478	53		1, 879	錦江町	10	-		202	18		230
指宿市	254	2	16	722	36		1, 030	南大隅町	-	-		190	24		214
西之表市	79	-		384	12		475	肝付町	-	-		272	28		300
垂水市	206	-		260			466	中種子町	60	-		203			263
薩摩川内市	729	2	8	1, 979	50	3	2, 771	南種子町	18	3	5	160	16		202
日置市	467	2	8	978	12		1, 467	屋久島町	24	-		494			518
曽於市	66	-	4	876	2		948	大和村	-	-		138	2		140
霧島市	322	-		4, 018	158	27	4, 525	宇検村	-	-		104			104
いちき串木野市	313	2	4	498	2		819	瀬戸内町	85	2	3	618			708
南さつま市	353	1	8	512	49	5	928	龍郷町	129	3	2	187	48		369
志布志市	405	-		371	46		822	喜界町	20	-		293	4		317
奄美市	881	-		1, 664	22		2, 567	徳之島町	98	-		496	24		618
南九州市	107	-		482	75		664	天城町	-	-		315			315
伊佐市	176	-		554	40	12	782	伊仙町	-	-		293			293
姶良市	743	3	10	1, 115	22		1, 893	和泊町	30	-		242			272
三島村	-	-					-	知名町	24	-		219	7		250
十島村	-	-					-	与論町	24	-		127			151
さつま町	98	-		429	26		553	合 計	11, 745	20	83	34, 915	934	52	47, 749

⁽注1) 特定公共賃貸住宅(特公賃):公営住宅の入居基準の所得区分を超える中堅所得者に賃貸するための住宅

⁽注2) 旧特公賃住宅(旧特公賃), 準特優賃住宅(準特優賃):特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅で、公営住宅と同様に低額所得者に賃貸するための住宅

(2) 住宅地区改良事業等実績

ア 改良住宅等改善事業

+	Tip ICT 전	事業言	計画の内	容	従 前 事 業 名
施行者名	地区名	事 業 年 度	更新住宅建設戸数(戸)	除却戸数	
	西田	H9∼10	7	8	住宅地区改良事業
鹿児島市	и н	H17∼18, H30∼R2	外壁改修等2棟(87戸)	0	n .
爬光面印	三 和	H13~H30	181	276	n,
	南林寺	R4~R5	外壁改修等1棟(50戸)	0	II.
		H2,H4,H12~16	外壁改修等 6 棟(190 戸)	0	n .
	春 日	H27	ガス管改修 4 棟(130 戸)	0	n .
太 羊 士		R5	外壁改修等1棟(40戸)	0	II.
奄美市	平 田	H4,H13~14,H18~20	外壁改修等3棟(60戸)	0	n .
(旧名瀬市)	平 田	H24	ガス管改修3棟(60戸)	0	n,
(旧和城川)		H 元,H4,H6~8,H14	外壁改修等 7 棟(200 戸)	0	n,
	佐大熊	H28	ガス管改修 7 棟(200 戸)	0	n .
		H29∼R4	外壁改修等7棟(200 戸)	0	n.

イ 空き家再生等推進事業

※ () は「空き家対策総合支援事業」の実績

	上 守压些事果			次 () は「至さる	※対 東総 首 又 抜 争 来 」 の 夫 府
	± m ++ b	事	業内	容	- 備 考
	市町村名	空き家除却	空き家活用	合 計	一 備 考
	鹿児島市	214 戸		214 戸	
	鹿 屋 市	274 戸		274 戸	
	dula dete -	26 戸		26 戸	
	枕 崎 市 	(21 戸)	(1 戸)	(22 戸)	
	阿久根市	111 戸		111 戸	
	出 水 市	25 戸		25 戸	
	西之表市		12 戸	12 戸	活用使途:市単住宅
	薩摩川内市	12 戸		12 戸	
	霧島市	103 戸		103 戸	
	いちき串木野市	30 戸		30 戸	
	奄 美 市	8 戸	5 戸	13 戸	活用使途:市単住宅
	南九州市	139 戸		139 戸	
H15年度	伊 佐 市	9 戸		9 戸	
~	姶 良 市	76 戸		76 戸	
R 4年度	さつま町	(58 戸)		(58 戸)	
1110	長 島 町	41 戸		41 戸	活用使途:町単住宅
	大 崎 町	(1 戸)	(2 戸)	(3戸)	活用使途:交流施設
	錦 江 町		1 戸	1 戸	活用使途:サテライトオフィス
	南大隅町	21 戸		21 戸	
	大 和 村		2 戸	2 戸	活用使途:村単住宅
	宇検村		19 戸	19 戸	活用使途:村単住宅
	一 换 们	(1戸)		(1戸)	
	瀬戸内町		3 戸	3 戸	活用使途:町単住宅
	龍 郷 町		3 戸	3 戸	活用使途:町単住宅
	天 城 町	2 戸	5 戸	7 戸	活用使途:町単住宅
	和泊町	10 戸	18 戸	28 戸	活用使途:町単住宅
		(5戸)	(1戸)	(6戸)	活用使途:移住体験住宅
	知 名 町	3 戸		3 戸	
5年度	鹿児島市	16 戸		16 戸	
0 平反	鹿 屋 市	60 戸		60 戸	

	市町村名	事	業内	容	備考
	川町竹石	空き家除却	空き家活用	合 計	₩ 1 5
	枕 崎 市	(16 戸)	(1 戸)	(16 戸)	活用使途: 観光交流施設
	阿久根市	14 戸		14 戸	
	出 水 市	2 戸		2 戸	
	日置市	2 戸		2 戸	
	霧島市	12 戸		12 戸	
	いちき串木野市	3 戸		3 戸	
F 左 连	奄 美 市	6 戸		6 戸	
5 年度	南九州市	24 戸		24 戸	
	姶 良 市	16 戸		16 戸	
	さつま町	(4 戸)		(4 戸)	
	長 島 町	12 戸		12 戸	
	天 城 町	1 戸		1 戸	
	和 泊 町		(8 戸)	(8 戸)	
	知 名 町	1 戸		1 戸	
	鹿児島市	25 戸		25 戸	
	鹿 屋 市	72 戸		72 戸	
	枕 崎 市	(28 戸)		(28 戸)	
	阿久根市	16 戸		16 戸	
	出 水 市	5 戸		5 戸	
	指 宿 市	5 戸		5 戸	
	日 置 市	3 戸		3 戸	
6 年度	霧島市	14 戸		14 戸	
0 平皮	いちき串木野市	5 戸		5 戸	
	奄 美 市	7 戸		7 戸	
	南九州市	21 戸		21 戸	
	姶 良 市	15 戸		15 戸	
	長 島 町	12 戸		12 戸	
	天 城 町	0 戸		0 戸	
	和 泊 町	(1 戸)		(1 戸)	活用促進:移住体験住宅
	知 名 町	2 戸		2 戸	

ウ 街なみ環境整備事業

実施主体	地区名	事業年度	整備方針承認	事業内容等	区域面積	景 観 条 例 等 の 名 称
喜界町	城 久	H 6 ∼11	H 6. 7. 22 (H 8. 3. 19)	街なみ景観の整備	13.4 ha	喜界町城久集落街づくり協定書
出水市	出水麓	H 8 ∼15	Н8. 9. 17	街なみ景観の整備	43.8 ha	出水市伝統的建造物郡保存地区保存条例
霧島市(旧牧園町)	高千穂	H 9~23 (H9~25)	H 9. 5. 15 (H21. 3. 31)	街なみ景観の整備	38.3 ha	霧島市牧園町まちづくり要綱
奄美市	赤木名	H20~27 (H20~30)	H19. 9. 28 (H26. 2. 28)	街なみ景観の整備	32.2 ha	奄美市赤木名地区まちづくり景観要綱
薩摩川内市	入来麓	H22~31 (H22~R6)	- (*)	街なみ景観の整備	19.2 ha	薩摩川內市伝統的建造物群保存地区保存条例
南さつま市	加世田麓	H25~30 (H25~R9)	- (※)	街なみ景観の整備	20.0 ha	南さつま市伝統的建造物群保存地区保存条例

[※]平成22年度より、社会資本整備総合交付金において実施することとなったため承認は不要となった。

工 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(旧密集住宅市街地整備促進事業)

実 施 主 体	地区名	事業年度 (変更)	整備計画承認 (変更)	面 積	合 併 事 業
霧島市	浜 之 市	H10~20	H11.2.2	12.3 ha	浜之市地区土地区画整理事業
(旧隼人町)		(H10∼R7)	(H17.3.31)		
			(H21. 3.31)		
			(H26. 2.28)		

13 その他

(1) 土木部機構の変遷

土木行政を分掌してきた機構の変遷を略記すると次表のとおりであるが、第二次大戦後地方自治制度の改革によって住民自治の確立の行政の多様化に応じて県民の福祉に呼応するように土木行政機構も大きく変わってきている。

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
明治4年		廃藩置県
明治 10 年		県令,書記官の下部組織として第1課から第6課が設置され土木関係は
		第3課所属
明治 11 年 12 月		機構改革により9課制となり、土木課及び地理課新設
明治 13 年		土木課と地理課を統合,地理課(常務掛,地籍掛,土功掛,測量掛,営
		繕掛)設置
明治 19 年 7 月		県令が知事となる
明治 19 年 8 月		部制がしかれ、第一・第二・警察・収税の4部が置かれ、土木課は第二
		部に所属
明治 23 年 10 月		機構改革により、知事官房・内務部・警察部・収税長が設置され、内務
		部第二課となり、土木掛・地理掛及び農商掛を設置
明治 28 年		鹿児島・川内・加治木・鹿屋に土木監督区事務所を設置
明治 30 年		内務部を5課制とし、土木は第二課となり、土木地理掛を新設
明治 40 年		土木監督区事務所を鹿児島・川内・横川・鹿屋・知覧に置き,土木掛出
		張所と改称する
		土木掛出張所を土木出張所と改称する
大正7年		横川土木出張所を加治木土木出張所に,知覧土木出張所を加世田土木出
		張所に改称し、大島土木出張所新設
昭和7年		出水・栗野・岩川・西之表に土木出張所新設
		宮之城・指宿・伊集院に同じく追加新設
昭和 10 年 4 月 30 日		鹿児島港務所設置
昭和 11 年 7 月 31 日	訓令第 43 号	機構改革により、知事官房・総務部・学務部・経済部・警察部の各部制
		がおかれ、経済部土木課となる
昭和 11 年 12 月 12 日	告示 580 号	古江港修築事務所設置
昭和 11 年 12 月 23 日	告示 585 号	別府川改修事務所設置
昭和 12 年 10 月 25 日	告示 549 号	大根占港修築事務所設置
昭和13年4月1日	告示 165 号	土木出張所の名称及び区域の改正が行われた
		(鹿児島・川内・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋・西之表・加世田)
昭和 19 年 7 月 8 日	訓令第 38 号	経済部を経済第一・第二の二部に改め、第二部所属
昭和 19 年 12 月 4 日	告示 561 号	鹿屋港修築事務所設置
昭和21年2月1日	訓令第5号	総務部を内政部に改称その所属となる (内政部土木課)

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和21年6月3日	訓令第 33 号	戦災復興事務所設置
		串木野・阿久根・枕崎・加治木・市来・山川・西之表
昭和 21 年 10 月 23 日	告示 255 号	山川港修築事務所設置
昭和 21 年 10 月 23 日	告示 256 号	広瀬川・野田川改修事務所設置
昭和 21 年 11 月 11 日	訓令 62 号	垂水戦災復興事務所設置
昭和 21 年 11 月 18 日	訓令第 60 号	機構改革により土木部が新設され、道路課・河港課・戦災復興課及び住
		宅課の4課を設置
昭和 21 年 12 月 23 日	告示第 328 号	黒之瀬戸渡船事務所設置
昭和 22 年 7 月 19 日	告示 249 号	枕崎港修築事務所設置
昭和 22 年 10 月 1 日	訓令第 29 号	監理課が設置され, 河港課を河川課と港湾課に分課, 戦災復興課を計画
		課に,住宅課を建築課に名称変更
昭和 22 年 10 月 1 日	規則第 16 号	機構改革(土木出張所名称変更及び支所設置)
		○鹿児島・川内・加世田・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋
		○鹿児島土木出張所に指宿支所及び伊集院支所を設置
昭和 23 年 11 月 17 日	訓令第 29 号	建築課を営繕課に改称,新たに建築指導課を設置
昭和 23 年 11 月 29 日	規則第 93 号	指宿支所及び伊集院支所がそれぞれ土木出張所に昇格
昭和 24 年 9 月 21 日	訓令第 30 号	営繕課・建築指導課を廃止し建築課新設
昭和 24 年 12 月 23 日	告示 397 号	支所・工事事務所設置
		(支所)大口・宮之城・頴娃・大根占・中種子
		(工事事務所) 串木野・枕崎港・広瀬川・野田川・別府川・志布志
		港・鹿屋港・内之浦・山川・甑島・伊作田
昭和 25 年 6 月 12 日	訓令第 17 号	砂防課新設
昭和 25 年		観光課経済部より土木部所属
昭和 25 年 10 月 13 日	告示 398 号	口永良部港修築事務所新設
昭和 26 年 2 月 26 日	告示 73 号	山川港工事事務所廃止
昭和 26 年 7 月 31 日	告示 557 号	山川・垂水・東市来・戦災復興事務所廃止
昭和 26 年 8 月 11 日	告示 596 号	串木野工事事務所廃止
昭和 26 年 10 月 22 日	告示 784 号	大谷川・大里川・大淀川・神川及び米之津川工事事務所設置
昭和 27 年 1 月 25 日	告示 46 号	大泊港修築事務所設置
昭和27年4月1日	告示 181 号	野田川工事事務所を廃止し、阿久根工事事務所設置
昭和 28 年 1 月 26 日	告示 68 号	隈之城川工事事務所設置
昭和 28 年 4 月 24 日	告示 346 号	別府川工事事務所廃止
昭和 28 年 7 月 13 日	告示 528 号	阿久根工事事務所廃止
昭和 28 年 11 月 9 日	告示 723 号	大姶良・野田川・菱田川・田原川工事事務所設置
昭和 28 年 12 月 25 日	条例第 59 号	奄美群島祖国復興に伴い大島支庁設置,分課組織として課制実施(大島
		支庁土木課)
昭和 29 年 4 月 16 日	規則第 34 号	土木出張所の改称並びに支所の昇格 (名称は土木事務所となる)

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
	(昭和 29 年 5 月 1 日	(鹿児島・指宿・加世田・伊集院・川内・宮之城・大口・栗野・出
	から実施)	水・加治木・岩川・鹿屋・大根占・西之表)
昭和29年5月1日	告示 302 号の 3	河川改修・戦災復興・港修築事務所をそれぞれ工事詰所に名称変更
		(工事詰所)伊作・大川・広瀬川・大谷川・枕崎・甑島・串木野・阿久根・
		天降川・大淀川・田原川・内之涌・垂水・伊座敷・屋久島
昭和29年5月1日	訓令第8号	
	附令第3号	河川課・砂防課を統合し,河川砂防課とする
昭和 30 年 3 月 22 日	訓令第5号	工事監査員設置
	(30年4月から適用)	
昭和 30 年 11 月 28 日	訓令第 20 号(30 年 12	出先機関連絡協議会設置
	月から施行)	
昭和31年6月30日	告示 509 号	港務所を鹿児島港管理事務所に名称変更
昭和31年6月30日	告示 508 号	建設工事用材料試験室設置
昭和31年6月30日	規則第 73 号	次の土木事務所に課制(庶務課・工務課)新設
		鹿児島・加世田・伊集院・川内・加治木・大島・鹿屋
昭和 33 年 5 月 1 日	告示 343 号	根占工事詰所設置
昭和33年8月1日	告示 566 号	工事詰所等の名称等整備される
		川辺・枕崎・吹上・日吉・甑島(29.5.1)串木野・隼人・大崎・垂水・内之浦
		·根占(35.5.1)佐多(29.5.1)屋久島(29.5.1)
昭和34年7月15日	規則第 43 号	指宿・出水・西之表の各土木事務所に庶務課及び工務課新設
		鹿児島土木事務所に失業対策事業課新設
昭和35年4月1日	訓令第9号	観光課は水産商工部所属となる
昭和35年4月1日	規則第 28 号	屋久島工事詰所が土木出張所に昇格,口永良部工事詰所新設
昭和35年4月1日		大島支庁名瀬港管理事務所新設
昭和35年7月1日	規則第 65 号	鹿児島港管理事務所に庶務課及び業務課新設
昭和35年7月1日	訓令第 17 号	監理課建設業係から用地関係事務を分離し用地係を新設
昭和 35 年 12 月 28 日	規則第 122 号	鹿児島県行政組織規則及び服務規程により各処務規定廃止
昭和36年6月2日	規則第 64 号	道路課に調査係新設
昭和 36 年 7 月 11 日	規則第 80 号	課制未設置の土木事務所に主任を配置
昭和 37 年 3 月 30 日	規則第 22 号	河川砂防課から砂防係事務を分離,砂防課新設(37.4.1)
昭和 37 年 3 月 30 日	II	屋久島土木出張所を土木事務所に昇格
昭和37年7月1日	規則第 54 号	監理課は用地主任設置
		全土木事務所(鹿児島を除く)を2課(庶務・工務)制とし庶務課
		に用地係主任設置
		宮之浦工事詰所設置,口永良部詰所廃止
昭和 38 年 3 月 29 日	規則第 21 号	工事詰所を工事出張所に名称変更し,隼人工事詰所を廃止し,牧園
		工事出張所新設

昭和38年5月15日 共昭和38年6月1日 共昭和38年7月1日		建築課から住宅行政を分離して住宅課を新設 道路課改良係を改良第一,第二に分ける 各課の工事事務係を改編し,監理係に改称
	規則第 49 号	
昭和38年7月1日		各課の工事事務係を改編し、監理係に改称
昭和 38 年 7 月 1 日		
昭和38年7月1日		主任建築技師の職制を新設
		全土木事務所庶務課に庶務主任を新設
昭和39年7月10日	規則第 87 号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6事務所に用地課を新設
		するとともに工務課を二課制とし、これに、主任制を増設
昭和39年8月10日	告示 163 号	頴娃・手打・青瀬・志布志・財部・古江・中種子·南種子にそれぞれ駐
		在機関設置
昭和39年8月10日	規則第 101 号	工事出張所のうち甑島・内之浦・佐多・宮之浦を除く9出張所を廃止し,
		頴娃・中種子駐在機関廃止
昭和39年9月1日 規	規則第 58 号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6土木事務所に建築課を
		設置
昭和40年7月1日		大島支庁土木課に工事監査員を新設
昭和41年5月21日 規	規則第 52 号	土木部次長制新設
		土木部工事監査員を統括するため工事監査監を新設
昭和41年7月1日 財	規則第 64 号	大島支庁名瀬土木出張所沖永良部詰所を土木出張所に昇格
昭和41年7月1日 財	規則第 64 号	道路課庶務係を庶務係,経理係とし,鹿児島土木事務所に監理係を新設,
		指宿土木事務所工務課を工務第一課,工務第二課に分課
		大島支庁土木課から建築行政を分離して建築課を設置
昭和41年12月5日 名	告示第 1,044 号	財部駐在機関廃止
昭和43年4月17日 名	告示第 423 号	鹿児島県九州縦貫自動車道対策室を土木部に設置
昭和43年7月9日 財	規則第 61 号	港湾課漁港係は、水産商工部水産施設課所属となる
昭和43年8月14日 規	規則第 69 号	本庁においては、主管課制度を採り入れた機構改革により、土木部各課
		の機構が、次のように定められた
		監理課 総務係・経理第一係・経理第二係・工事事務係・建設業係
		・用地係
		道路課 管理係・橋りょう調査係・改良係・特殊改良係・舗装係・
		補修係
		河川課 管理係・災害事務係・災害海岸工事係・治水係・開発係
		砂防課 調査係・砂防係
		港湾課 管理係・港湾係・調査係
		計画課 管理係・計画公園係・都市建設係・区画整理係
		建築課 企画調整係・指導係・庁舎建築係・学校建築係・設備係
		住宅課 計画係・融資係・建設係・管理係
		出先機関においては、指宿、伊集院土木事務所に用地課を出水土木事務
		所においては、用地課と建築課をそれぞれ庶務課から分離した

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和44年9月1日	規則第 75 号	本庁においては、監理課に企画調整係を新設
		道路課の橋りょう調査係を計画調整係と橋りょう係に分ける
		建築課の企画調整係を計画調整係と改称
		宅地課に宅地開発係を新設
		出先機関においては、出先機関の庶務課を総務課と改称
		鹿児島・加世田・加治木・大隅・鹿屋の工務二課制を工務三課制にする
		伊集院・西之表の工務課を工務二課制にする
		九州縦貫自動車道事務局を新設
		大根占土木事務所佐多工事出張所・屋久島土木事務所宮之浦工事事務所
昭和44年12月1日	規則第 98 号	を廃止
		西之表土木事務所と屋久島土木事務所を熊毛支庁に統合
		土木課
		熊毛支庁
		屋久島土木出張所
昭和45年4月1日	条例第9号	工業用水道部設置
昭和45年4月1日	規則第 57 号	計画課の出先機関として吉野公園管理事務所を新設
昭和45年9月1日	規則第 77 号	監理課の出先機関として建設工事材料試験室を新設
		出水・宮之城土木事務所の工務課を工務二課制にする
		都市計画課の計画公園係を廃止し、計画係と都市公園係を新設
		住宅課の宅地開発係を廃止し、開発指導係と監察係を新設
昭和46年8月14日	規則第80号2	住宅課の監察係を監察指導係と改称
		工事監査監を統括するため首席工事監査監を新設
昭和46年9月17日	告示第 1,042 号	道路課に鹿児島県道路公社設立準備室を発足
昭和47年3月31日	告示第 315 号の 16	鹿児島空港跡地処理対策室(管理係・計画係)を新設
昭和47年4月12日	規則第 39 号	道路課を道路建設課と道路維持課に分割
		道路建設課 計画調整係・改良係・舗装係・橋りょう係
		道路維持課 管理係・維持補修係・交通安全施設係・市町村道係
昭和47年5月29日	告示第 500 号	大島支庁に空港対策室設置
昭和47年7月26日	規則第了7号	港湾課港湾係を計画係と建設係に分け、調査係を空港防災係に名称変
		更,騒音対策係を新設
昭和47年8月2日	告示第 806 号	大口土木事務所に建築主事を配置
昭和47年9月20日	告示第 1,028 号	鹿児島県道路公社設立準備室を廃止し鹿児島県道路公社として発足
昭和48年4月1日	規則第 25 号	鹿児島港湾管理事務所を鹿児島港湾事務所と名称変更し、工務課を新設
昭和 48 年 6 月 1 日		鹿児島港フェリー埠頭公社設立
昭和 48 年 7 月 23 日	規則第 60 号	宮之城・大口・栗野・大根占の各土木事務所に用地課新設
昭和 48 年 7 月 23 日	告示第 966 号	鹿児島空港跡地処理対策室に分譲係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和49年4月1日		監理課用地係を分離して用地課(監理収用係,用地係)を新設
昭和 49 年 7 月 25 日		港湾課の空港防災係と騒音対策係を整理統合し、空港係と防災係を設
		置,大島支庁名瀬土木出張所を大島支庁土木課に統合
		道路建設課, 建築課にそれぞれ管理係を新設し, 監理課経理第1係を経
		理係に改称するとともに経理第2係,工事事務所係を廃止
昭和 49 年 11 月 1 日		出水土木事務所黒ノ瀬戸渡船所を廃止
昭和 50 年 7 月 21 日	規則第 49 号	砂防課調査係を廃止し、管理係及び傾斜地保全係を新設
		計画課に下水道係を新設
		建築課設備係を廃止し、機械設備係及び電気設備係を新設
		大口・栗野・大根占の各土木事務所及び屋久島土木出張所の工務課を二
		課制とする
昭和 50 年 7 月 21 日		鹿児島県建設技術センター設立
昭和 50 年 8 月 11 日	告示第 911 号	大島支庁空港対策室廃止
		大島支庁土木課笠利工事詰所廃止
昭和 50 年 11 月 1 日	告示第 1,210 号	鹿児島空港跡地処理対策室をニュータウン建設室に名称変更
昭和51年5月1日		港湾課から空港係を分離して空港対策室を設置
昭和 51 年 7 月 8 日		首席土木監理監を廃止し、土木技監新設
		用地課管理収用係を廃止し、管理係及び収用調整係を新設
昭和 52 年 7 月 25 日	規則第 50 号	管理係を分離し工事事務係を新設
		(道路維持課,河川課,港湾課,計画課)
昭和 52 年 7 月 25 日	規則第 50 号	伊集院,川内,出水の各土木事務所に工務第三課の新設
昭和 52 年 7 月 25 日		宮之城,栗野,大根占土木事務所に建築技師配置
昭和 53 年 3 月 31 日	規則第9号	港湾課に調整係の新設
昭和 53 年 5 月 1 日	規則第 26 号	土木技監廃止
昭和 53 年 5 月 1 日		土木部次長(技術)新設
昭和 53 年 5 月 1 日	規則第 26 号	ニュータウン建設室を廃止し、監理課にニュータウン係を設置
昭和 53 年 7 月 24 日		監理課に積算管理係,技術管理係を新設
		伊集院土木事務所に建築課の新設
		徳之島土木出張所に総務課,工務第一課,工務第二課を新設
昭和 53 年 10 月 30 日		大隅土木事務所志布志港出張所を新設
昭和 54 年 7 月 23 日		指宿土木事務所に建築課を新設
昭和 54 年 7 月 28 日		甑島工事出張所を甑島土木出張所に改組し,総務課,工務課を新設大隅
昭和 54 年 8 月 6 日		土木事務所志布志港出張所を廃止し、志布志港湾事務所を設置
昭和 54 年 10 月 1 日	規則第 74 号	熊毛支庁屋久島土木出張所を熊毛支庁土木課の所管とする
昭和 54 年 11 月 8 日	規則第 81 号	工事の監査及び検査に関する事務を統括し,工事監査監及び工事監査員
		を指揮監督するため総括工事監査監の職を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和55年4月1日	規則第 23 号	計画課を都市計画課に、同課の都市建設係を街路係に改称
昭和 55 年 7 月 22 日	規則第 62 号の 2	大島支庁喜界土木出張所を新設
昭和 56 年 5 月 1 日	規則第 29 号	検査指導課(技術指導係、積算管理係)を新設
		用地課と九州縦貫自動車道事務局を監理課に統合し,監理用地課(総
		務係、経理係、企画調整係、建設業係、ニュータウン係、収用調整
		係, 用地係, 縦貫自動車道係) とする
		大島支庁土木課及び建築課を再編成し、土木課の港湾漁港・空港部
		門を分離して、港湾課とし、他の土木部門と建築課を統合して土木
		課とする
		用地の取得及び補償に関する事務を統括させるため監理用地課に用
		地監の職を新設
昭和 56 年 7 月 23 日	規則第 61 号	道路建設課の改良及び舗装係を地方道係及び国道係に再編成,同課
		の管理係を工事事務係に改称
		道路維持課の交通安全施設係及び市町村道係を改良施設係に統合
		砂防課の管理係を工事事務係に、都市計画課の管理係を調整係に改称
		住宅課の計画係及び融資係を計画融資係に改称
		鹿児島港湾事務所の業務第一課及び業務第二課を管理課及び業務課
		に再編成
		大島支庁徳之島出張所に空港管理所を設置
昭和 58 年 7 月 20 日	規則第 67 号	監理用地課のニュータウン係を廃止
		内之浦工事出張所を廃止
		瀬戸内土木出張所及び沖永良部土木出張所に総務課及び工務課を新設
昭和59年4月1日	規則第 30 号	建設工事材料試験室廃止
昭和 59 年 10 月 15 日	規則第 81 号	志布志港湾事務所の廃止
		志布志湾港湾事務所の新設
		志布志湾港湾事務所志布志港出張所の新設
		港湾課に波見港建設係を新設
昭和 60 年 4 月 1 日	規則第 22 号	志布志湾港湾事務所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和61年4月1日	規則第 26 号	港湾課と空港対策室を統合して港湾課とし、同課内に空港対策室を設置
		港湾課空港対策室に空港対策監の職を新設
		監理用地課の縦貫自動車道係を廃止
		河川課の災害事務係を災害係に、災害海岸工事係を防災海岸係に改称
		建築課の計画調整係と指導係を計画指導係に統合
		大島支庁土木課に工務第三係を新設
昭和62年4月1日	規則第 24 号	鹿児島港湾事務所に建設調整課を新設
		大島支庁名瀬港管理事務所を廃止
昭和63年4月1日	規則第 22 号	大島支庁港湾課総務用地係を総務係に改称
平成元年4月1日	規則第8号	港湾課波見港係を廃止し、鹿児島港整備係を新設
		志布志湾港湾事務所の工務第一課と工務第二課を工務課に統合
		大島支庁港湾課の港湾係と空港係を港湾空港係に統合
		港湾課空港対策監の職を廃止(専任の室長を配置)
平成2年4月1日	規則第6号	加世田土木事務所にダム建設課を新設
		熊毛支庁土木課の工務第一係,工務第二係及び工務第三係を道路係,
		河川砂防係,港湾係,空港建設係に再編成
		大島支庁土木課及び港湾課を再編成し、土木課の河川・砂防部門を
		港湾課所管とし、河川港湾課とする
		また、土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路建設
		係,道路維持係に河川港湾課に河川砂防係を新設
		志布志湾港湾事務所と同志布志港出張所を統合再編し,本所を志布志とする
平成3年4月1日	規則第 14 号	吉野公園管理事務所を廃止
		検査指導課に技術調整監を新設
平成4年4月1日	規則第 26 号	監理用地課内に用地対策室を設置し、用地監の職を廃止(専任の室
		長を配置)
		大島支庁瀬戸内土木出張所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編
		土木部に鹿児島港整備審議監の職を新設
		道路建設課に高速道対策監の職を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成5年4月1日	規則第 14 号	鹿児島土木事務所ほか7事務所に係長制を導入
		川内土木事務所甑島土木出張所を改組し、甑島土木事務所を新設
		各土木事務所の工務第一課、工務第二課及び工務第三課をそれぞれ
		道路建設課,河川港湾課もしくは河川砂防課,道路維持課に課名改称
平成6年4月1日	規則第7号	鹿児島土木事務所に河川災害対策課を,熊毛支庁土木課に空港建設
		室をそれぞれ配置し、13事務所等に係長制を導入、また、屋久島
		土木出張所を屋久島事務所に改めた
平成7年4月1日	規則第 23 号	河川課に参事(都市河川対策担当)、都市計画課に技術主幹(橋り
		よう整備担当)の職を新設
平成8年4月1日	規則第 31 号	道路建設課内に高速道路対策室を設置,都市計画課に下水道対策監
		の職を新設、監理用地課に土木行政総合システム主幹の職を新設
平成9年4月1日	規則第 28 号	土木部に建築技監の職を新設、建築課内に設備室、特定施設整備係
		を設置,加治木土木事務所に管理課を新設
平成11年4月1日	規則第 37 号	都市計画課内に下水道対策室を設置し、下水道対策監の職を廃止
		鹿児島港整備審議監の職を廃止し、港湾対策審議監の職を新設
		港湾課に港湾対策監の職を新設し、港湾対策班を設置
		鹿児島土木事務所の河川災害対策課を廃止し、河川港湾課内に河川
		砂防第三係を新設
平成12年4月1日	規則第 101 号	検査指導課の技術管理課への改称(技術指導係の企画指導係への改称)
		都市計画課・技術主幹(橋りょう整備担当)の職を廃止
		鹿児島土木事務所の河川港湾課河川砂防第三係を廃止
		鹿児島土木事務所にダム建設課及びダム建設係を新設
		大島支庁河川港湾課にダム建設係を新設
		大島支庁の各出張所を再編し、瀬戸内事務所、徳之島事務所、沖永
		良部事務所を設置 (3土木出張所は各事務所の土木課となる)
平成13年4月1日	規則第 36 号	都市計画課の都市公園係を公園緑地係に改称
		指宿土木事務所、大口土木事務所、出水土木事務所及び熊毛支庁土
		木課に管理係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
		熊毛支庁土木課空港建設室の空港用地係を廃止
平成 14 年 4 月 1 日	規則第 27 号	建築課の特定施設整備係を廃止
		加世田土木事務所のダム建設課を廃止
		大島支庁河川港湾課に用地管理係を新設
平成 15 年 4 月 1 日	規則第 34 号	砂防課に土砂災害防止推進班を設置
平成 16 年 4 月 1 日	規則第 46 号	宮之城土木事務所を川内土木事務所に、大根占土木事務所を鹿屋土
		木事務所に再編統合し、それぞれに管理課、技術調整課を新設
		鹿児島土木事務所の総務係を総務係、工事事務係に、加世田土木事
		務所,大隅土木事務所の総務係,管理係を総務係,工事事務係,管
		理係にそれぞれ改編
		鹿児島港湾事務所の総務課,建設調整課を総務調整課に改編
平成 16 年 4 月 1 日	告示第 738 号	運転技師、機械操作技師及び道路整備員の駐在機関として川内土木
		事務所宮之城町駐在機関,鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を設置
平成 17 年 3 月 22 日	告示第 404 号	市町村の廃置分合に伴い川内土木事務所宮之城町駐在機関を川内土
		木事務所さつま町駐在機関に、鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を
		鹿屋土木事務所錦江町駐在機関に改称
平成17年4月1日	規則第 82 号	監理用地課に公共事業調整監の職を新設し、公共事業調整班を設置
		都市計画課下水道対策室を都市計画課生活排水対策室に改編
		鹿児島土木事務所に技術調整課を新設し、道路維持係を道路維持第
		一係,道路維持第二係に,指宿土木事務所の道路建設課,道路維持
		課を道路課に,伊集院土木事務所の河川砂防第一係,河川砂防第二
		係を河川砂防係にそれぞれ改編
		市町村の廃置分合に伴い甑島土木事務所を川内土木事務所甑島土木
		出張所に改編
平成18年3月31日	告示第 600 号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室曽於市駐在
		機関を鹿児島県土地開発公社大隅事務所内に設置

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成 18 年 4 月 1 日	規則第 75 号	監理用地課に入札契約指導班を設置
		港湾課空港対策室を廃止し、港湾課を港湾空港課に改名、空港係を
		設置
		建築課と設備室及び住宅課を統合再編し,それぞれ建築課,営繕室,
		住宅政策室に再編、設備対策監の職を新設
		指宿土木事務所の河川砂防係、港湾漁港係を河川港湾係に、伊集院
		土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、道路建設第一係、
		道路建設第二係を道路建設係に、大口土木事務所の道路建設係、道
		路維持係を道路係に大隅土木事務所の用地第一係,用地第二係を用
		地係に、甑島土木出張所の工務第一課道路河川係、港湾漁港係を工
		務第一課工務係に、それぞれ改編
		熊毛支庁土木課空港建設室を廃止し、熊毛支庁土木課空港係を設置
		大島支庁河川港湾課のダム建設係を廃止
平成19年3月30日	告示第 601 号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室薩摩川内市
		駐在機関を鹿児島県土地開発公社北薩事務所内に設置
平成 19 年 3 月 30 日	告示第 602 号	技術職員の駐在機関として北薩地域振興局建設部甑島支所薩摩川内
		市下甑駐在機関を薩摩川内市下甑支所内に設置
平成 19 年 4 月 1 日	規則第 43 号	総合事務所化に伴い 11 土木事務所, 1 土木出張所, 2 港湾事務所を
		5 地域振興局建設部, 9 建設部支所に再編
		北部豪雨災害に係る河川激甚災害対策特別緊急事業への対応として
		河川課に参事 (激特事業担当) を配置し,北薩地域振興局建設部出
		水支所に河川災害対策係を設置
平成 20 年 4 月 1 日		港湾空港課港湾対策班を廃止
		都市計画課内に都市緑化フェア開催準備班を設置
平成 21 年 4 月 1 日	規則第 15 号	土木部に都市緑化フェア総括監の職を新設、都市計画課内の都市緑
		化フェア開催準備班を廃止し、都市緑化フェア推進室を設置
		監理用地課の監理課への改称
		鹿児島地域振興局鹿児島港支所の建設係、維持係を港湾係に改編

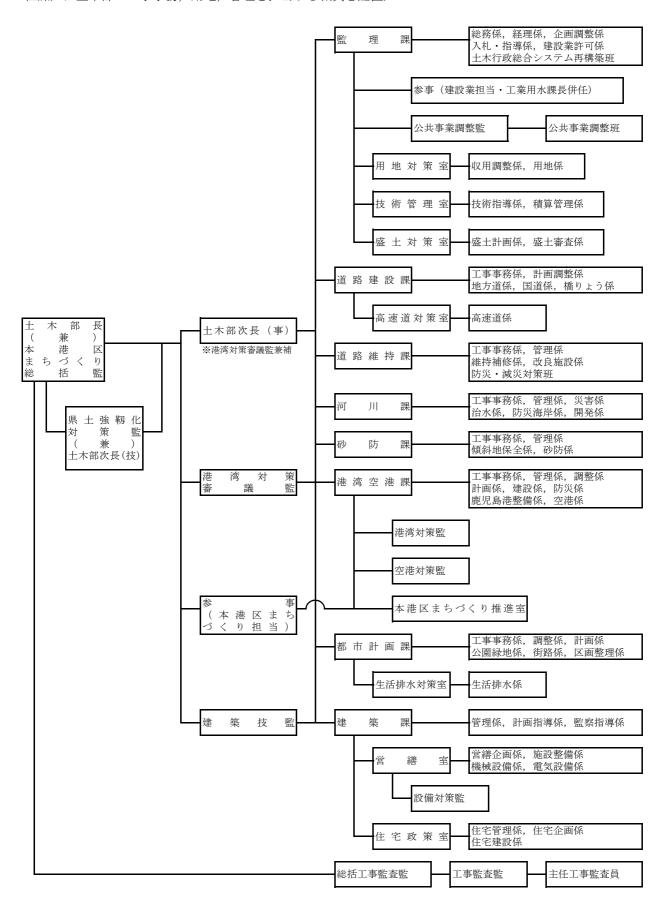
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成22年3月30日	告示第 395 号	北薩地域振興局建設部甑島支所薩摩川内市下甑駐在機関を廃止
	告示第 396 号	大隅地域振興局建設部肝付町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木
		建築課肝付町道路保守駐在に改称
	告示第 397 号	北薩地域振興局建設部さつま町駐在機関を北薩地域振興局建設部土
		木建築課さつま町道路保守駐在に、大隅地域振興局建設部錦江町駐
		在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在に改
		称
	告示第 398 号	技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として鹿児島地域振
		興局建設部土木建築課日置市駐在機関, 南薩地域振興局建設部土木
		建築課指宿市駐在機関,大隅地域振興局建設部土木建築課曽於市駐
		在機関を設置
	告示第 399 号	事務・技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として北薩地
		域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関、姶良・伊佐地域振興局
		建設部土木建築課伊佐市駐在機関を設置
	告示第 400 号	運転技師及び道路整備員の駐在機関として姶良・伊佐地域振興局建
		設部土木建築課湧水町道路保守駐在を設置
	告示第 401 号	事務・技術職員及び運転技師の駐在機関として大隅地域振興局建設
		部河川港湾課志布志市駐在機関を設置
平成 22 年 4 月 1 日	規則第 28 号	技術管理課を技術管理室として監理課内に設置
		監理課入札・契約指導班を入札・契約係に、建設業係を建設業許可
		係と建設業指導係に、それぞれ改編
		地域振興局・支庁の最終体制の確立に伴い,5地域振興局建設部,
		9建設部支所を5地域振興局建設部,1建設部支所に再編
平成23年1月18日	告示第 59 号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を設置
		都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を設
		置

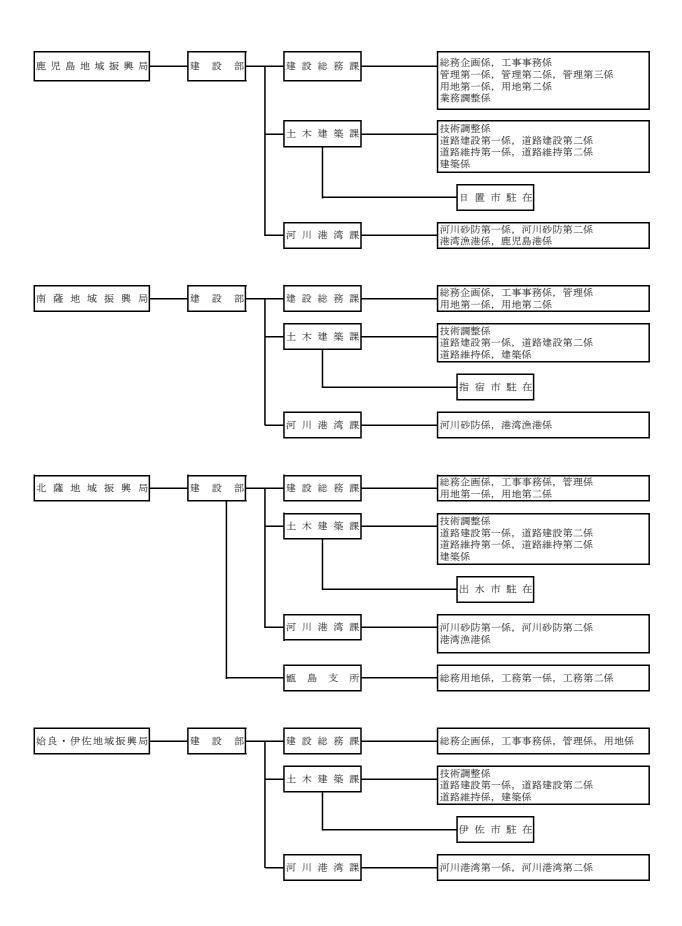
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成23年3月29日	告示第 370 号	大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在を廃止
	告示第 371 号	監理課用地対策室曽於市駐在機関を廃止
	告示第 372 号	監理課用地対策室薩摩川内市駐在機関を廃止
	告示第 373 号	大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在を設置
平成23年5月31日	告示第 596 号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を廃止
		都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を廃
		止
平成24年4月1日	規則第 29 号	土木部に土木監の職を新設
		大島支庁建設部建設課に河川砂防災害対策係を設置
		河川課の参事(激特事業担当)の職を廃止
	告示第 467 号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を設置
平成25年3月29日	規則第 27 号	鹿児島地域振興局建設部河川港湾課のダム建設係を廃止
平成 28 年 4 月 1 日		監理課に課長補佐(建設業担当)の職を単独配置(建設業指導係長
		との兼補解除)
		監理課入札・契約係及び建設業指導係を,入札・指導係に統合
	告示第 376 号	北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在を廃止
	告示第 376 号	大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在を廃止
平成 29 年 4 月 1 日		監理課課長補佐(建設業担当)の職を廃止し、参事(建設業担当)
		の職を配置
		港湾空港課に参事(本港区調整担当)の職を配置
平成 30 年 4 月 1 日	規則第 18 号	大島支庁建設部建設課の河川港湾係を河川港湾第一係に改称
		大島支庁建設部建設課の河川砂防災害対策係を廃止し、河川港湾第
		二係を設置
平成31年4月1日	規則第 26 号	土木監の職を廃止
		土木部に本港区まちづくり総括監の職を新設
		土木部に参事(社会基盤防災・減災担当)の職を配置
		土木部に参事(本港区まちづくり担当)の職を配置
		港湾空港課の参事(本港区調整担当)の職を廃止

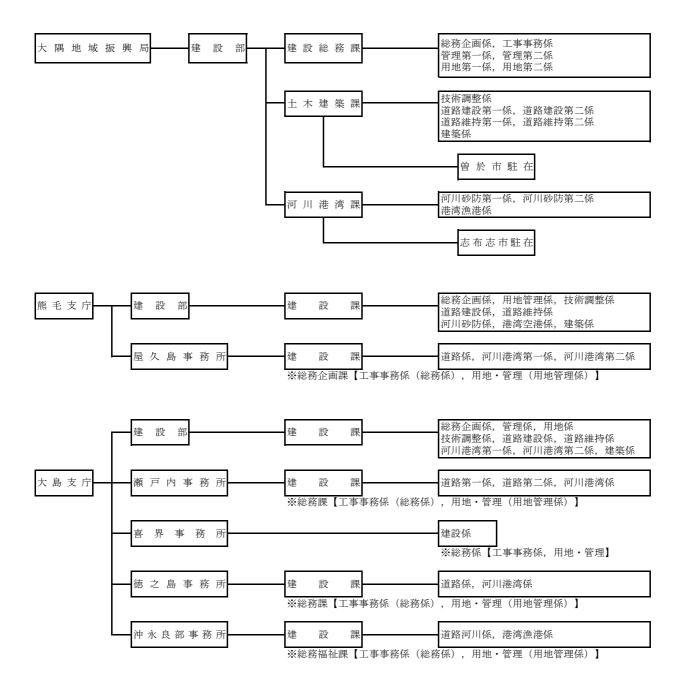
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成31年4月1日	規則第 26 号	砂防課の土砂災害防止推進班を廃止し、管理係を設置
		港湾空港課内に本港区まちづくり推進室を設置
令和2年3月31日	告示第 392 号	姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を廃止
	告示第 393 号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を廃止
令和2年4月1日	規則第 27 号	港湾空港課に空港対策監の職を新設
令和3年4月1日		土木部の参事(本港区まちづくり担当)の職を廃止
令和4年4月1日		本港区まちづくり総括監を土木部長が兼補
		道路維持課に防災・減災対策班を設置
令和5年4月1日		土木部に参事(本港区まちづくり担当)の職を配置
		建築課に盛土等規制対策班を設置
	規則第 31 号	建築課営繕室の庁舎建築係と学校建築係を営繕企画係と施設整備係
		として再編
令和6年7月1日	規則第 43 号	土木部の参事(社会基盤防災・減災担当)の職を廃止し、県土強靱
		化対策監の職を新設
		県土強靱化対策監を土木部次長が兼補
令和7年4月1日		監理課に土木行政総合システム再構築班を設置
		建築課の盛土等規制対策班を廃止
	規則第 18 号	監理課内に盛土対策室を設置

(2) 機構図 (令和7年4月1日現在)

土木部の機構は、本庁に8課8室、5地域振興局に建設部があり、建設部支所が1支所ある。 また、熊毛、大島の各支庁に建設部、屋久島、瀬戸内、徳之島、沖永良部の各事務所に建設課、喜界 事務所に建設係がある。(各事務所の総務課(屋久島は総務企画課、喜界は総務係、沖永良部は総務福 祉課)に土木部の工事事務、用地、管理を担当する職員を配置)







土木部関係機関

- ・鹿児島県住宅供給公社 住宅を必要としている勤労者の資金とその他の資金を活用し、居住環境の良好な集団住宅や宅地 を供給している。
- ・公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 住宅・建築に関する知識の普及、建築関係技術者に対する情報の提供及び県営住宅等の入居手続 きや維持管理を行っている。
- ・鹿児島県道路公社 指宿有料道路等の経営,管理を行っている。
- ・公益財団法人鹿児島県建設技術センター 建設事業に対する技術及び事務の研修,広報,設計積算・施工管理の受託,材料試験等を行っている。